

改正土壤汚染対策法について (平成31年4月1日施行)

※平成31年1～2月の説明会で配布した資料から下記の修正のほか、軽微な修正を行っています。

○P.54【解説】の3点目後段

「ただし、降雨による移動性が高い物質(六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、シアン、水銀(アルキル水銀を含む)、セレン、チウラム、シマジン、有機リン)が区域指定対象物質であり、降雨浸透がない土地(被覆されている土地)については今後地下水基準に適合しない又は目標地下水濃度を超えるおそれがないとは認められない。」に修正。

○P119の3点目

「平成31年4月15日」に修正。

○P120の図

有害物質使用特定施設が設置されている工場における土地の形質の変更の規模要件(900m²)の改正法適用の時期について、「基準日が平成31年5月1日以降」に修正。

目次

1. 改正の経緯	2
2. 調査	7
3. 要措置区域	43
4. 形質変更時要届出区域	67
5. 台帳	83
6. 汚染土壌の搬出等	90
7. 汚染土壌処理業	100
8. 指定調査機関	113
9. 経過措置	118
10. 特定有害物質の見直し	121

1. 改正の経緯

平成21年改正の土壤汚染対策法(旧法) 附則第15条

「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

- ◆ 中央環境審議会土壤農薬部会に土壤制度小委員会を設置
平成28年3月28日～平成30年3月14日 計13回開催
- ◆ 平成28年12月12日
今後の土壤汚染対策の在り方について (第一次答申)
- ◆ 平成29年5月19日
改正土壤汚染対策法公布
- ◆ 平成30年4月1日
改正土壤汚染対策法第1段階施行
- ◆ 平成30年4月3日
今後の土壤汚染対策の在り方について (第二次答申)
- ◆ 平成31年4月1日
改正土壤汚染対策法第2段階施行 (全面施行)

法令改正等の一覧①

【法律】

- 土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)

第1段階施行

【政令】

- 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第269号)

【省令】

- 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成29年環境省令第29号)
- 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令(平成29年環境省令第30号)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令(平成29年環境省令第31号)
- 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成29年環境省令第32号)

第2段階施行

【政令】

- 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第283号)

【省令】

- 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成31年環境省令第3号)
- 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令(平成31年環境省令第4号)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令(平成31年環境省令第5号)

法令改正等の一覧②

第2段階施行(続き)

【告示】

(新規)

- 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件(平成31年1月環境省告示第5号)
- 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件(平成31年1月環境省告示第6号)
- 自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件(平成31年1月環境省告示第7号)
- 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件(平成31年1月環境省告示第8号)

(改正)

- 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件(平成31年1月環境省告示第10号)
- 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件(平成31年1月環境省告示第11号)
- 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件(平成31年1月環境省告示第12号)
- 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件(平成31年1月環境省告示第13号)

このほか、既存の4つの告示について、条項番号の変更に応じた改正を行っている。

＜本資料における略称＞

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)	法
土壤汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)	令
土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)	規則
汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)	処理業省令
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 (平成14年環境省令第23号)	指定省令
環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の 技術の利用に関する法律施行規則(平成17年環境省令第9号)	e-文書規則

備考)いずれも特に断りがない場合は、改正後のものを示す。

2. 調査

調査に関する改正概要

【法改正事項】

- 一時的免除中の土地における土地の形質の変更(法第3条関係)
- 土地の形質の変更時の届出と併せた調査結果の報告(法第4条関係)

【規則改正事項】

- 分解生成物(規則第3条関係)
- 汚染のおそれの由来に応じた調査(規則第3条関係)
- 人為等由来汚染調査(規則第3条の2～第10条関係)
- 自然由来汚染調査(規則第10条の2関係)
- 水面埋立て土砂由来汚染調査(規則第10条の3関係)
- 試料採取等の対象とする深さの限定(規則第4条第4項他関係)
- 試料採取等を省略した場合の評価(規則第14条関係)
- 一時的免除を受ける土地の範囲の明示(規則第16条他関係)
- 一時的免除中の土地における形質変更の手続き(規則第21条の2他関係)
- 土地の形質の変更の規模要件(規則第22条関係)
- 土地の形質の変更の届出事項等(規則第23条他関係)
- 土地の形質の変更の届出が不要となる土地の指定(規則第25条関係)
- 人の健康被害のおそれがある土地における土壌汚染状況調査の報告事項(規則第30条の2関係)
- 地下水汚染の到達距離の算出(通知事項)

一時的免除中の土地における土地の形質の変更(法第3条関係)

改正内容

- **一時的免除中の土地における土地の形質の変更時の届出義務の創設(法第3条第7項)**
法第3条第1項ただし書の確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地の所有者等は、当該土地において土地の形質の変更を行おうとする場合は、土地の形質の変更の場所及び着手予定日等を**あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない**。ただし、**軽易な行為その他の行為**※や非常災害のために必要な応急措置として行う行為はこの限りではない。
※施行規則において、**900m²未満**の土地の形質の変更等を、届出が不要な軽易な行為等として規定する(規則第21条の4)。
- **都道府県知事が届出を受けた場合の調査命令の発出(法第3条第8項)**
都道府県知事は、上記届出を受けた場合、当該土地の所有者等に対し**土壤汚染状況調査を行い報告することを命ずる**ものとする。

【解説】

- ✓ 旧法では、一時的免除中の土地については、3000 m²以上の土地の形質の変更であれば法第4条第1項の届出が必要であったが、3000 m²未満であれば届出をせずに土地の形質の変更を行うことができた。改正法では、900 m²以上の土地の形質の変更については、**法第3条第7項に基づき届出を行った上で、土壤汚染状況調査が必要となる**。
- ✓ 一時的免除中の土地は有害物質使用特定施設が存在する土地であるため、**届出があった場合は、都道府県知事は必ず土壤汚染状況調査を命ずることとしている**。
- ✓ 土壤汚染状況調査を行う範囲は、**土地の形質の変更(盛土部分は除く)を行う範囲**となる。
- ✓ 法第3条第8項の調査命令に基づく調査が行われたことをもって、法第3条第1項の調査義務が果たされるものではなく、**ただし書の確認が取り消された場合には、あらためて土地の所有者等に調査義務が発生する**。
- ✓ 調査命令発出の判断を要しないため、30日前の届出ではなく「**あらかじめ**」**届け出る**こととしている。実際には、調査や行政手続に要する日数を勘案して、余裕をもって届け出る必要がある。

土地の形質の変更の届出と併せた調査結果の報告(法第4条関係)

改正内容

- 土地の形質の変更時の届出と併せて調査結果を報告することができる規定を新設(法第4条第2項)

法第4条第1項の土地の形質の変更を行おうとする者は、土地の所有者の全員の同意を得て、土壤汚染状況調査を行い、その結果を土地の形質の変更の届出に併せて都道府県知事に報告することができることとした。(第1段階施行で施行済み)

【解説】

- ✓ 旧法では、土地の形質の変更の届出、都道府県等による汚染のおそれの判断、調査命令発出、調査結果の報告という流れであったが、土地の形質の変更を行おうとする者が先行して土壤汚染状況調査を実施し、土地の形質の変更の届出と併せて調査結果を報告することができることとした。
- ✓ これにより、都道府県等による汚染のおそれの判断の迅速化や正確な判断が可能になるほか、土地の所有者等にとっても計画的な施行が可能となる。
- ✓ この規定により土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合には、法第4条第3項の命令の対象にはならない。ただし、調査方法や結果に不備がある場合等には、法第4条第3項の調査命令を発出することができる。
- ✓ この規定に基づき私的資料が提出された場合は、都道府県等はそれを調査命令の要否の判断に活用することができるが、引き続き公的資料により調査命令の要否を判断することが基本となる。

分解生成物(規則第3条関係)

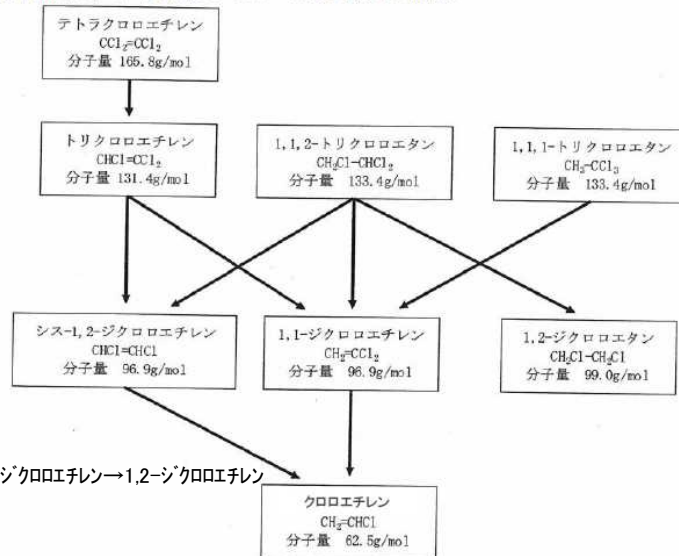
改正内容

- 試料採取等対象物質における分解生成物の位置づけの明確化(規則第3条第2項)**
 試料採取等対象物質に分解生成物を含むことを規則で明確化した。
- 四塩化炭素の分解経路の追加(規則別表第1)**
 四塩化炭素の分解経路として、**四塩化炭素→(クロロホルム)→ジクロロメタンを新たに考慮に入れる**こととする。(クロロホルムは特定有害物質ではないため、対象外。)

【解説】

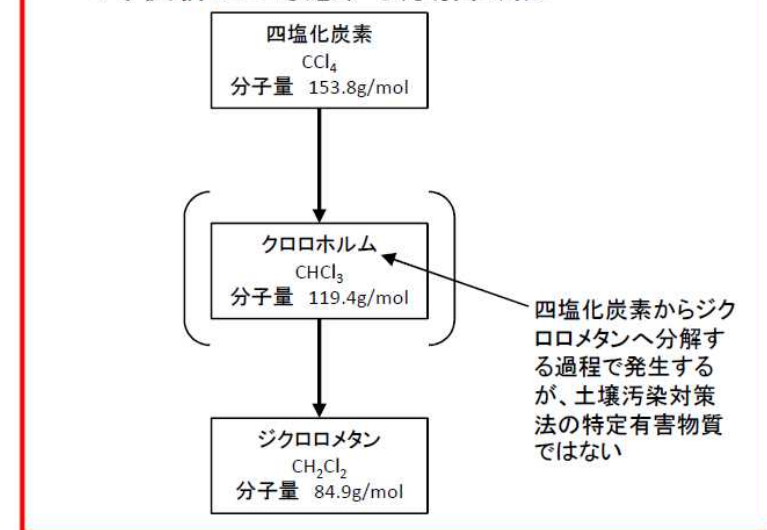
- ✓ 旧法では、施行通知で分解生成物の調査について記載していたが、改正規則では条文上で明記した。
- ✓ 親物質と分解生成物の関係は、規則別表第1に示した。具体的には、以下の分解経路図のとおり。

<現行制度で考慮している分解経路>



注)H31.4.1.よりシス-1,2ジクロロエチレン→1,2-ジクロロエチレン

<今後新たに考慮する分解経路>



汚染のおそれの由来に応じた調査(規則第3条関係)

改正内容

- **汚染のおそれの由来に応じた土壤汚染状況調査の実施の明確化(規則第3条第6項)**
土壤汚染状況調査の実施者は、土壤汚染状況調査の対象地の**自然由来、水面埋立て土砂由来、人為等由来の汚染のおそれがある土地、特定有害物質ごとに、それぞれに応じた方法で試料採取等を行う区画の選定等を行う**こととする。
 - ・自然由来の汚染のおそれ:**規則第10条の2**に定める方法(自然由来汚染調査)
 - ・水面埋立て土砂由来の汚染のおそれ:**規則第10条の3**に定める方法(水面埋立て土砂由来汚染調査)
 - ・人為等由来の汚染のおそれ:**規則第3条の2から規則第10条**に定める方法(人為等由来汚染調査)

【解説】

- ✓ 旧法では、「基本となる調査」に対して、専ら自然由来又は水面埋立て土砂由来の汚染のおそれがあるときの調査の特例を定めていた。改正規則では、**汚染のおそれのある特定有害物質ごとに、汚染のおそれの由来に応じた試料採取等を行う区画の選定等を行う**こととした。
- ✓ これにより、自然由来又は水面埋立て土砂由来の汚染のおそれと人為等由来の汚染のおそれの両方がある土地は、それぞれの由来の土地、物質について、それぞれに対応する調査を行うこととなることを明確化した。(下図参照)

敷地全体に物質aによる自然由来の汚染のおそれ

物質bによる人為等
由来の汚染のおそれ

土地B

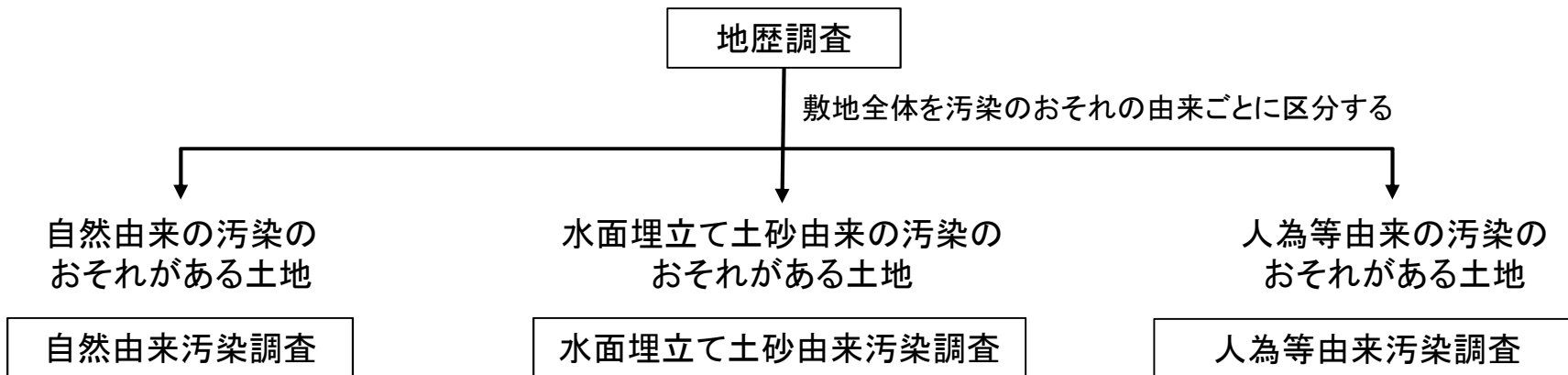
土地A
(土地B部分は除く)

【改正後】

土地A: 物質aについて自然由来汚染調査
土地B: 物質aについて自然由来汚染調査及び
物質bについて人為等由来汚染調査

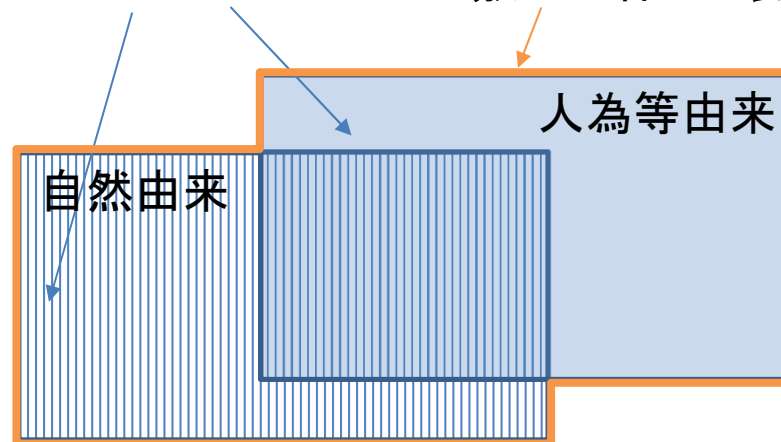
【解説】(続き)

- ✓ 「人為等由来」は、自然由来と水面埋立て土砂由来以外と定義される。汚染のおそれの由来が不明な場合も、人為等由来に分類される。
- ✓ 調査の具体的な方法は、旧法の「基本となる調査」「自然由来特例調査」「水面埋立地特例調査」と基本的に同様であるが、一部改正を行っている(改正内容は後述する)。



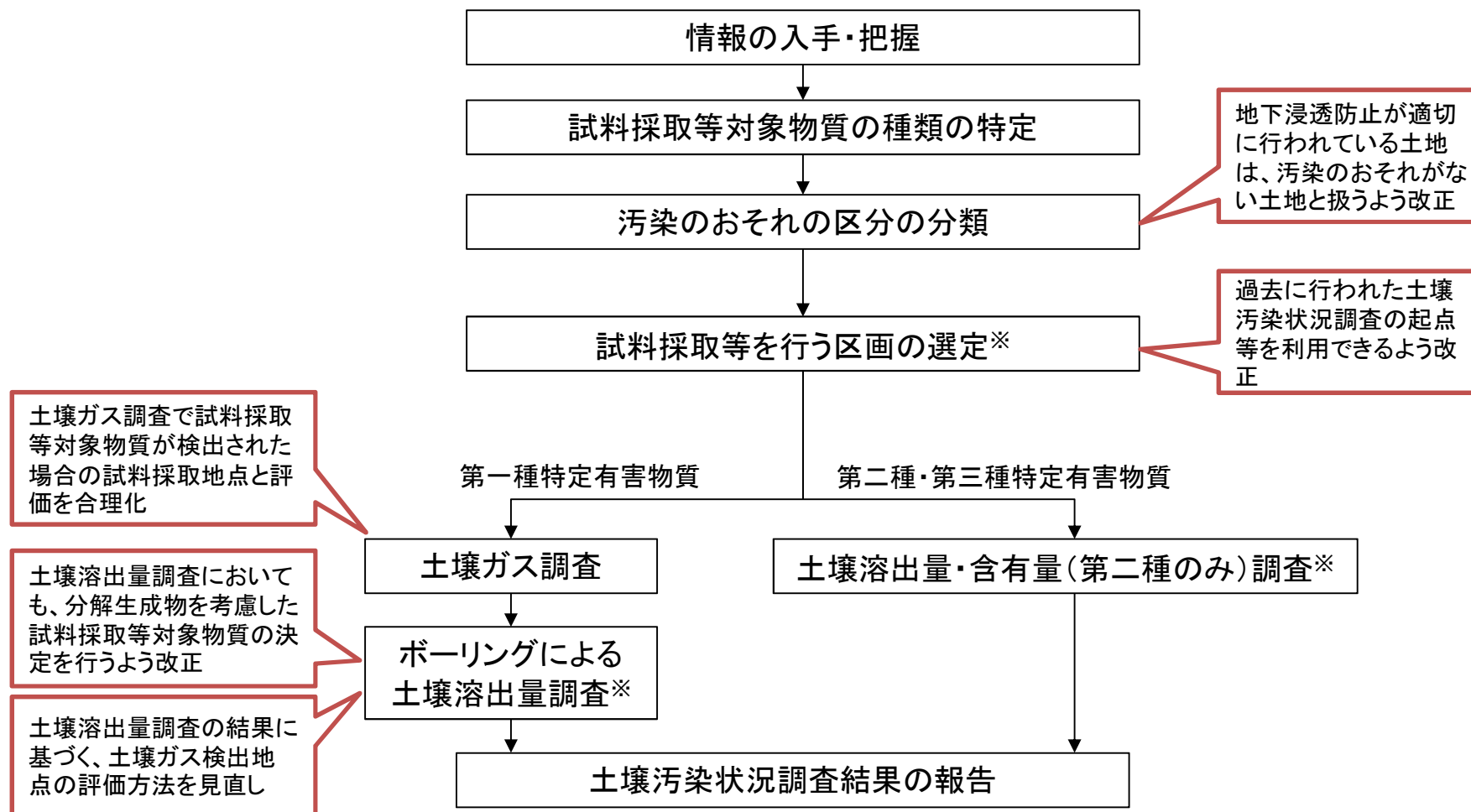
- ✓ 規則の条文では、調査対象の全体を「土壌汚染状況調査の対象地」、人為等・自然・水面埋立て土砂のそれぞれの由来の調査の対象地を「調査対象地」としている。(下図参照)

それぞれの由来の「調査対象地」 敷地全体「土壌汚染状況調査の対象地」



人為等由来汚染調査(規則第3条の2～第10条関係)①

人為等由来汚染調査に係る改正内容の概要



※改正により試料採取等深さの限定ができることとなる。試料採取等深さの限定については後述する。

人為等由来汚染調査(規則第3条の2～第10条関係)②

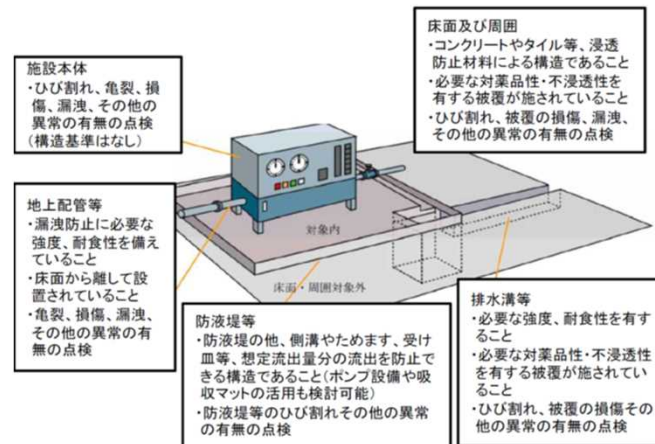
改正内容

- 水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置が適切に行われている土地の扱い(規則第3条の2)**
 土壤汚染のおそれの分類において、「汚染のおそれがないと認められる土地」に分類する土地に、**平成24年6月以降に設置された水質汚濁防止法第12条の4に定められた地下浸透防止のための構造等の基準に適合する有害物質使用特定施設がある場所で、同法第14条第5項の規定による点検が適切に行われてることにより特定有害物質が地下浸透したおそれがないと確認された場所**を追加した。

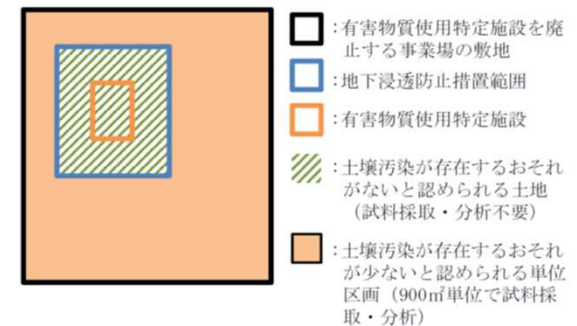
【解説】

- ✓ 旧法では、水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置が図られた場所についても、汚染のおそれが比較的多い土地に分類し、単位区画ごとの試料採取を必要としていたが、適切に地下浸透防止措置が図られている場所は、汚染のおそれがない土地に分類し、試料採取等を不要とした。
- ✓ 対象となる施設は、改正水質汚濁防止法が施行された平成24年6月以降に設置された有害物質使用特定施設である。
- ✓ 構造等の基準に適合しているのみでなく、**点検記録の確認により試料採取等対象物質が地下に浸透していないことが確認できる必要がある。**
- ✓ **汚染のおそれがない土地に分類するのは、防液提等の地下浸透防止措置が図られた場所のみであり、敷地全体の試料採取等が不要となるわけではない。**

〈水質汚濁防止法の構造基準及び定期点検の方法の一例〉



〈新制度における地下浸透防止措置がされた土地での汚染のおそれの区分のイメージ(新制度)〉



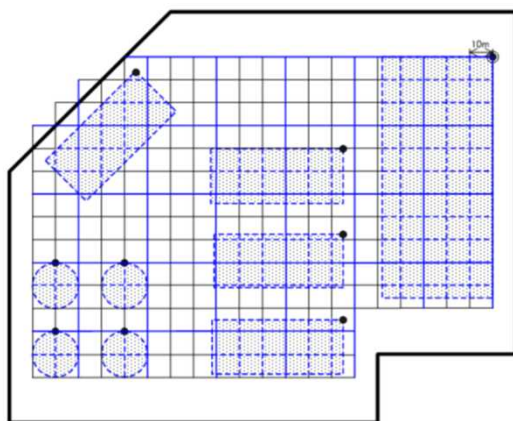
人為等由来汚染調査(規則第3条の2～第10条関係)③

改正内容

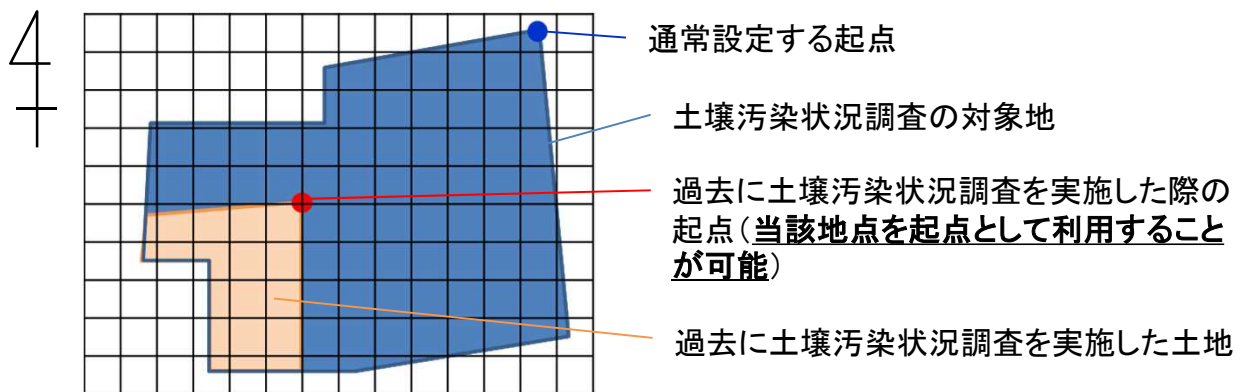
- **土壤汚染状況調査の対象地が複数ある場合の区画の特例(規則第5条第1項)**
土壤汚染状況調査の対象地が複数ある場合の区画の特例を法第4条第3項の命令に基づく調査以外についても、適用できることとした。
- **過去に行われた土壤汚染状況調査の起点等の利用(規則第5条第2項)**
土壤汚染状況調査における区画の設定の特例として、土壤汚染状況調査に係る土地の区域内において、過去に行った土壤汚染状況調査があるときは、**過去に行った土壤汚染状況調査の起点を利用して区画の設定を行うことができる**こととする。

【解説】

- ✓ 旧法では、法第4条第3項の命令に基づく土壤汚染状況調査のみ、土壤汚染状況調査の対象地が複数ある場合に特例としてその最も北の地点を起点として区画を設定することができたこととしていたが、改正法では、**全ての契機の調査で同様の起点の設定ができることとした。**
- ✓ 旧法では、土壤汚染状況調査を行うごとに、調査対象地の最も北にある地点(複数ある場合は、そのうち最も東にある地点)を起点とすることとしていたが、**過去に土壤汚染状況調査を行った土地においては、過去に設定した起点等を利用できることとした。**
- ✓ 過去の土壤汚染状況調査の起点を利用することにより、過去の調査結果との重ね合わせが容易となり、過去の調査結果を活用しやすくなる。



＜対象地が複数ある場合の
区画設定の特例の例＞



＜過去の起点を利用した区画設定の例＞

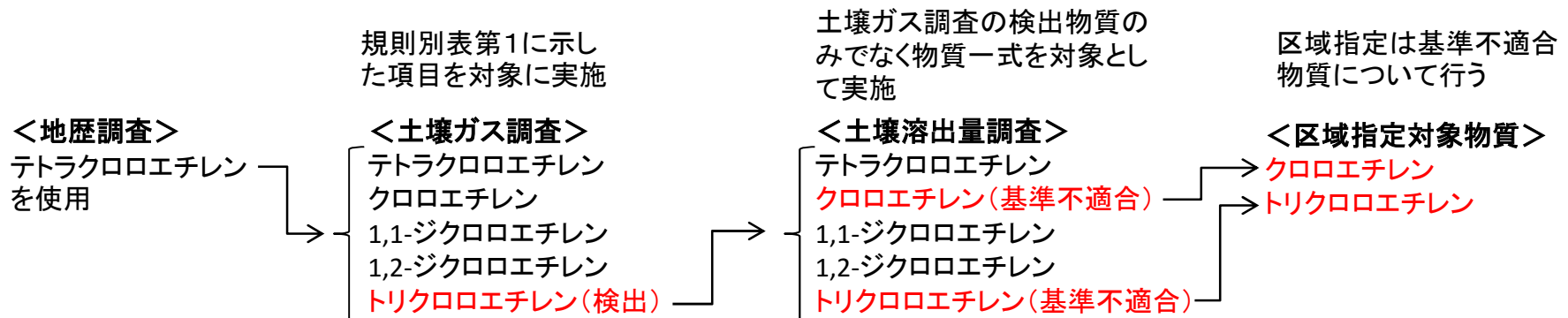
人為等由来汚染調査(規則第3条の2～第10条関係)④

改正内容

- **試料採取等対象物質における分解生成物の位置づけの明確化(規則第8条第1項)**
試料採取等対象物質に分解生成物を含むことを規則で明確化した。また、**土壤ガス調査で検出しなかった親物質や分解生成物についても土壤溶出量調査の試料採取等対象物質となる**こととした。

【解説】

- ✓ 改正により、規則別表第1の親物質、分解生成物の組み合わせは一式として土壤ガス調査、土壤溶出量調査を行うこととなる。



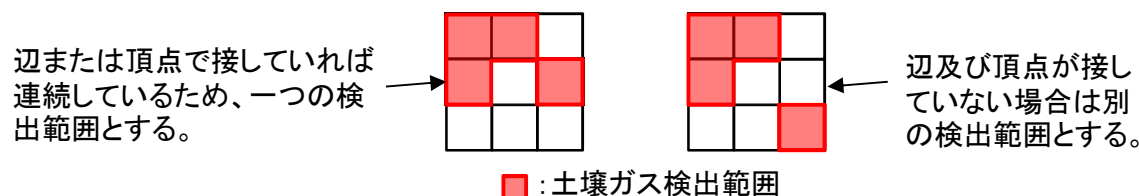
人為等由来汚染調査(規則第3条の2～第10条関係)⑤

改正内容

- **第一種特定有害物質を対象とした土壤溶出量調査の試料採取地点と評価の合理化(規則第8条、第9条)**
土壤ガス調査において、試料採取等対象物質が検出された場合(又は地下水が基準不適合だった場合)は、**検出された試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲(「検出範囲」という)ごとに、基準不適合土壤が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の地点(「代表地点」という)で土壤溶出量調査を行うこととした。**
また、調査結果の評価についても検出範囲ごとに代表地点の調査結果をもとに評価を行うこととした。

【解説】

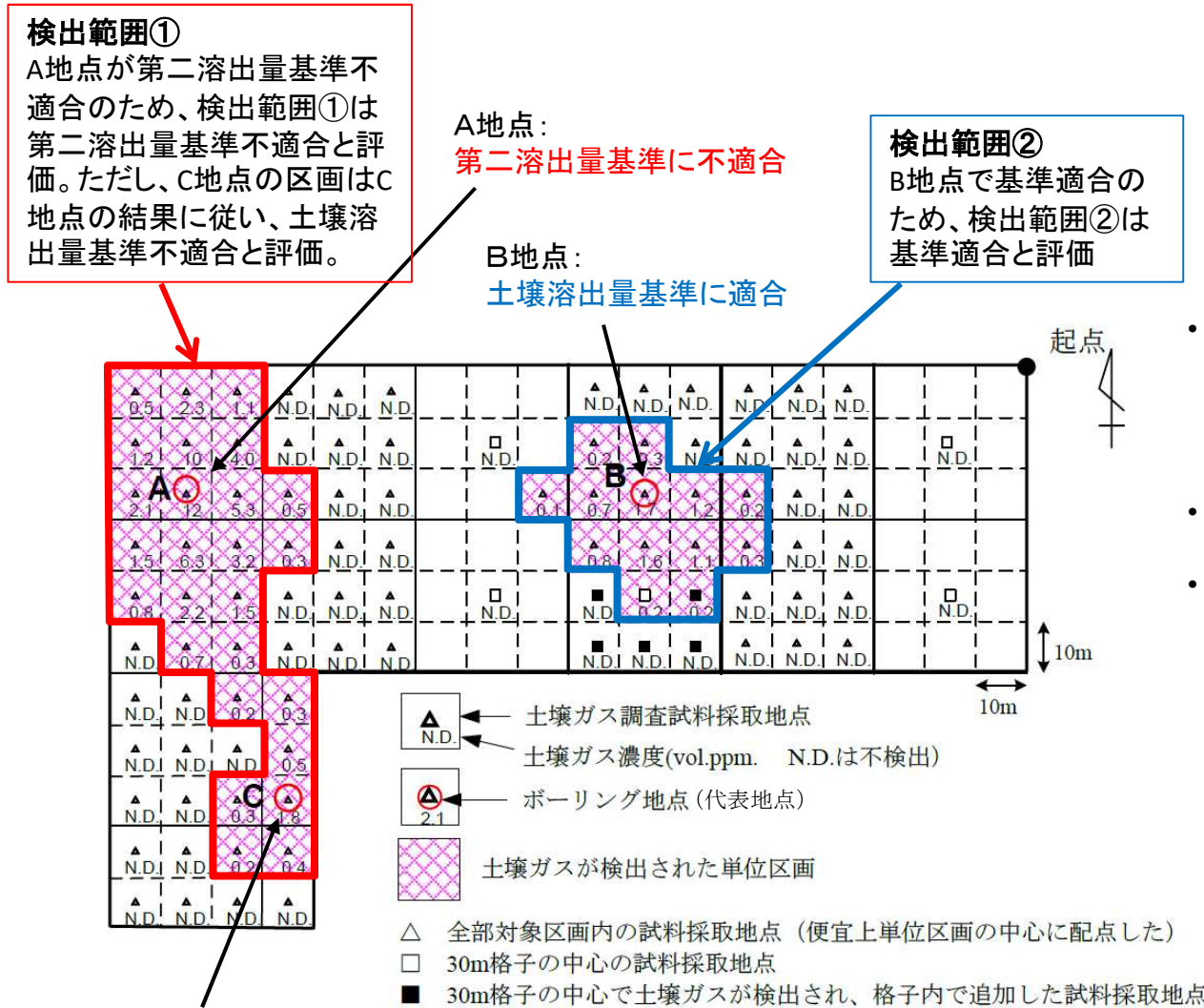
- ✓ 旧法では、土壤ガスが検出(又は、地下水が基準不適合)された範囲全体のうち、基準不適合土壤が存在するおそれが最も多いと認められる地点(土壤ガスの相対的高濃度地点)で土壤溶出量調査を行い、当該結果で土壤ガスが検出された範囲全体を評価することとしていたが、**土壤ガスの検出範囲のかたまり(検出範囲)ごとに相対的高濃度地点(代表地点)で調査を行い、当該結果に基づいて評価を行うこととした。**
- ✓ 「単位区画が連続する範囲」とは、単位区画の4辺及び4頂点のいずれかが他の単位区画と接していることをもって連続しているものとし、「連続する他の単位区画」とは、単位区画の周囲にある最大8つの単位区画のことを指すものとする。



- ✓ 旧法では、ボーリングによる土壤溶出量調査を行い、第二溶出量基準不適合が確認された場合は、土壤溶出量調査を行い基準適合であった単位区画以外の全ての土壤ガスが検出した区画(土壤溶出量調査を行い、土壤溶出量基準不適合であったが第二溶出量基準に適合であった区画も含む)が第二溶出量基準不適合と評価されていたが、**土壤溶出量調査を行った区画は、当該結果によって評価を行うこととした。**
(次ページに調査例を示す。)

【解説】(続き)

<第一種特定有害物質の調査・評価例>

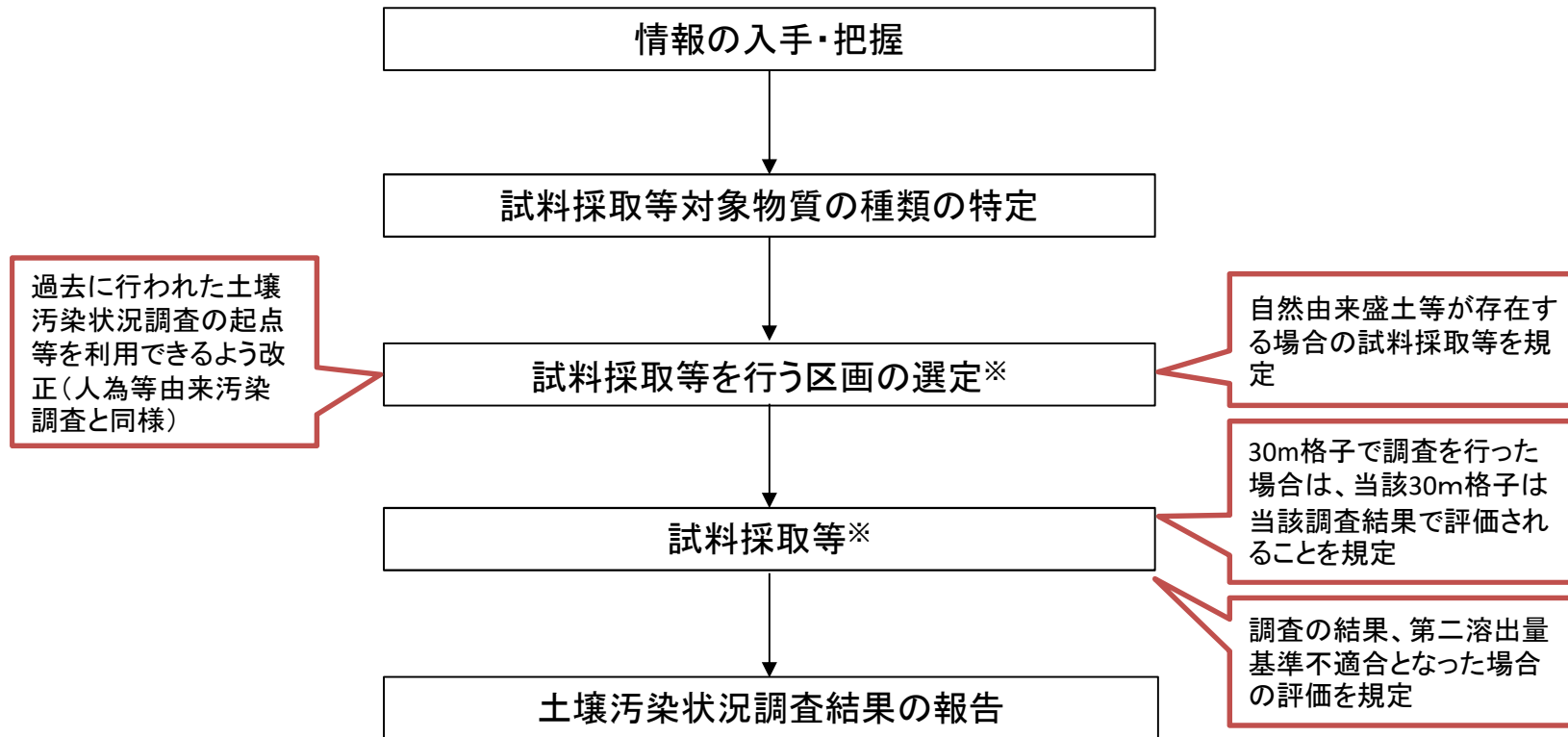


C地点：
土壤溶出量基準に不適合、第二溶出量基準に適合

- 検出範囲ごとに代表地点で土壤溶出量調査を行う。
(一つの検出範囲内で相対的高濃度地点が複数ある場合は、現行通り複数の地点で土壤溶出量調査を行う。)
- 検出範囲ごとに代表地点の調査結果で評価を行う。
- ひとつの検出範囲に代表地点が複数ある場合は、最も濃度が高かった地点の結果で検出範囲内の評価を行う。ただし、試料採取等を行った単位区画については、当該調査結果に基づき評価を行う。

自然由来汚染調査(規則第10条の2関係)①

自然由来汚染調査に係る改正内容の概要



※改正により試料採取等深さの限定ができることとなる。試料採取等深さの限定については後述する。

自然由来汚染調査(規則第10条の2関係)②

改正内容

- 自然由来汚染調査において自然由来盛土等がある場合の調査方法を規定(規則第10条の2第2項、第3項)
自然由来汚染調査を行う際に土壤汚染状況調査の対象地内に自然由来盛土等がある場合には、当該自然由来盛土等についても試料採取等を行うこととする。

【解説】

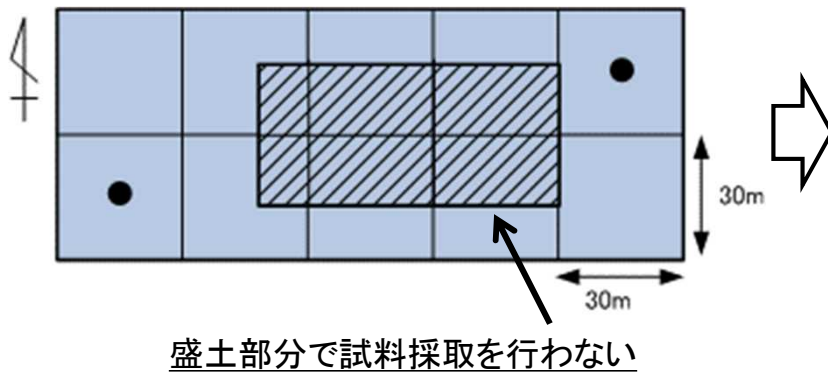
- ✓ 旧法では、自然由来特例調査を行う際の盛土部分の調査を規定していなかったが、自然由来盛土等がある部分についても試料採取等を行うこととした。
- ✓ 自然由来盛土等とは、以下のいずれにも該当する土壤のことを指す。
 - (1) 調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壤が地表から10mまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壤であること
 - (2) 次のいずれかの土壤であること
 - ・900m未満の移動による掘削・盛土
 - ・基準不適合の状態が同じであることが確認された土地間で移動した土壤であること(下表参照)
(現行の同一事業による掘削・盛土を見直し)

盛土・埋め戻しに使用した土壤の掘削を行った土地の汚染状態	調査対象地の汚染状態
土壤溶出量基準不適合、土壤含有量基準適合	土壤溶出量基準不適合、土壤含有量基準適合
	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準不適合
土壤溶出量基準適合、土壤含有量基準不適合	土壤溶出量基準適合、土壤含有量基準不適合
	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準不適合
土壤溶出量基準及び土壤含有量基準不適合	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準不適合

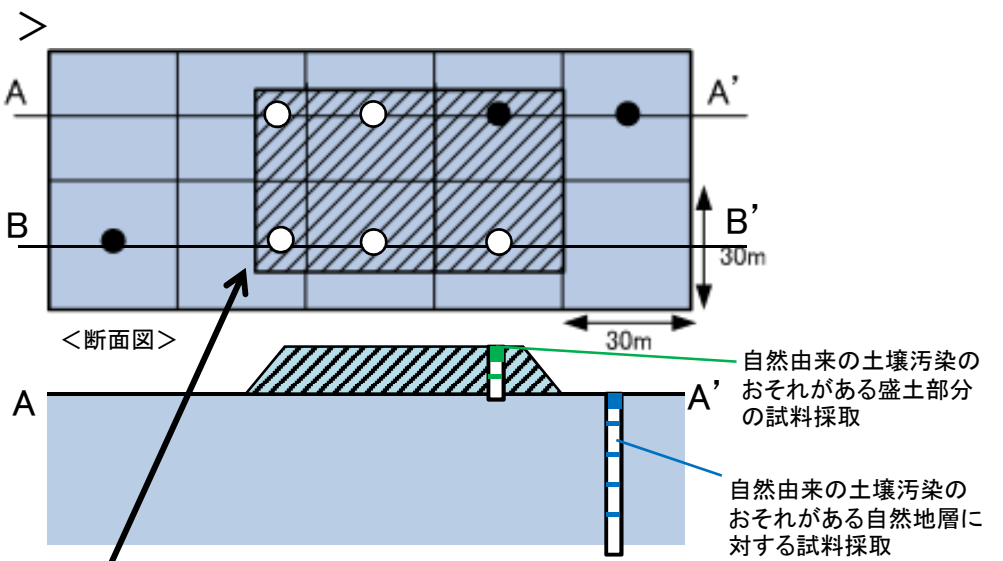
【解説】(続き)

- ✓ 自然由来盛土等は30m格子ごとに試料採取等を実施する。ただし、自然由来盛土等に使用した土壌が、一の均一な汚染状態にあるとみなすことができる場合は、いずれかひとつの30mで試料採取等を行うとすることもできる。

<現行の自然由来特例調査の試料採取例>



<改正後の自然由来汚染調査の試料採取例>



盛土部分で30m格子ごとに試料採取を実施

(自然由来盛土等に使用した土壌が一の均一な汚染状態にある土地においては、当該盛土に係る2地点目以降は省略可)

- : 自然由来の汚染のおそれがある自然地層が分布する土地
- : 自然由来の汚染のおそれがある盛土
- : 試料採取地点
- : 盛土の試料採取等を省略可 (盛土等に使用した土壌が一の均一な汚染状態にあると認められる場合)

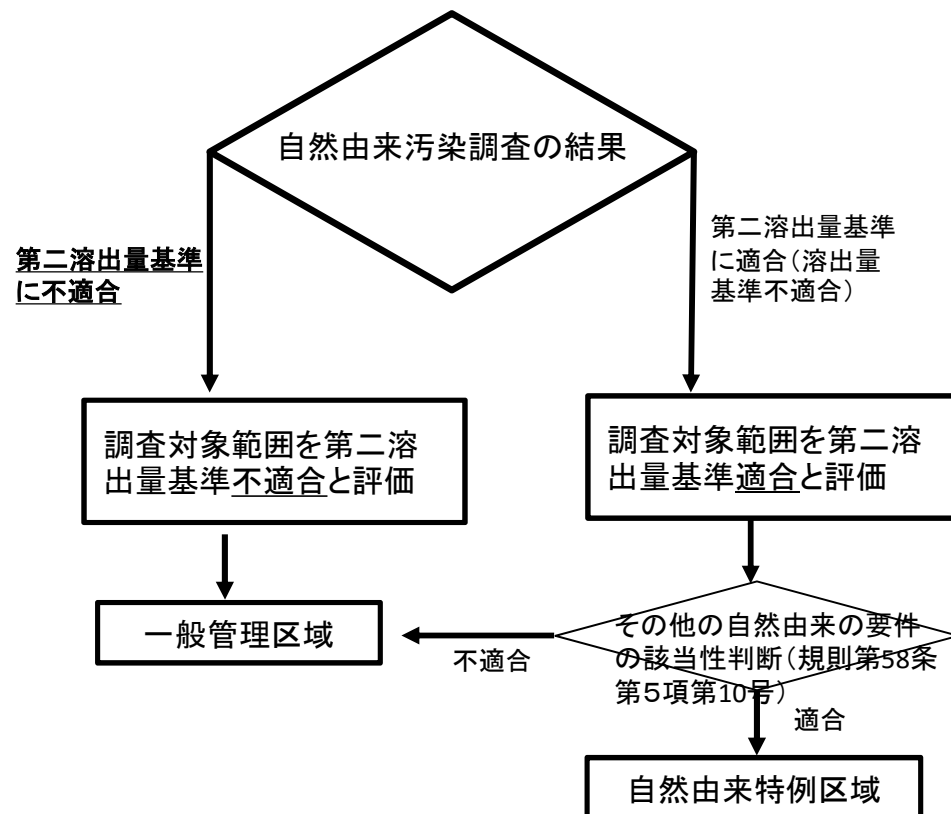
自然由来汚染調査(規則第10条の2関係)③

改正内容

- **自然由来汚染調査における30m格子ごとの調査の合理化(規則第10条の2第7項、第8項)**
自然由来汚染調査の対象地において、900m格子の調査地点に加えて**調査対象地内の単位区画で試料採取等を行った場合は、当該単位区画を含む30m格子を当該調査結果により評価することとする。**
- **自然由来汚染調査における第二溶出量基準不適合の評価の明確化(規則第10条の2第5～8項)**
自然由来汚染調査において第二溶出量基準不適合が確認された場合、当該結果で評価を行う範囲については**第二溶出量基準不適合と評価することを明確化**した。なお、当該範囲が形質変更時要届出区域に指定された場合は**一般管理区域**となる。

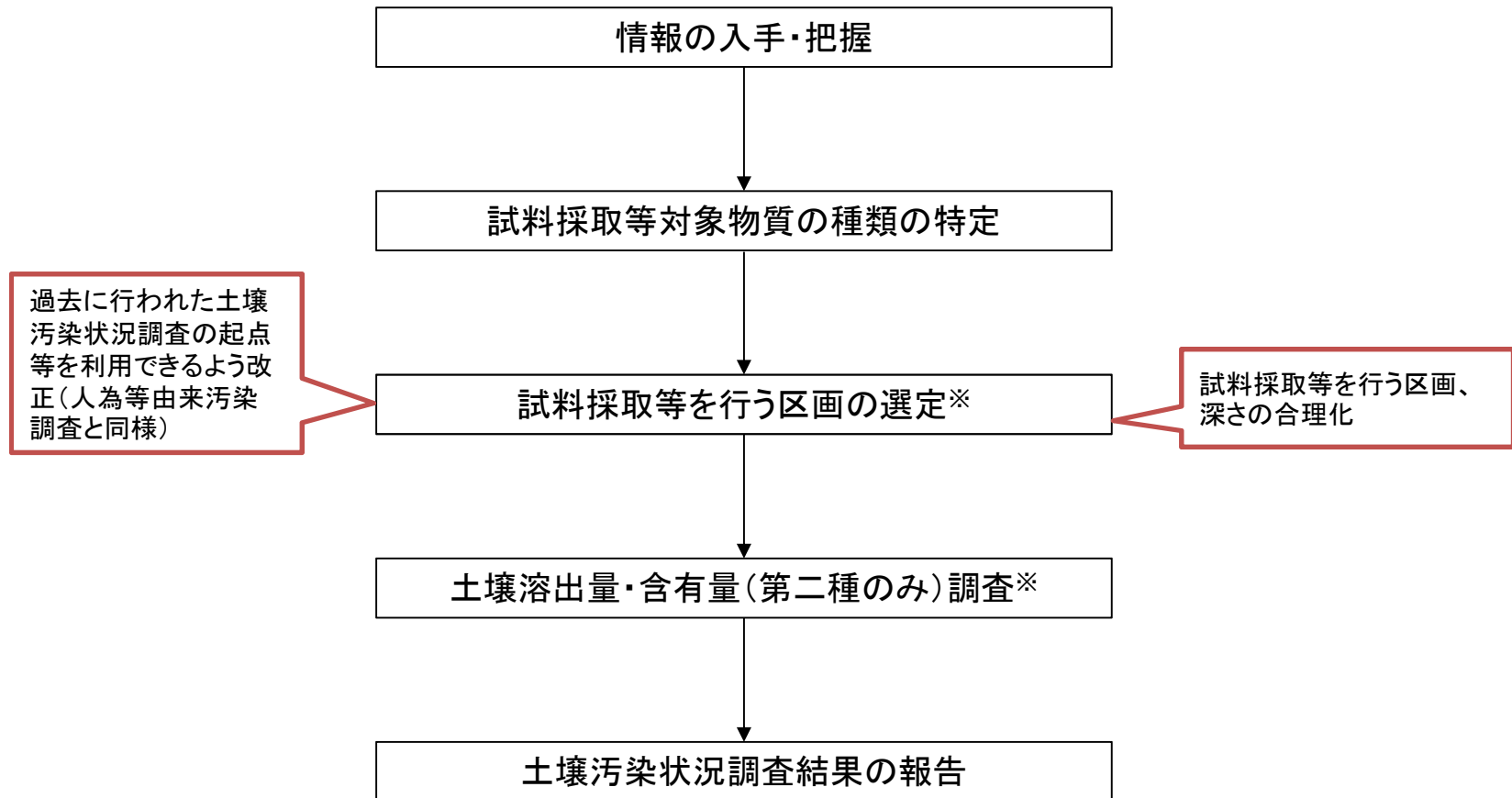
【解説】

- ✓ 旧法では、調査対象地内で自然由来特例調査を行った場合、土壌溶出量基準適合かつ土壌含有量基準適合の30m格子以外は、900m格子の調査結果で評価することとしていたが、試料採取等を行った30m格子については当該試料採取等の結果に基づき評価することとした。このため、**30m格子ごとの絞り込み調査を行うことが可能**となった。
- ✓ 旧法では、自然由来特例調査において第二溶出量基準不適合となった場合の区域指定の基準の適合性の評価方法が規定されていなかったが、改正により規定した。**第二溶出量基準不適合の場合は、一般管理区域に指定**されることとなる。



水面埋立て土砂由来汚染調査(規則第10条の3関係)①

水面埋立て土砂由来汚染調査に係る改正内容の概要



※改正により試料採取等深さの限定ができることとなる。試料採取等深さの限定については後述する。

水面埋立て土砂由来汚染調査(規則第10条の3関係)②

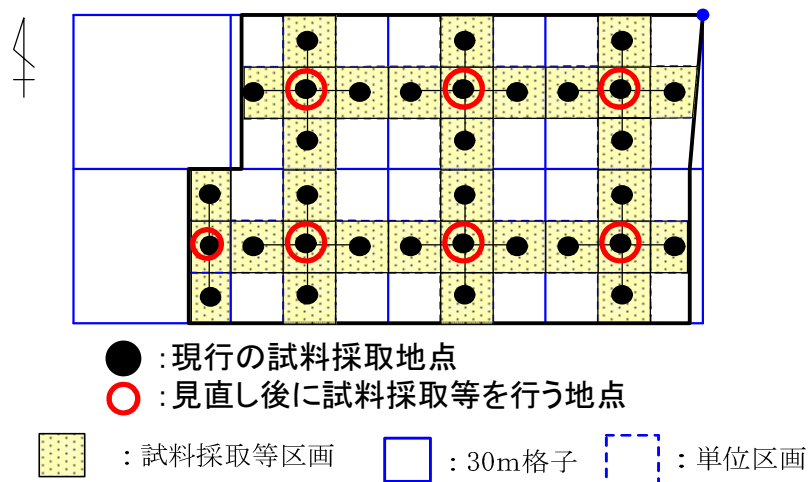
改正内容

- 水面埋立て土砂由来汚染調査の試料採取地点の合理化(規則第10条の3第1項)**
 水面埋立て土砂由来汚染調査における試料採取地点を**第二種、第三種特定有害物質についても30m格子に1地点とすることとする**。また、試料採取を行う深さの範囲は、**埋立層等の位置が明らかである場合は当該範囲内の土壌を採取することとする**。

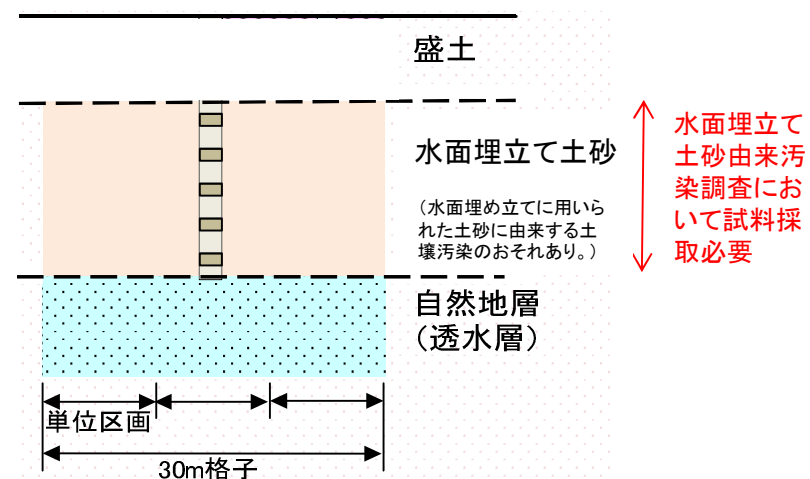
【解説】

- ✓ 旧法では、第二種、第三種特定有害物質については、原則として30m格子のうちの5つの単位区画で試料採取を行い、深度ごとに混合して試料とすることとしていたが、**30m格子のうちの1つの単位区画において採取をすればよいこととした**。
- ✓ 旧法では、試料採取を行う深さは埋立層等の位置に係らず表層及び深さ1mから10mまでの1mごとの土壌(帯水層の底面がある場合は、帯水層底面まで)としていたが、**埋立層等の位置が明らかである場合は当該範囲内の土壌を採取することとした**。

<第二種・第三種特定有害物質の試料採取地点>



<水面埋立て土砂由来汚染調査の試料採取等対象とする深さ>



試料採取等の対象とする深さの限定(規則第4条第4項他関係)

改正内容

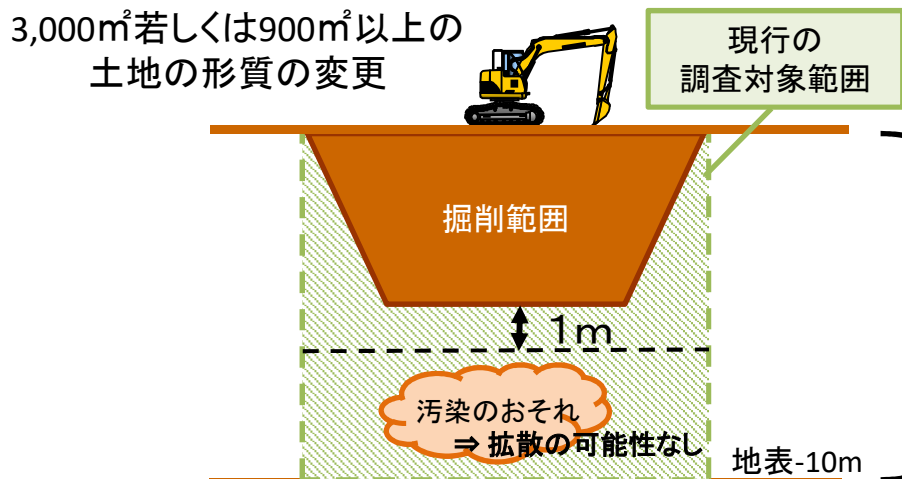
- **土地の形質の変更を契機とした土壤汚染状況調査における試料採取等深さの限定(規則第4条第4項他)**
土地の形質の変更を契機として行う土壤汚染状況調査(法第3条第8項若しくは第4条第3項の命令による調査及び法第4条第2項に基づき行う調査)では、**最大形質変更深さより1mを超える深さに汚染のおそれがあると認められる場合は、当該汚染のおそれは試料採取等の対象としないことができる。**また、**一つの試料採取等の結果を用いて評価が行われる範囲のなかにおける最大形質変更深さのうち、最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置の土壤の採取を行わないことができる。**

【解説】

- ✓ **土地の形質の変更を契機として行う土壤汚染状況調査では、現行どおり原則深さ10mまでにある汚染のおそれを対象として試料採取等を行うほか、最大形質変更深さより1mを超える深さにある汚染のおそれを試料採取等の対象としないことができることとした。**
- ✓ **また、上記に加え、単位区画や30m格子、土壤ガスの検出範囲等、一つの試料採取等の結果を用いて評価が行われる範囲のなかにおける最大形質変更深さのうち、最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置の土壤について、採取を行わないことができることとした。**
- ✓ **試料採取等の対象外とした場合、調査結果の報告の際、試料採取等の対象としなかった汚染のおそれがある旨、試料採取等の対象としなかった深さ及び特定有害物質の種類を報告する必要がある。**

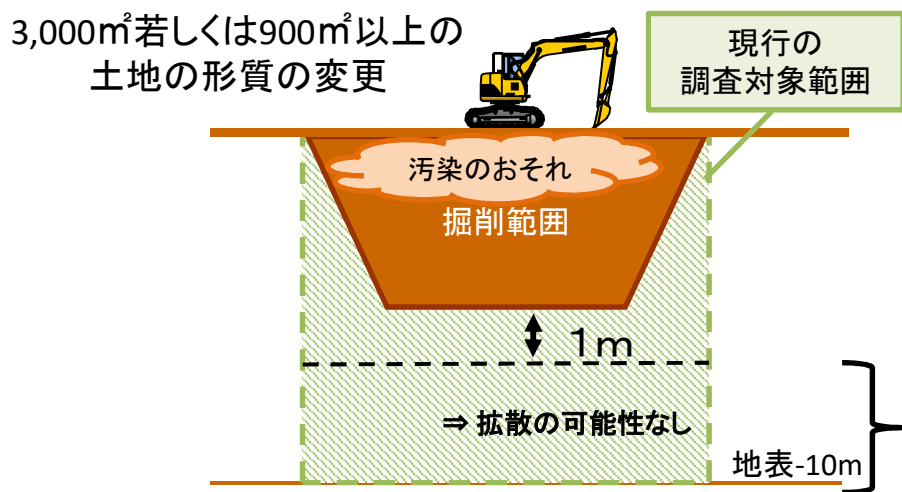
【解説】(続き)

✓最大形質変更深さより1mを超える深さに汚染のおそれがある場合



最大形質変更深さ※+1mを超える深さにのみ汚染のおそれがある場合は、その単位区画については試料採取等の対象としないことができる。

✓最大形質変更深さより1mを超える深さの土壌の場合



一つの試料採取等の結果を用いて評価が行われる範囲のなかにおける最大形質変更深さのうち、最も深い位置の深さ+1mを超える深さの土壌は、試料採取等を行わないことができる。

※最大形質変更深さとは単位区画における最も深い形質変更深さを指す。(次ページ参照。)

【解説】(続き)

✓ 最大形質変更深さにおける最も深い位置の深さを設定する単位を設定する範囲は、以下の表のとおりである。

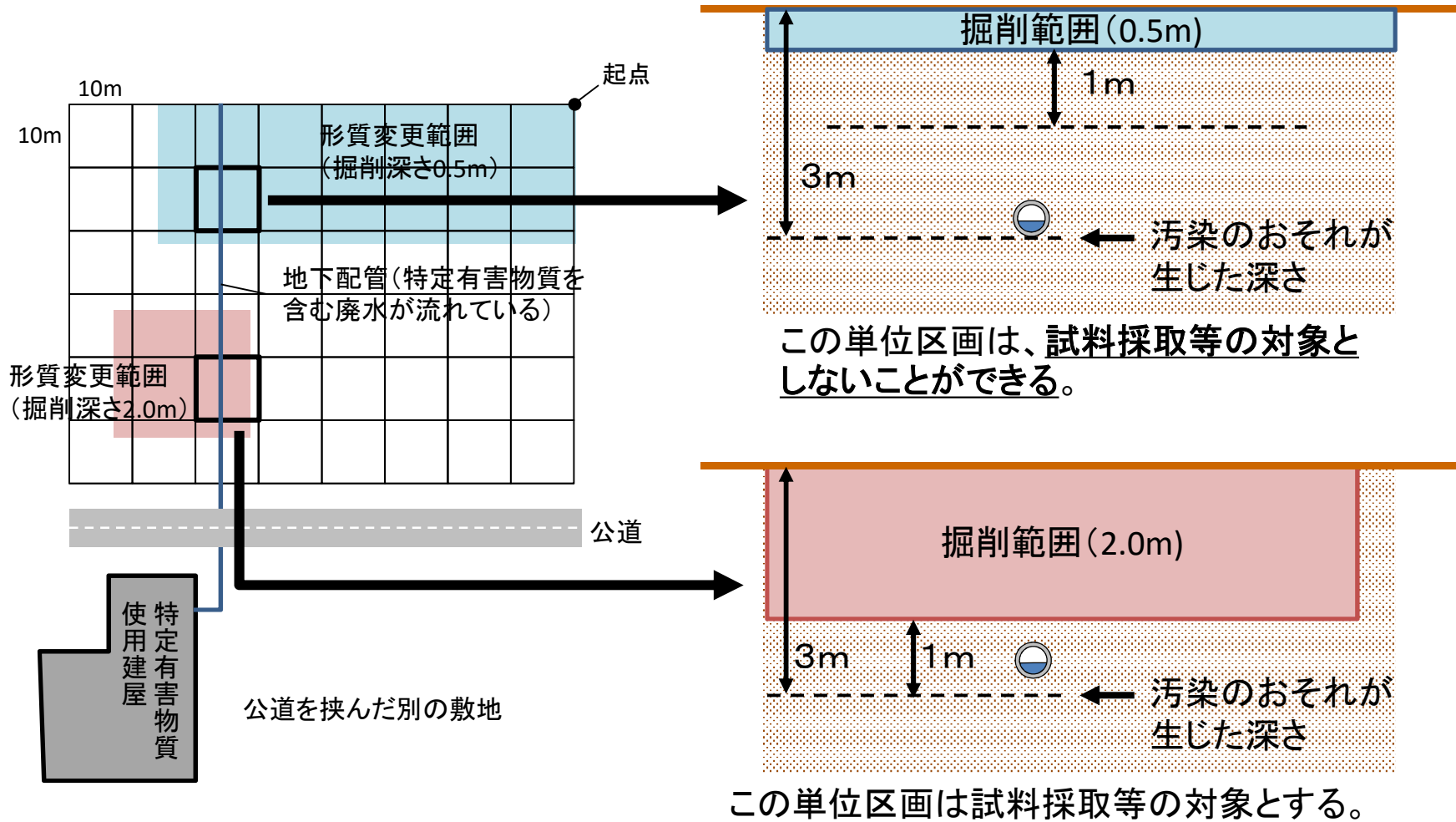
調査の種類	分類	最大形質変更深さにおける最も深い位置の深さを設定する単位	規則条文
人為等由来 汚染調査	試料採取等を行う区画の選定	単位区画※	規則第4条第4項
	試料採取等の実施	単位区画	規則第6条第3項第1号
	土壌ガス調査により試料採取等物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定	検出範囲	規則第8条第2項第1号
自然由来 汚染調査	試料採取等を行う区画の選定	単位区画※	第10条の2第1項第3号
	試料採取等の実施	900m格子	第10条の2第1項第4号
	自然由来盛土等の試料採取等を行う区画の選定	単位区画	第10条の2第3項第3号
	自然由来盛土等の試料採取等の実施	30m格子 (均一であるとみなして一つの30m格子で試料採取を行う場合は、自然由来盛土等内の形質変更範囲)	第10条の2第3項第5号
埋立て土砂由来 汚染調査	試料採取等を行う区画の選定	単位区画※	第10条の3第1項第2号
	試料採取等の実施	30m格子	第10条の3第1項第3号

※第一種特定有害物質の土壌ガス調査を行う場合の一部対象区域の30m格子の中心を含む単位区画等、規則により試料採取等を行うこととされている区画を深度限定により試料採取等をしないこととした場合は、あらかじめ当該単位区画を除いた30m格子内の区画で試料採取の対象とする区画を設定することとなる。

参照条文: 規則第4条第4項、第6条第3項第1号、第8条第2項第1号、第10条の2第1項第3号、第4号、第3項第3号、第5号、第10条の3第1項第2号、第3号

【解説】(続き)

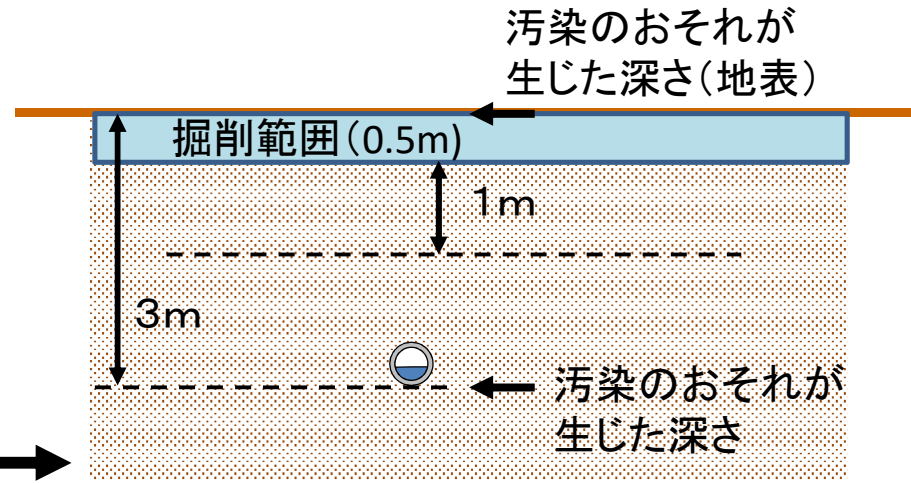
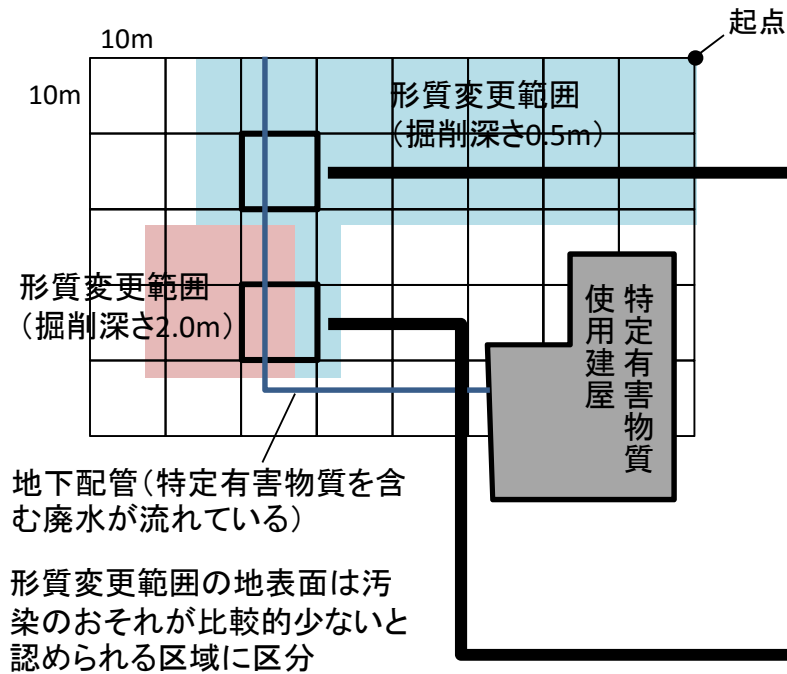
✓ 試料採取等対象深さを限定する例①(地下配管のみがある土地の例)



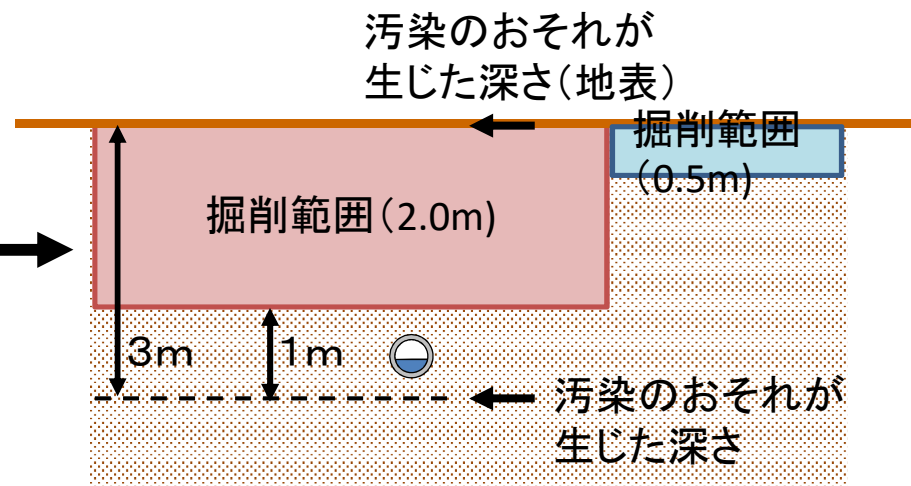
参照条文: 規則第4条第4項、第6条第3項第1号、第8条第2項第1号、第10条の2第1項第3号、第4号、第3項第3号、第5号、第10条の3第1項第2号、第3号

【解説】(続き)

- ✓ 試料採取等対象深さを限定する例②
(地表の建屋及び地下配管がある土地の例)



地表の汚染のおそれは試料採取等が必要。
地下配管による汚染のおそれは試料採取等の対象としないことができる。

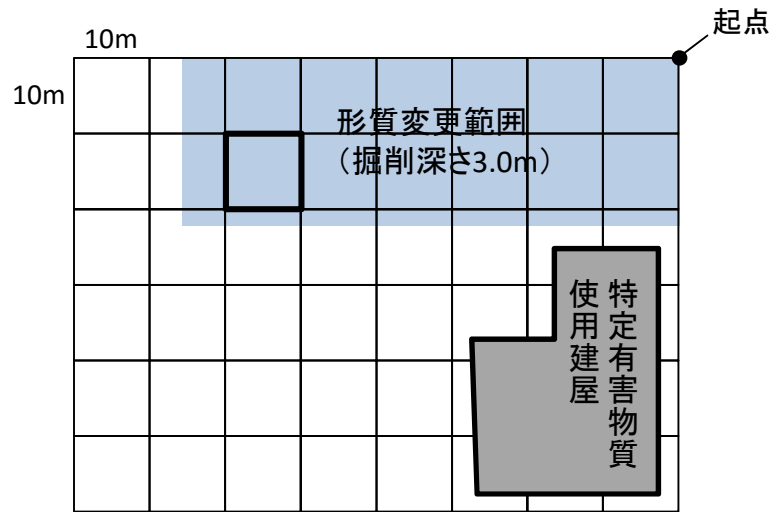


地表及び地下配管の汚染のおそれを試料採取等の対象とする。

参照条文: 規則第4条第4項、第6条第3項第1号、第8条第2項第1号、第10条の2第1項第3号、第4号、第3項第3号、第5号、第10条の3第1項第2号、第3号

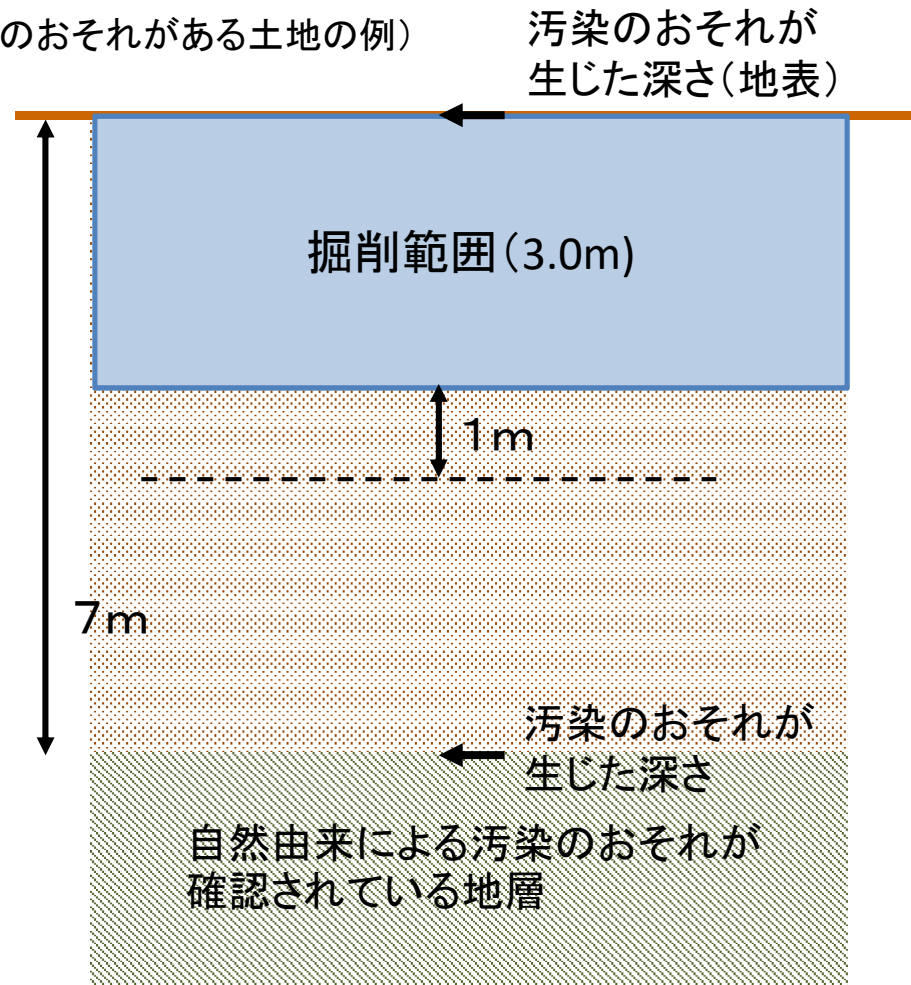
【解説】(続き)

- ✓ 試料採取等対象深さを限定する例③
(人為等由来の汚染のおそれと自然由来の汚染のおそれがある土地の例)



形質変更範囲の地表面は汚染のおそれ
比較的小さいと認められる区域に区分

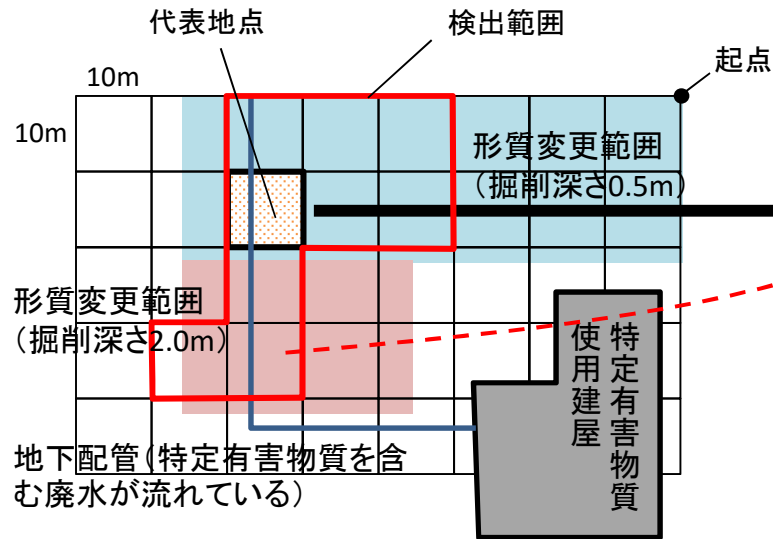
7mの深さに自然由来による汚染のおそれ
が確認されている土地



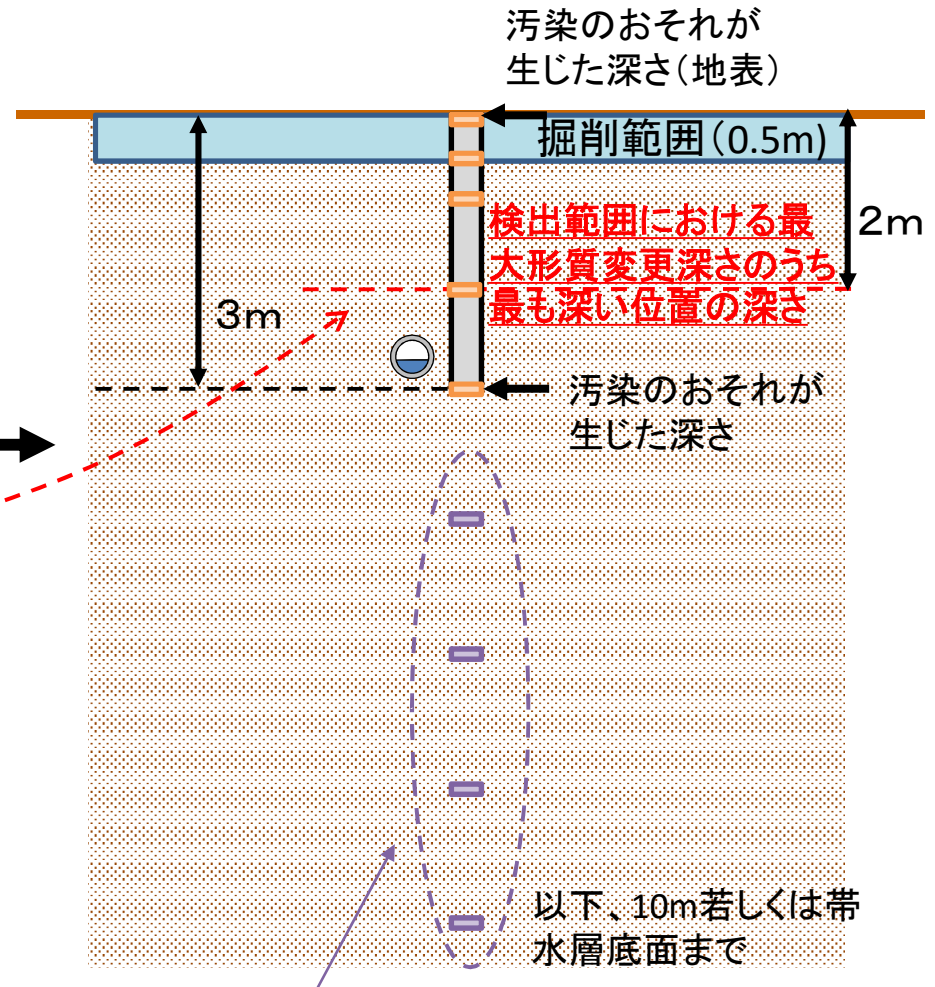
地表の汚染のおそれは試料採取等が必要。地下の
自然由来の汚染のおそれについては試料採取等の
対象としないことができる。

【解説】(続き)

- ✓ 試料採取等対象深さを限定する例④
(地表の建屋及び地下配管がある土地の例)
(第一種特定有害物質の土壤溶出量調査)



土壤ガス調査で特定有害物質が検出。
代表地点で土壤溶出量調査を実施。



検出範囲における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さ(ボーリングを行う単位区画の最大形質変更深さではない) + 1mより深い位置の土壤を試料採取等を行わないことができる。

試料採取等を省略した場合の評価(規則第14条関係)

改正内容

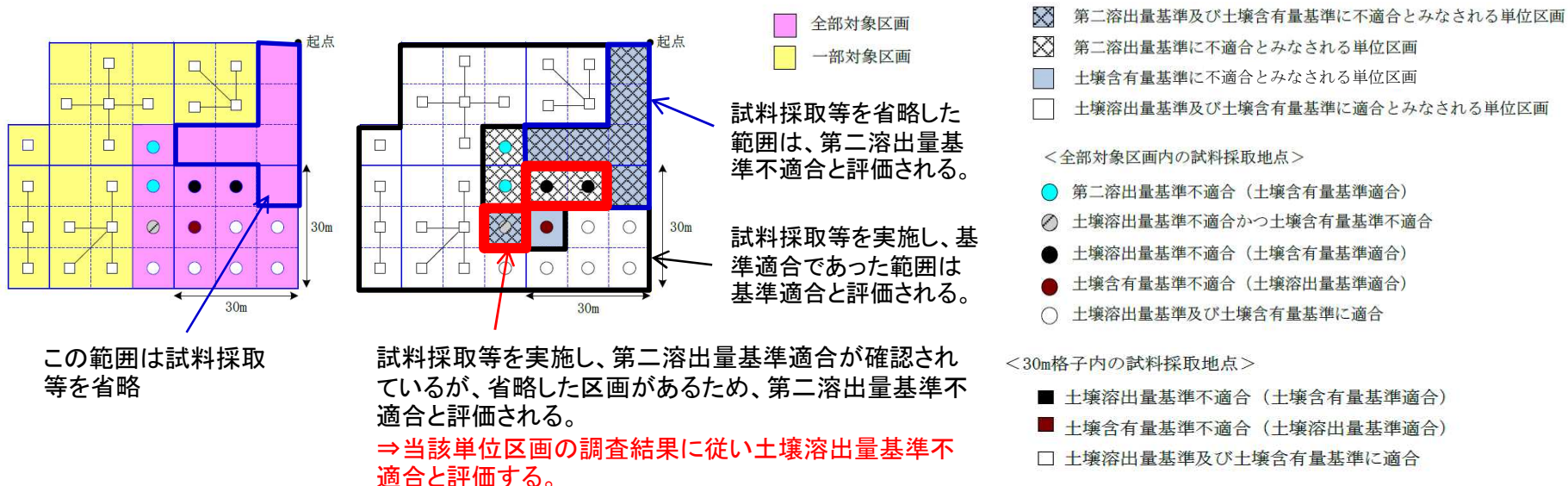
・ 試料採取等を省略した場合の評価の合理化(規則第14条第2項)

土壤汚染状況調査において、一部の単位区画の試料採取等を省略した場合の評価について、**試料採取等を行った単位区画は当該結果により評価を行う**こととした。

【解説】

- ✓ 旧法では、一部の単位区画について試料採取等を行い、基準不適合が確認されたため、残りの試料採取等を省略した場合、試料採取等を行った単位区画についても、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準適合である場合を除き、第二溶出量基準不適合と評価(土壤溶出量調査を行い、土壤溶出量基準不適合であったが第二溶出量基準に適合であった区画も第二溶出量基準不適合と評価)されていたが、土壤溶出量調査を行った区画は、当該結果によって評価を行うこととした。
- ✓ 試料採取等の一部を省略した場合においても、試料採取等を行った区画は当該結果によって評価を行うこととなる。

<第二種特定有害物質の評価の例>



一時的免除を受ける土地の範囲の明示(規則第16条他関係)

改正内容

- 調査義務の一時的免除の確認に係る土地の範囲の明確化(規則第16条第2項、第19条第2項)
土地の所有者等は、法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする場合は、**ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない**こととする。また、土地の利用方法の変更を行うときも同様である。

【解説】

- ✓ ただし書の確認を受ける土地の図面を添付することにより、一時的免除が適用される「工場・事業場の敷地」(公道等(私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。)により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地)を明確にする。

<添付図面の例>

[平面]



・赤線の範囲:工場用地の範囲

(〇市〇地729、730、731、734の一部、735、736の一部)

・緑の範囲:使用が廃止された有害物質使用特定施設の設置場所

・橙線の範囲:調査義務がかかっている土地の範囲(工場・事業場の敷地*)

(〇市〇地734の一部、735、736の一部)

* 「工場・事業場の敷地」とは原則、公道等(私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。)により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう。なお、公道等により隔てられていても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスとなっている等、特定有害物質による汚染の可能性がある場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地とする。

※ 赤線の範囲のうち、729、730、731については、工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地(道)により外見上隔てられており、かつ、設置施設と特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続されておらず、一体の生産プロセスとなっていない土地。

・青線の範囲:ただし書の確認を受けようとする土地の範囲

(〇市〇地734の一部)

※ 青線の範囲は、引続き工場・事業場の敷地として利用され、今後第三者が立ち入らない土地。

一時的免除中の土地における形質変更の手続き(規則第21条の2他関係)

改正内容

- 調査義務の一時的免除の確認を受けた土地における土地の形質の変更の届出事項等を規定(規則第21条の2～第21条の6)
 - 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合の調査義務の新設に伴い、**土地の形質の変更の届出事項、届出を要しない行為、調査命令の発出に係る事項、調査結果の報告に係る事項を規定。**
 - 届出を要しない行為として**土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が900㎡未満であることを規定した。**

【解説】

- ✓ 届出事項、届出を要しない行為、調査命令の発出に係る事項、調査結果の報告に係る事項は以下のとおり。

＜調査義務の一時的免除を受けた土地で土地の形質の変更を行う場合の届出事項等＞

分類	規則条文	届出事項等
土地の形質の変更の届出事項	規則第21条の3	＜記載事項＞ <ul style="list-style-type: none"> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
	規則第21条の2	＜添付＞ <ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
土地の形質の変更の届出を要しない行為	規則第21条の4	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が900㎡未満であること 900㎡以上であって次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更 <ul style="list-style-type: none"> イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。 ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。

【解説】(続き)

＜調査義務の一時的免除を受けた土地で土地の形質の変更を行う場合の届出事項等＞

分類	規則条文	届出事項等
調査命令の 発出に係る事 項	規則第21条 の5	次に掲げる事項を記載した書面により行う ・調査の対象となる土地の場所 ・命令に係る報告を行うべき期限
調査結果の 報告に係る事 項	規則第21条 の6	次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行う ＜記載事項＞ ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・法第3条第8項の命令を受けた年月日 ・土壤汚染状況調査を行った場所 ・土壤汚染状況調査において、最大形質変更深さより1mを超える位置の土壤について試料採取等の対象としなかった場合はその旨及び当該試料採取等の対象としなかった深さ及び特定有害物質の種類 ・土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類 ・土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項 ・土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称 ・土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号 ＜添付＞ ・土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ・土壤汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より1mを超える位置に汚染のおそれがある場合であって、試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面

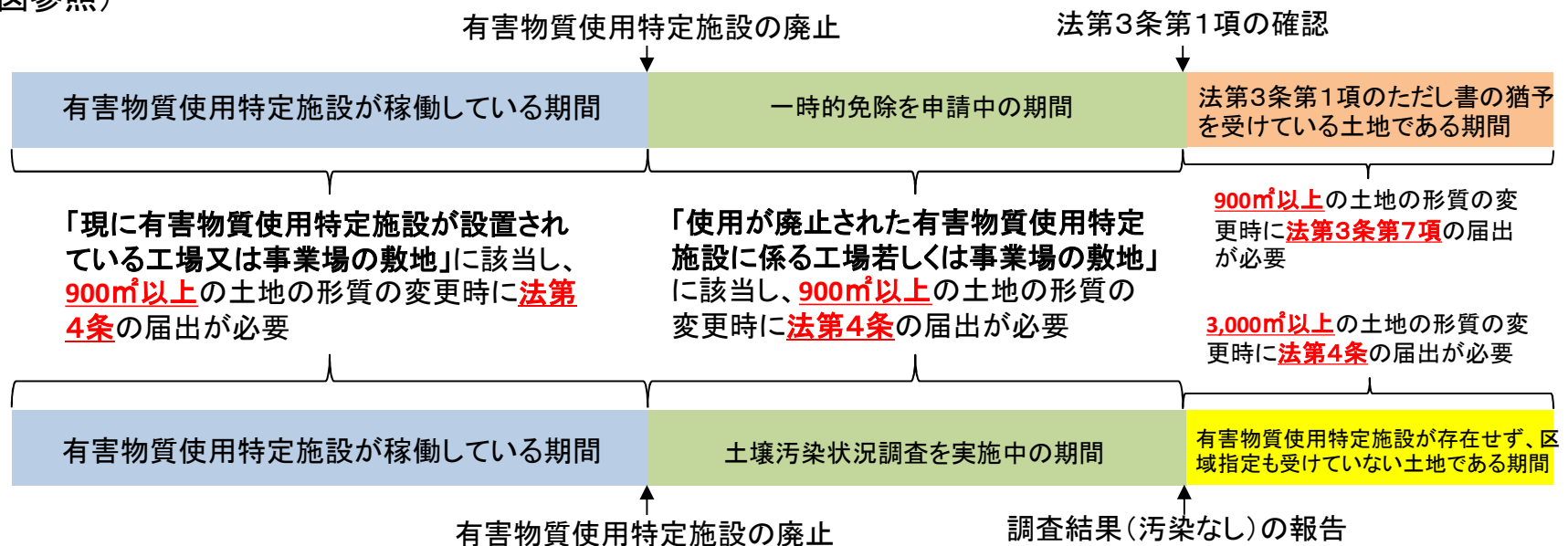
土地の形質の変更の届出の規模要件(規則第22条関係)

改正内容

- 操業中の土地における土地の形質の変更の届出の規模要件の変更(規則第22条)**
 法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要となる規模要件について、**現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)**にあつては900㎡とした。

【解説】

- ✓ 旧法では、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の規模要件は3,000㎡以上であったが、現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場は土壤汚染のおそれが多いと考えられることから、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際に届出が必要とした。
- ✓ 有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場について、施設廃止後、調査結果の報告を行うまで、又は法第3条第1項のただし書きの確認を受けるまでの期間においても900㎡以上の土地の形質の変更を行う際に届出を求めるための規定であり、過去に遡って有害物質使用特定施設の存在を確認する必要はない。(下図参照)



土地の形質の変更の届出事項等(規則第23条他関係)

改正内容

- **土地の形質の変更に係る届出事項等の追加・変更(規則第23条、第24条、第25条の3、第27条の2)**
法第4条第1項の規模要件の見直しや試料採取等対象とする深度の限定に伴い、**土地の形質の変更の届出事項の見直し**を行った。また、これまで規定をしていなかった**調査結果の報告に関する事項を規定**した。

【解説】

- ✓ 届出事項、報告事項は以下のとおり。

＜土地の形質の変更を行う場合の届出事項等＞

分類	規則条文	届出事項等
土地の形質の変更の届出事項	規則第24条	＜記載事項＞ <ul style="list-style-type: none"> • 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 • 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地 • 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ • 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地(法第3条第1項本文の報告が行われた土地又は法第3条第1項ただし書の都道府県知事の確認を受けた土地を除く。)にあっては、当該工場又は事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質 • 物質の種類
	規則第23条	＜添付＞ <ul style="list-style-type: none"> • 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

【解説】(続き)

＜土地の形質の変更を行う場合の届出事項等＞

分類	規則条文	届出事項等
調査結果の報告に関する事項	規則第25条の3 規則第27条の2	<p>次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行う。</p> <p>＜記載事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 • 法第4条第3項の命令を受けた年月日(法第4条第3項の命令に係る報告のみ) • 土壤汚染状況調査を行った場所 • 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える位置の土壤について、試料採取等の対象としなかった場合はその旨及び当該試料採取等の対象としなかった深さ及び特定有害物質の種類 • 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類 • 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項 • 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称 • 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号 • 土地の形質の変更をしようとする者が土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称(第4条第2項の報告のみ) <p>＜添付＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 • 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える位置の土壤について、試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面

土地の形質の変更の届出が不要となる土地の指定(規則第25条関係)

改正内容

- **都道府県知事による法第4条1項の届出が不要となる土地の指定(規則第25条第5号)**

法第4条第1項の届出が不要となる軽易な行為その他の行為に、**都道府県知事が土壤汚染状況調査に準じた方法に調査した結果、汚染のおそれがない又はすべての特定有害物質が基準適合であると認められるものとして指定した土地で行う土地の形質の変更を追加した。**

【解説】

- ✓ 土壤汚染状況調査に準じた調査とは、規則第3条から第15条までに定められた方法で行う調査をいう。
- ✓ 調査の実施者は指定調査機関に限らず、都道府県が行うことも認められる。
- ✓ 届出対象外の区域を指定した場合は、都道府県は公示等を行うことが適当。また、指定後の汚染の状況の変化についての的確に情報の把握をすることが必要。

人の健康被害のおそれがある土地における土壤汚染状況調査の報告事項(規則第30条の2関係)

改正内容

- **法第5条第1項の調査命令に対する報告事項を規定(規則第30条の2)**
 これまで規定をしていなかった**調査結果の報告に関する事項を規定**した。

【解説】

- ✓ 法第5条に基づく調査には試料採取等対象深さの限定は適用されないため、試料採取等の対象としていない深さ等の記載事項は必要ない。

＜人の健康被害のおそれがある土地の調査を行う場合の報告事項＞

分類	規則条文	届出事項等
調査結果の報告に関する事項	規則第30条の2	次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行う ＜記載事項＞ <ul style="list-style-type: none"> • 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 • 法第5条第1項の命令を受けた年月日 • 土壤汚染状況調査を行った場所 • 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類 • 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項 • 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称 • 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号 ＜添付＞ 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

地下水汚染の到達距離の算出(通知事項)

改正内容

- 法5条第1項の調査命令の発出要件に係る地下水汚染の到達距離の設定方法の合理化

法第5条第1項の調査命令の発出要件は、「地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染(地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。)が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」に飲用井戸等が存在することとしている。この区域は、特定有害物質の種類や地下水の流向・流速等に関する諸条件により大きく異なると考えられることから、**原則として個々の事例ごとに設定することとする。**(地下水汚染の到達距離の計算ツールを環境省HPに公開する。)

【解説】

- ✓ 旧法の施行通知では、一般的な地下水の実流速における地下水汚染が到達する距離の一般値を示し、地下水汚染が到達する具体的な距離を個々の事例ごとに設定することが困難な場合には、一般値を参考にして判断することとしていた。
- ✓ 個々の事例ごとに地下水汚染の到達距離の設定を行うため、環境省において**計算ツールを作成し、公開することとした。**
- ✓ **ただし、一般値が地下水汚染の到達距離の実例をもとに設定されたことを踏まえ、ツールにより算出された地下水汚染の到達距離が一般値を超える場合には、一般値を参考にして判断することが適当である。**

<一般値(地下水汚染が到達し得る一定の距離の目安)>

特定有害物質の種類	一般値(m)
第一種特定有害物質	概ね 1,000
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素、ほう素	概ね 250
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質	概ね 80

3. 要措置区域

要措置区域に関する改正概要

【法改正事項】

- 汚染除去等計画の提出等(法第7条、第8条関係)

【規則改正事項】

- 汚染除去等計画の作成・提出の指示(規則第33条他関係)
- 汚染除去等計画の変更が不要な軽微な変更(規則第36条の4関係)
- 指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置(規則第36条関係)
- 汚染の除去等の措置の技術的基準(規則第40条関係)
- 措置等の施行方法(規則第40条関係)
- 汚染の除去等の措置の完了の報告(規則第42条の2関係)
- 土地の形質の変更禁止の例外となる行為(規則第43条関係)

汚染除去等計画の提出等(法第7条、法第8条関係)

改正内容

- **要措置区域における汚染除去等計画の提出指示等の創設(法第7条第1項～第10項)**
 - 都道府県知事は、要措置区域を指定したときは、当該汚染による人の健康被害を防止するために必要な限度において、土地の所有者等(汚染原因者が別に存在する場合は汚染原因者)に対し、書面において**汚染除去等計画を作成し提出することを指示する**ものとする。
 - 汚染除去等計画の提出の指示を受けた者は、汚染除去等計画を提出する。また、計画に変更があった場合には変更後の汚染除去等計画を提出する。(軽微な変更は除く。)
 - 都道府県知事は当該**計画が技術的基準に適合していないと認めるときは、提出のあった日から30日以内に限り、計画変更を命ずることができる**。(計画変更の時も同様。)
 - 汚染除去等計画の提出者は、**実施措置を講じたときはその旨を都道府県知事に報告しなければならない**。
- **汚染原因者へ費用の請求をできる行為の見直し(法第8条第1項)**

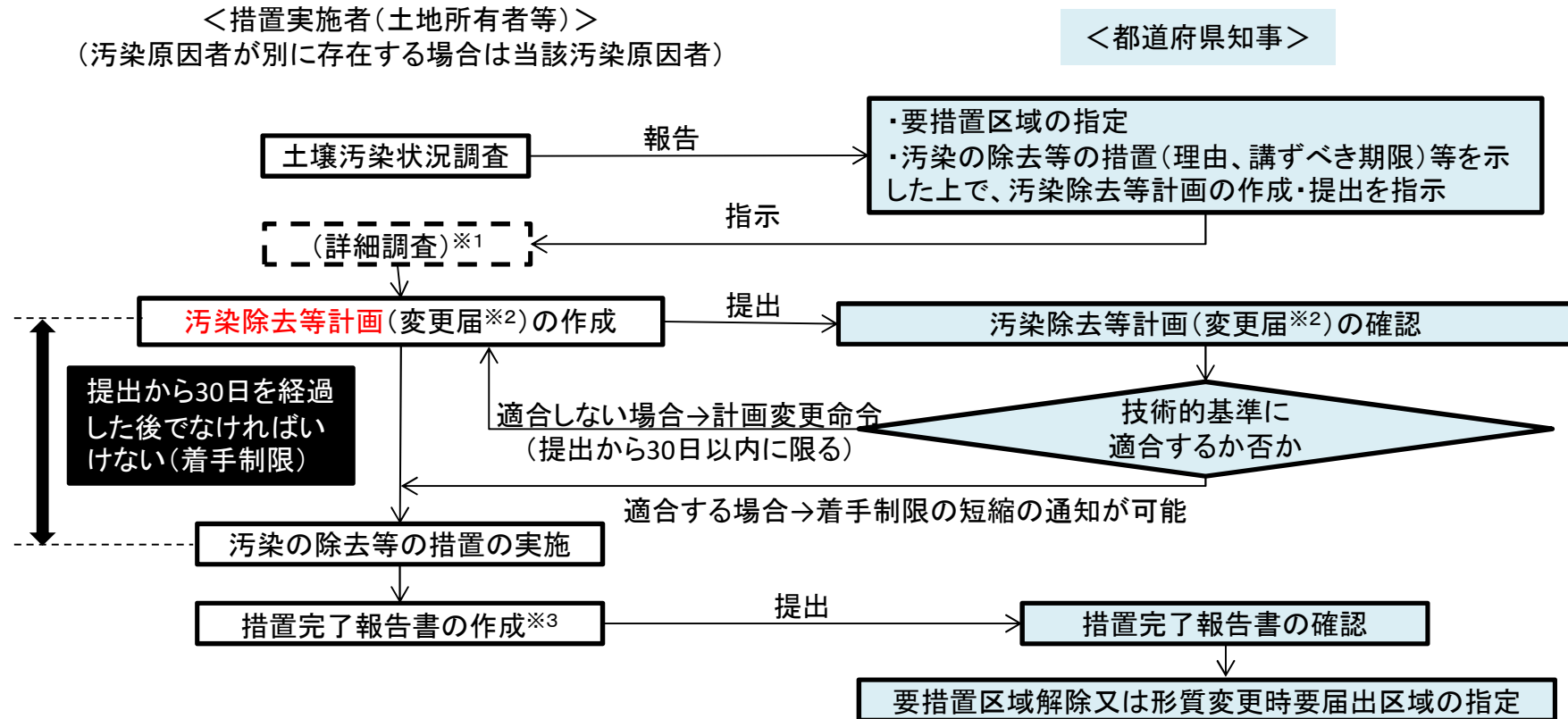
汚染除去等計画の提出指示等の創設に伴い、汚染原因者への費用の請求については、**汚染除去等計画の作成及び変更並びに実施措置に要した費用を請求できることとした**。

【解説】

- ✓ 旧法では、都道府県知事が指示措置を指示したあとの措置計画提出や工事完了時・措置完了時の報告を規定していなかったが、改正法では計画提出・報告を義務付けた。
- ✓ 汚染の除去等の措置について、**旧法の措置の実施方法(旧規則別表第6)をもとに、技術的基準を定めた**。
- ✓ 詳細調査が必要な措置を行う場合、**詳細調査を行い、その結果をもとに汚染除去等計画を作成することとなる**。

【解説】(続き)

<汚染除去等計画提出等の流れ>



※1汚染の拡散を引き起こさないボーリング調査は、要措置区域における形質変更の禁止の例外及び形質変更時要届出区域における形質変更の届出不要の対象

※2軽微な変更(規則別表第7で定める)の変更届については工事完了時、措置完了時の届出とする

※3工事が完了した際には工事完了報告書を、措置が完了した際には実施措置完了報告書を作成・提出する(措置によっては措置完了時の報告のみ)

汚染除去等計画の作成・提出の指示(規則第33条他関係)

改正内容

- **汚染除去等計画の記載事項等を規定(法第7条第1項、規則第33条、規則第34条第1項、第36条の2、第36条の3、第37条)**
汚染除去等計画の作成・提出の指示の創設に伴い、**汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項、汚染除去等計画の記載事項**を規定。
汚染除去等計画の変更を行う場合も同様の記載事項となる。

【解説】

- ✓ 指示において示す事項、汚染除去等計画の記載事項は以下のとおり。

<汚染除去等計画の作成・提出の指示において示す事項>

分類	条文	記載事項等
汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項	法第7条第1項 規則第33条 規則第34条第1項	以下の事項を示した書面で指示を行う。 <ul style="list-style-type: none">• 講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由• 汚染の除去等の措置を講ずべき期限• 汚染の除去等を講ずべき要措置区域の場所• 汚染除去計画を提出すべき期限

【解説】(続き)

＜汚染除去等計画の記載事項＞

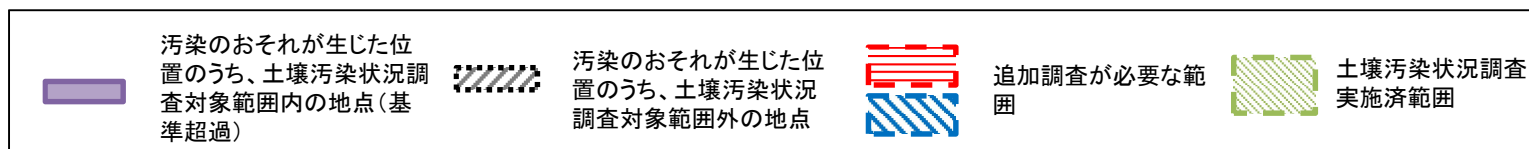
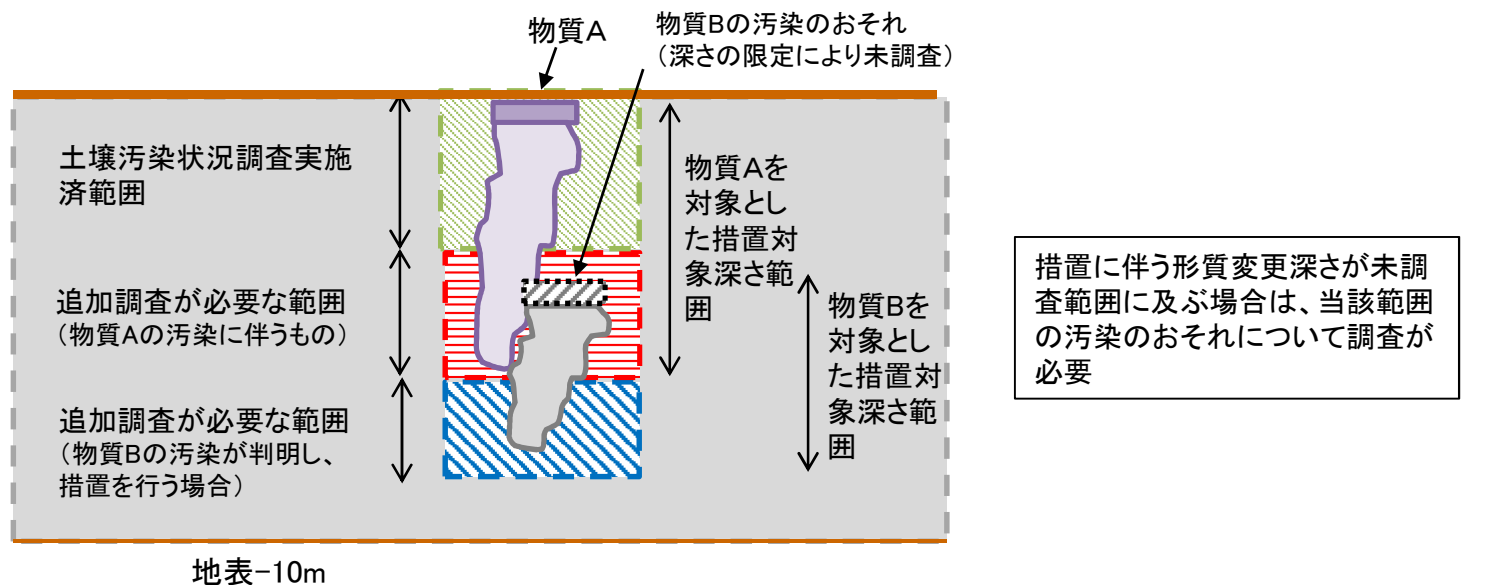
分類	条文	届出事項等
汚染除去等計画の記載事項	法第7条第1項 規則第36条の2	<p>＜記載事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示措置及び講じようとする措置(実施措置) ・実施措置の着手予定時期及び完了予定時期 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地 ・実施措置を選択した理由 ・詳細調査を行った場合は、試料採取地点及び日時、分析結果、分析機関 ・深度限定により試料採取等の対象としなかった土壤について措置を講ずる場合、当該土壤の汚染状態を明らかにした調査の試料採取地点及び日時、分析結果、分析機関(次ページ参照) ・土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が帯水層に接する場合にあっては、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流出(以下「飛散等」という。)、地下浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置 ・前号のほか、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措置 ・実施措置の施行中に、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 ・事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法 ・土壤を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係 ・要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を把握するための土壤溶出量調査及び土壤含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壤の使用方法(スライド59ページ参照) ・要措置区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壤を使用する場合(飛び地間移動)にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び当該汚染土壤の使用方法 ・その他実施措置に応じて必要な事項(規則別表第7に規定)(⇒原位置封じ込めの例をスライド50ページに記載)
	規則第36条の3	<p>＜添付＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ・汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 ・深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講ずる場合、当該範囲の汚染状態を明らかにした図面

参照条文:法第7条第1項、規則第33条、規則第34条第1項、第36条の2、第36条の3、第37条

【解説】(続き)

- ✓ 試料採取等の対象とする深さを限定した土壤汚染状況調査の結果により指定された要措置区域において、試料採取等の対象としなかった汚染のおそれがある範囲までを対象として汚染の除去等の措置を講ずる場合は、措置対象深さまで土壤の汚染状態を調査し、その結果を汚染除去等計画に記載する。

＜物質Aについて指定された要措置区域における追加調査の対象となる深さの範囲の例＞
 (追加調査範囲に物質Bの汚染のおそれが存在する場合)



汚染除去等計画の変更が不要な軽微な変更（規則第36条の4関係）

改正内容

- 汚染除去等計画の変更の届出が不要な軽微な変更を規定（法第7条第3項、第36条の4、規則別表第7）
汚染除去等計画の計画変更の**届出が不要となる軽微な変更**を定めた。

【解説】

- ✓ 汚染除去等計画の変更が不要となる軽微な変更は以下のとおり。

＜汚染除去等計画の変更が不要となる軽微な変更＞

対象となる措置	軽微な変更の内容
全ての措置	措置の着手時期、都道府県知事から示された措置を講ずべき期限の範囲での措置の完了予定時期の変更 特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置に係る変更であって、当該措置と同等以上の効果を有するもの
掘削除去、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、原位置浄化、不溶化	①掘削を行う範囲（掘削除去、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め） ②土壌中の特定有害物質を除去する範囲（原位置浄化） ③特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する範囲（不溶化） の変更のうち、 目標土壌溶出量不適合の範囲の外側における変更であり、かつ準不透水層又は不透水層であってもっとも浅い位置にあるものより浅い範囲の中での変更であり、かつ新たに基準不適合土壌が帯水層に接することがない変更
原位置封じ込め	目標土壌溶出量不適合の範囲の外側における変更 であって、障害物等による封じ込め範囲の変更
区域外土壌入換え、区域内土壌入換え、盛土、舗装、立ち入り禁止	土壌入換えを行う範囲（区域外土壌入換え、区域内土壌入換え）、盛土を行う範囲（盛土）、舗装を行う範囲（舗装）、囲い又は覆いの範囲（立ち入り禁止）の変更のうち、 基準不適合の範囲の外側における変更
掘削除去、原位置浄化、不溶化、透過性浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、原位置封じ込め、遮水工封じ込め	①掘削された基準不適合土壌を浄化する方法その他の方法（掘削除去） ②土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法（原位置浄化） ③特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法（不溶化） ④汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法（透過性浄化壁による地下水汚染の拡大の防止） ⑤第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法（原位置封じ込め、遮水工封じ込め） のうち、現に当該方法により目標土壌溶出量（⑤の場合にあっては第二溶出量基準）に適合する汚染状態の土壌となることを汚染除去等計画において確認している方法

【解説】(続き)

✓ 措置の種類ごとに、汚染除去等計画の記載事項及び変更届出が不要な軽微な変更を定めている。

＜(例示)原位置封じ込めの汚染除去等計画記載事項及び軽微な変更(別表第7)＞

<p>汚染除去等計画記載事項 (規則別表第7中欄)</p>	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壤溶出量及び当目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する範囲及び深さ</p> <p>ホ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の下に不透水層があることを確認した結果</p> <p>ヘ 鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物の種類及び当該構造物を設置する方法</p> <p>ト 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地あつては、当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とする方法及び当該方法により第二溶出量基準に適合することを確認した結果</p> <p>チ トの方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としたことを確認する方法</p> <p>リ 構造物により囲まれた範囲の土地を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ヌ 覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>ル 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じりの覆いの表面を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ヲ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認する地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>ワ ヲの観測井を設置する方法</p> <p>カ ヲの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p> <p>コ 構造物により囲まれた範囲に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測井を設置する地点</p> <p>タ コの観測井を設置する方法</p> <p>セ コの確認を行う間隔及び頻度</p>
<p>変更届出が不要な軽微な変更 (規則別表第7下欄)</p>	<p>イ この項の中欄ニに掲げる事項の変更のうち、障害物等が発見されたことに起因する鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する範囲の変更であつて、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の外側にある範囲への変更</p> <p>ロ この項の中欄トの方法の変更のうち、当該トの結果により、第二溶出量基準に適合することを確認できる方法への変更</p>

指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置(規則第36条関係)

改正内容

- 指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置の見直し(規則第36条第3項、規則別表第6)

指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置について、**当該土地の土壤及び地下水の汚染状態が目標土壤溶出量及び目標地下水濃度**(目標土壤溶出量及び目標地下水濃度については後述する)**を超えていないことが確認されている場合は、地下水の水質の測定を行うことができる**こととした。

【解説】

- ✓ 旧法では現に地下水汚染が生じている土地では、地下水の水質の測定を行うことは認めていなかったが、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度に適合している場合は、指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として地下水の水質の測定を行うことができることとした。(地下水の水質の測定は、現に地下水汚染が生じていない土地で行う場合と、現に地下水汚染が生じている土地で行う場合の2通りとなった。)
- ✓ 都道府県知事が指示をする指示措置は変更なし。
- ✓ 土壤含有量基準不適合土壤に係る汚染の除去等の措置については現行から変更なし。

【解説】(続き)

＜土壤溶出量基準不適合の土地における指示措置及び同等以上の効果を有すると認められる措置＞

下線は追加した措置

物質	汚染状態	地下水汚染の有無	指示措置	同等以上の効果を有すると認められる措置
全ての物質	土壤溶出量基準不適合	無し	地下水の水質の測定	土地の汚染状態に応じ、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化
第一種特定有害物質	土壤溶出量基準不適合	有り	原位置封じ込め 遮水工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止 土壤汚染の除去 <u>地下水の水質の測定(目標土壤溶出量(第二溶出量基準適合に限る)及び目標地下水濃度に適合の場合)</u>
第二種特定有害物質	第二溶出量基準不適合	有り	原位置封じ込め 遮水工封じ込め	遮断工封じ込め 地下水汚染の拡大の防止 土壤汚染の除去
	土壤溶出量基準不適合	有り	原位置封じ込め 遮水工封じ込め	不溶化 遮断工封じ込め 地下水汚染の拡大の防止 土壤汚染の除去 <u>地下水の水質の測定(目標土壤溶出量及び目標地下水濃度に適合の場合)</u>
第三種特定有害物質	第二溶出量基準不適合	有り	遮断工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止 土壤汚染の除去
	土壤溶出量基準不適合	有り	原位置封じ込め 遮断工封じ込め	遮断工封じ込め 地下水汚染の拡大の防止 土壤汚染の除去 <u>地下水の水質の測定(目標土壤溶出量及び目標地下水濃度に適合の場合)</u>

汚染の除去等の措置の技術的基準(規則第40条関係)

改正内容

- **汚染の除去等の措置の技術的基準の見直し(法第7条第4項、規則第40条第1項、規則別表第8)**
旧法の汚染の除去等の措置の実施方法を基に汚染の除去等の措置の技術的基準を規定し、土壤溶出量基準不適合に係る措置について、**評価地点の設定、目標土壤溶出量や目標地下水濃度の設定を規定**した。

【解説】

- ✓ 土壤溶出量基準不適合に対する汚染の除去等の措置の完了は、暴露経路を遮断すればよいと考えられることから必ずしも対象地内での地下水基準適合を求めないこととした。そのため、措置の完了条件として、**目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定**することとした。
なお、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度として、現行通りに土壤溶出量基準及び地下水基準を設定することも可能である。
- ✓ 地下水汚染の拡大の防止の措置は、**透過性地下水浄化壁による措置のみ目標地下水濃度のみを設定**することとした。揚水施設による措置は地下水濃度の管理は技術的に困難であるため、**目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定しない**こととした。
- ✓ これまで措置の完了がなかった**地下水の水質の測定**についても、**5年間継続して測定しており、直近の2年間において年4回以上の測定を実施している場合で、「今後地下水基準に適合しない又は目標地下水濃度を超えるおそれがないこと」が確認された場合は、措置を完了**できることとした。(措置完了後は形質変更時要届出区域に指定。)
ただし、**降雨による移動性が高い物質(六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、シアン、水銀(アルキル水銀を含む)、セレン、チウラム、シマジン、有機リン)が区域指定対象物質であり、降雨浸透がない土地(被覆されている土地)については今後地下水基準に適合しない又は目標地下水濃度を超えるおそれがないとは認められない。**
- ✓ 地下水汚染の拡大の防止の措置については、これまでどおり措置の期限を定めないこととしている。
- ✓ 土壤含有量基準不適合土壤に係る汚染の除去等の措置の技術的基準については一部を除き*現行から変更なし。(※掘削除去について、土壤含有量基準不適合土壤についても、掘削した土壤を要措置区域内に設置した施設で浄化したもので埋め戻す場合の分析方法を新たに規定。)

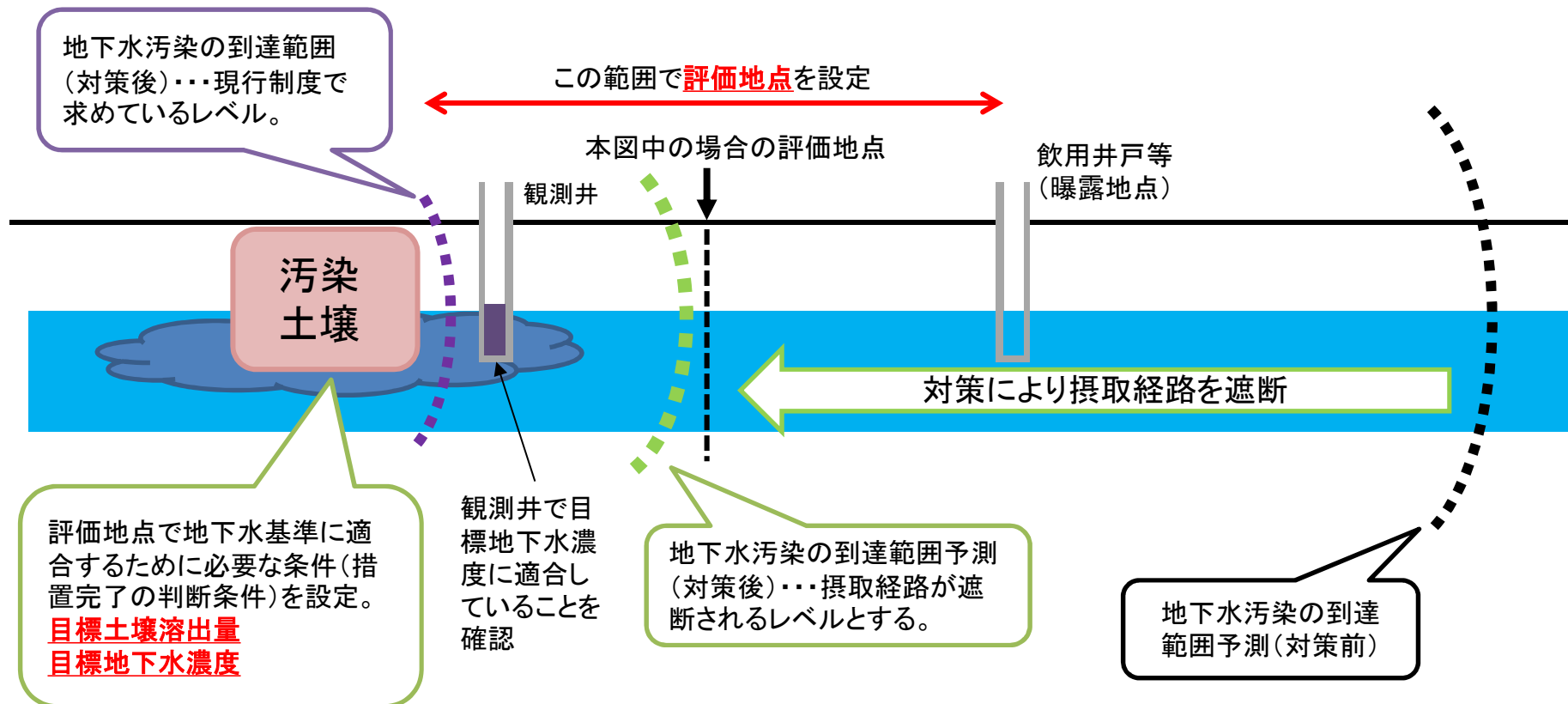
【解説】(続き)

＜汚染の除去等の措置の技術的基準として追加する事項＞

技術的基準を追加する措置	技術的基準
<p>原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化</p>	<p>要措置区域の地下水の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等より地下水の上流側において、措置実施後に地下水基準適合を満たすことを評価する地点(以下「評価地点」という。)を設定し、かつ、当該評価地点で地下水基準を満たすために当該要措置区域において達成すべき土壌溶出量であって第二溶出量基準未滿の土壌溶出量(以下「目標土壌溶出量*」という。)及び地下水濃度(以下「目標地下水濃度*」という。)を設定すること。(詳細は次ページ参照。)</p> <p>* 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度として、現行通りに土壌溶出量基準及び地下水基準を設定することも可能。</p>
<p>地下水の水質の測定</p>	<p>汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地であって、当該土地の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地で当該措置を行う場合は、評価地点、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>措置の完了を報告する場合にあつては、測定を5年以上継続して実施していること、かつ直近の2年間において年4回以上実施しており、今後、地下水基準又は目標地下水濃度に不適合となるおそれがないことを確認すること。</p>
<p>原位置封じ込め</p>	<p>ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法(詳細調査)により把握された第二溶出量基準不適合土壌のある範囲について、次のいずれかの方法により第二溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 詳細調査として行う調査と同等以上の方法で、詳細調査により把握された第二溶出量基準不適合土壌のある範囲について1mごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定する方法 • 詳細調査により把握された第二溶出量基準不適合土壌の掘削除去を行った場合にあつては、掘削除去を行った範囲及び当該土壌を搬出したことを確認する方法 • 掘削して不溶化、抽出・分解等を行い、埋め戻す場合、100㎡ごとに土壌を採取(第一種特定有害物質にあつては、100㎡ごとに1点から採取、第二種及び第三種特定有害物質にあつては100㎡ごとに5点から採取)し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定する方法
<p>掘削除去</p>	<p>要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を埋め戻す場合にあつては、当該土壌について100㎡以下ごとに試料を採取(第一種特定有害物質にあつては、100㎡ごとに1点から採取、第二種及び第三種特定有害物質にあつては100㎡ごとに5点から採取)し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定し、目標土壌溶出量(原位置封じ込め及び遮水工封じ込めにあつては第二溶出量基準)に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>
<p>透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、原位置浄化</p>	<p>分解する方法により土壌中の特定有害物質を除去する場合にあつては、地下水に含まれる特定有害物質の量を測定する際に当該要措置区域が指定される事由となった特定有害物質及び当該物質の分解生成物の量を測定することとする。</p> <p>透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止の場合は、継続して測定する。</p> <p>原位置浄化の場合は、地下水に含まれる分解生成物の量が2年間継続して地下水基準に適合することを確認する。ただし、化学的に分解する方法で分解生成物が生成しないことが明らかである場合は、実施措置の完了前に1回地下水基準に適合することを確認すること。</p>

【解説】(続き)

目標土壌濃度と目標地下水濃度の設定



- 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定するに当たっては、評価地点を設定する必要がある。評価地点は、要措置区域の地下水の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等より地下水の上流側において任意に設定できるものである。しかしながら、都道府県から土地の所有者等に飲用井戸等の位置に関する情報を提供することは、個人情報保護等の観点から必ずしも適当ではないことから、そのような場合にあっては、評価地点を当該要措置区域のある敷地の地下水の下流側の境界等に設定することが考えられる。
- 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度は、環境省ホームページで公開する措置完了条件計算ツールにより算出することができる。

【解説】(続き)

<(例示)原位置封じ込めの技術的基準(別表第8)>

下線は現行からの変更箇所

- イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。
- ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。
- ハ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地の基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。
- ニ 次のいずれかの方法により、ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。
- (1) イの方法と同等以上の方法により、イにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤のある範囲について、深さ1mから1mごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、第6条第3項第4号の環境大臣が定める方法により測定する方法
- (2) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削する場合にあっては、当該掘削された土壤の搬出に係る第61条に規定する届出その他の情報により当該掘削された土壤の範囲及び搬出を確認する方法
- (3) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削し、当該掘削された土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とし、当該土壤を埋め戻す場合にあっては、当該土壤について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100㎡以下ごとに一点の土壤を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100㎡以下ごとに5点の土壤を採取し、当該5点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、第6条第3項第4号の環境大臣が定める方法により測定すること
- ホ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲の側面を囲み、当該土壤の下にある不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
- ヘ ホの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10cm以上のコンクリート又は厚さが3cm以上のアスファルトにより覆うこと。
- ト へにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
- チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じへにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤(基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壤以外の土壤としたものを除く。以下同じ。)により覆うこと。
- リ ホの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。
- ヌ ホの構造物により囲まれた範囲の1以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

措置等の施行方法(規則第40条関係)

改正内容

- **要措置区域において措置を行う際の形質変更の施行方法等の規定(規則第40条第2項)**

要措置区域において措置を行う際の措置の実施の方法として、以下の事項を規定した。

- **土壤溶出量基準不適合の土壤が帯水層に接する場合、告示で定める施行方法で土地の形質の変更を行うことにより、当該基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること**(次ページ参照。)
(実施措置と一体として形質変更を行う場合及び措置が講じられている土地で形質変更を行う場合に、都道府県知事の確認を受けて土地の形質の変更の禁止の例外となる施行方法も同様の方法となる)。
- 基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること
- **要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の汚染状態を告示で定める方法により調査すること**
(スライド60ページ参照。)
- 飛び地間移動(後述する)により、搬出された土壤を使用する場合は、当該土壤の使用により人の健康被害が生ずるおそれがないようにすること

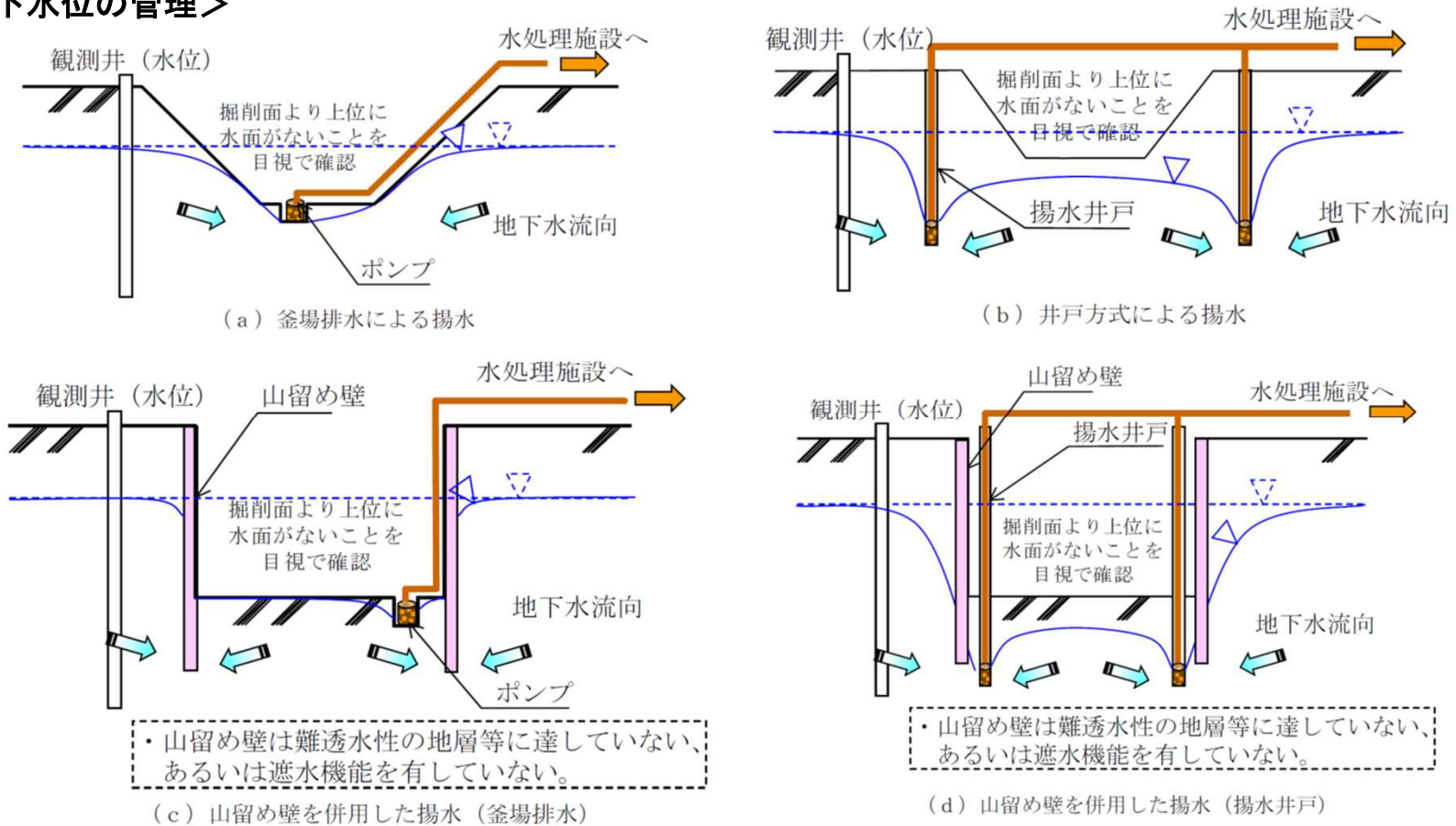
【解説】

- ✓ 旧法では、要措置区域で汚染の除去を行う際の施行方法を特に定めていなかったため、改正法では、**土壤溶出量基準不適合土壤が帯水層に接する場合は、地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら措置を行うこと**(ただし第一種特定有害物質の第二溶出量基準不適合が確認されている場合及び最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで形質変更を行う場合は、準不透水層までの遮水壁の設置等が必要となる。)等を行うことを定めた。
⇒【新告示】土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件
- ✓ 搬入された土壤の調査は、**搬出元の土地の利用履歴等により、分析頻度を設定した。**
⇒【新告示】要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件

【解説】(続き)

✓ 地下水位の管理及び地下水の水質の監視の内容は現行から変更なし。

＜地下水位の管理＞



地下水位の管理方法の例(現行の調査・措置ガイドラインAppendix-13より抜粋)

＜地下水の水質の監視＞

上記の地下水位の管理に加え、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更範囲の周縁に観測井を設置し、1回/月以上、形質の変更が終了するまで、地下水の水質に係るモニタリングを行う。

【解説】(続き)

＜搬入する土壌の調査方法＞

- 搬入元の土地について、土地の地質、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する。
- 把握した情報により、次のイからハまでの土地の区分に応じて、試料採取等を行う。

土地の区分		分析頻度	分析対象物質
イ	<ul style="list-style-type: none"> • 規則第3条の2第1号（汚染の<u>おそれがない</u>と認められる土地）に該当する土地 • その他基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地 	5,000 m ³ 以下ごと	基準が定められている <u>全ての特定有害物質</u> の土壌溶出量及び土壌含有量
ロ	<ul style="list-style-type: none"> • 規則第3条の2第2号（汚染のおそれが比較的少ないと認められる土地）に該当する土地 • その他特定有害物質の製造、使用若しくは処理若しくは貯蔵若しくは保管に係る事業の用に供されていない土地、特定有害物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない土地 	900 m ³ 以下ごと	
ハ	上記以外の土壌	100 m ³ 以下ごと	

- ただし、次の土壌については、試料採取等の対象としないことができる。
 - 浄化等済土壌
 - 認定土壌
 - 要措置区域内に設置した施設で浄化した土壌で埋め戻す場合、100m³ごとに基準適合であることを確認した土壌
- 試料採取位置は、対象とする土壌の中心部分(基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、その部分)
- 当該要措置区域外から搬入された土壌が他の要措置区域から搬出された土壌である場合は、当該土壌は当該他の要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態と同じ汚染状態にある土地の土壌とみなす。

汚染の除去等の措置の完了の報告(規則第42条の2関係)

改正内容

- **汚染の除去等の措置の完了の報告事項等を規定(法第7条第9項、法第42条の2、規則別表第9)**
汚染除去等計画の提出をした者の完了報告を規定したことに伴い、**完了報告の報告事項等を規定**した。

【解説】

- ✓ 土壤溶出量基準不適合に係る措置については、工事完了時(地下水のモニタリングや土壤の測定の前)に**工事完了の報告が必要**となる。

<汚染の除去等の措置の完了の報告時期>

分類	汚染の除去等の措置の種類
工事完了時の報告が必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> • 原位置封じ込め • 遮水工封じ込め • 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 • 掘削除去(土壤溶出量基準不適合の場合) • 原位置浄化 • 遮断工封じ込め • 原位置不溶化 • 不溶化埋め戻し
措置完了時の報告が必要な措置	全ての措置

【解説】(続き)

＜工事を完了した際の報告事項＞

【すべての措置における工事完了時の報告事項】

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 汚染の除去等の措置を行った要措置区域の所在地
- 実施措置の種類
- 実施措置の着手時期及び工事の完了時期
- 区域外から土壌を搬入した場合にあっては、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定した結果
- 汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては変更後の措置
- 講じられた実施措置の内容を明らかにした図面

【措置毎の工事完了時の報告事項】

対象となる措置	工事を完了した際の報告事項
掘削除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、原位置浄化、不溶化	掘削を行った範囲、原位置封じ込めを行った場合の封じ込めを行った範囲、原位置浄化を行った場合の土壌中の特定有害物質を除去した範囲、不溶化の措置を講ずる場合にあっては特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更した範囲を変更した場合にあっては変更後のそれぞれの範囲
掘削除去、原位置浄化、不溶化、透過性浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、原位置封じ込め、遮水工封じ込め	<ol style="list-style-type: none"> ①掘削された基準不適合土壌を浄化する方法その他の方法（掘削除去） ②土壌中の特定有害物質を除去する方法（原位置浄化） ③特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法（不溶化） ④目標地下水濃度を超えない汚染状態にするための方法（透過性浄化壁による地下水汚染の拡大の防止） ⑤第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とするための方法（原位置封じ込め、遮水工封じ込め） を変更した場合にあっては変更後の方法
掘削除去	掘削除去を行った場合の土壌溶出量基準不適合の土壌について、要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌が目標土壌溶出量適合の土壌であることを確認した結果 不溶化を行った場合の目標土壌溶出量に適合する汚染状態にある土地としていることを確認した結果 原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行った場合の第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としていることを確認した結果

【解説】(続き)

＜措置を完了した際の報告事項＞

【すべての措置における措置完了時の報告事項】

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 汚染の除去等の措置を行った要措置区域の所在地
- 実施措置の種類
- 実施措置の着手時期及び措置完了時期
- 講じられた実施措置の内容を明らかにした図面

【措置毎の措置完了時の報告事項】

土壌汚染の除去、不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め	地下水の水質の測定期間、測定頻度及び測定結果
原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め	雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果
地下水の水質の測定	措置の完了を報告する場合にあっては、今後、地下水濃度が目標地下水濃度（現に地下水汚染が生じていない土地では、地下水基準）を超えるおそれがないことを確認した結果
土壌汚染の除去、舗装、立入禁止、土壌入換え、盛土	区域外から土壌を搬入した場合にあっては、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定した結果
	汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては変更後の措置
	実施した措置の内容を明らかにした図面
掘削除去	要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌含有量基準不適合の土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌が土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果
原位置浄化	土壌含有量基準不適合の土壌から特定有害物質の除去を行った後に特定有害物質の量を測定した結果
区域外土壌入換え、区域内土壌入換え	土壌入換えを行った範囲、囲い又は覆いの範囲を変更した場合にあっては、変更後のそれぞれの範囲
盛土、舗装	盛土を行った範囲、舗装を行った範囲を変更した場合にあっては、変更後の範囲及び厚さ
盛土	基準不適合土壌以外の土壌であることの確認結果
立入禁止	囲い又は覆いの範囲を変更した場合にあっては変更後の範囲

【解説】(続き)

<(例示)原位置封じ込めの工事完了時、措置完了時の報告事項(別表第9)>

工事完了の報告事項	措置完了の報告事項
<p>イ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とする方法を変更した場合にあっては、変更後の方法</p> <p>ロ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としたことを確認した結果</p> <p>ハ 鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する範囲を変更した場合にあっては、変更後の範囲</p>	<p>イ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果</p> <p>ロ 鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物に囲まれた範囲に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果</p>

土地の形質の変更禁止の例外となる行為(第43条関係)

改正内容

- **要措置区域における土地の形質変更の禁止の例外となる行為の追加等(規則第43条)**
要措置区域における**土地の形質の変更の禁止の例外となる行為に、詳細調査のためのボーリングを追加した。**
また、要措置区域内における**土地の形質の変更の禁止の例外となる施行方法を、要措置区域で措置を行う際の施行方法と同じ方法**とした。

【解説】

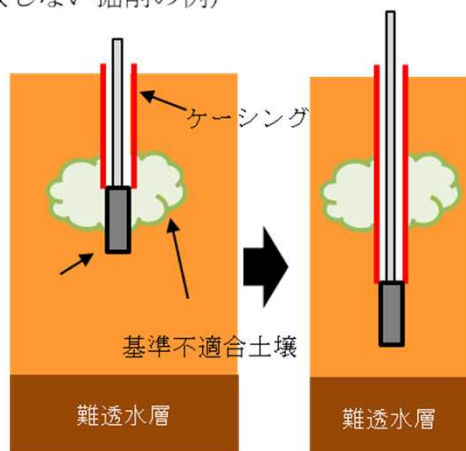
- 詳細調査のボーリングについては、**規則第43条第2号イ及びロの方法**で行うことにより、形質変更の禁止の例外となることとした。

＜詳細調査のボーリング方法の基準＞(規則第43条第2号)

- ボーリング孔に基準不適合土壌又は特定有害物質がボーリング孔を通じて流出しないために必要な措置が講じられたものであること
 - 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられたものであること。
- 要措置区域内において、措置と一体として土地の形質の変更を行う場合や工事が完了した土地で土地の形質の変更を行う場合における**土地の形質の変更の禁止の例外となる施行方法**は、要措置区域で措置を行う際の施行方法と同じく、土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合は、**地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら措置を行うこと**(ただし第一種特定有害物質の第二溶出量基準不適合が確認されている場合及び最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで形質変更を行う場合は、準不透水層までの遮水壁の設置等が必要となる。)とした。

【解説】(続き)

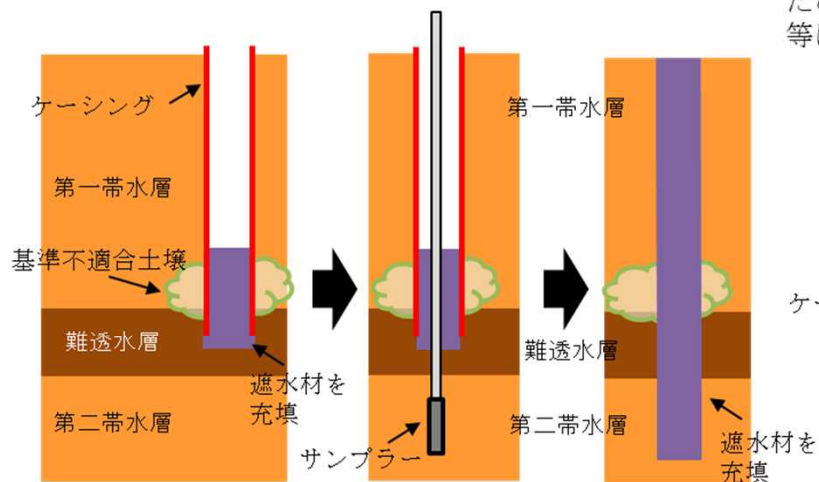
(汚染物質がボーリング孔内を通じて拡散しない掘削の例)



①基準不適合土壌の壁面を固定するためにケーシングを設置

②掘進

(下位帯水層までボーリングを行う場合の掘削の例)

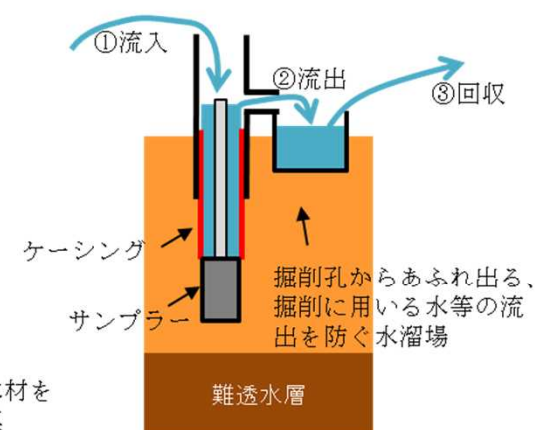


①難透水層の一部まで掘進し、遮水材を充填

②固化遮水材の中を通過して第二帯水層まで掘進

③上部帯水層と下位帯水層を遮断

(掘削にあたって掘削部の冷却その他のために水等を用いた場合にあって当該水等による汚染の拡散を防ぐ方法の例)



①掘削に用いる水等を掘削孔へ流入
②継続して①を行うことで掘削孔から水等が流出
③ポンプ等により水溜場から水を回収
(③の水等を再び①に用いる場合は当該水等の汚染状態を監視する)

土地の形質の変更の禁止の例外となるボーリング方法

4. 形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域に関する改正概要

【法改正事項】

○土地の形質の変更の届出の例外となる区域の新設(法第12条関係)

【規則改正事項】

○施行管理方針の確認の申請(規則第49条の2、第49条の3関係)

○臨海部特例区域の自然由来又は埋立土砂由来に係る要件
(規則第49条の4関係)

○臨海部特例区域の人の健康被害が生ずるおそれに係る要件
(規則第49条の5関係)

○臨海部特例区域における土地の形質の変更の届出等
(規則第52条の2他関係)

○施行管理方針の変更、廃止、取り消し(規則第52条の6他関係)

○土地の形質の変更の届出事項(規則第48条、第49条関係)

○土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為等(規則第50条関係)

○土地の形質の変更の施行方法の基準(規則第53条関係)

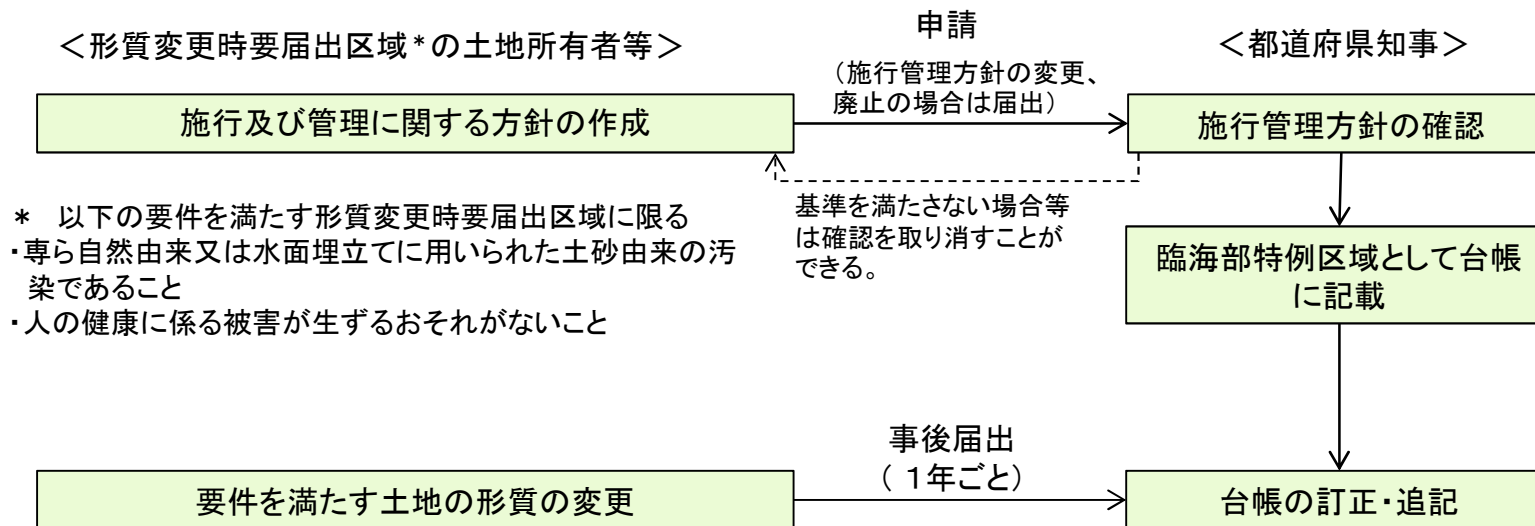
土地の形質の変更の届出の例外となる区域の新設(法第12条関係)

改正内容

- 形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出の例外となる区域の新設(法第12条第1項)
都道府県知事の確認を受けた土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(以下「施行管理方針」という。)に基づいて行う、特定有害物質による汚染が自然由来又は埋立土砂由来であり、かつ、人の健康被害が生ずるおそれがない土地の形質の変更は、事前の届出を要さないこととした。当該区域は形質変更時要届出区域台帳において臨海部特例区域と記載される。

【解説】

- 旧法では、形質変更時要届出区域で土地の形質の変更を行う際は、土地の形質の変更の14日前までに都道府県知事に届出が必要であった。
一方、都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地していることから土壤汚染の可能性はあるものの、臨海部にあつては一般の居住者による地下水の飲用及び土壤の直接摂取による健康リスクが低いと考えられ、産業活性化及び土地の有効利用のためにも、人の健康へのリスクに応じた規制とする観点から、土地の形質の変更を事後届出(1年ごと)とする特例制度を設けた。



施行管理方針の確認の申請（規則第49条の2、第49条の3関係）

改正内容

- **施行管理方針の確認の申請方法等の規定（規則第49条の2、第49条の3）**
臨海部特例区域の新設に伴い、**施行管理方針の確認の申請の記載事項**及び**施行管理方針に係る基準**を規定した。

【解説】

✓ 施行管理方針の確認の申請の記載事項等は以下のとおりである。

＜施行管理方針の確認の申請の記載事項等＞

分類	条文	届出事項等
土地の形質の変更の届出の記載事項等	法第12条第1項 規則第49条の2 第1項、第2項	<p>＜記載事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 • 施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地 • 土地の区分及び当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る<u>土地の形質の変更の施行方法</u> • 土地の形質の変更の施行及び管理に係る<u>記録及びその保存の方法</u> • 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が<u>人為等に由来することが確認された場合における対応方法</u> • 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、<u>地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法</u> • 土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項 <p>＜添付＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図 • 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面 • 施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が自然由来又は埋立土砂由来であること及び人の健康被害のおそれがない土地の要件に該当することを証する書類 • 施行管理方針の確認に係る土地を汚染原因や汚染のおそれの区分により区分した図面 • 申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類 • 施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

【解説】(続き)

✓ 施行管理方針の基準は以下のとおりである。

＜土地の形質の変更の施行に関する方針の基準＞

- 対象地が、汚染原因及び人為由来の汚染のおそれに応じて区分けされていること。
- 土地の形質の変更の施行方法については、事前届出の際に求められる方法と同様とし、上記区分けに応じて定められた方法(下表)で実施すること

自然由来又は水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染		人為等由来の汚染のおそれ	形質の変更の施行方法
自然由来の汚染のある土地		ない	自然由来特例区域の施行方法
		少ない	一般管理区域の施行方法
埋立地であり、 水面埋立てに用 いられた土砂由 来の汚染のある 土地	公有水面埋立法による土地 昭和52年3月15日以降に埋め立てが開始された土地、又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに埋め立てが開始された土地(第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアンが土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合している土地)で、かつ、土壌の汚染状態が第二溶出量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く)	ない	埋立地特例区域の施行方法
		少ない	埋立地管理区域の施行方法
	公有水面埋立法による土地 大正11年4月10日以降に埋め立てが開始された土地(上記と土地を除く)	ない	埋立地管理区域の施行方法
		少ない	
	公有水面埋立法に基づかない土地 大正11年4月9日以前に埋め立てが開始された土地	—	一般管理区域の施行方法

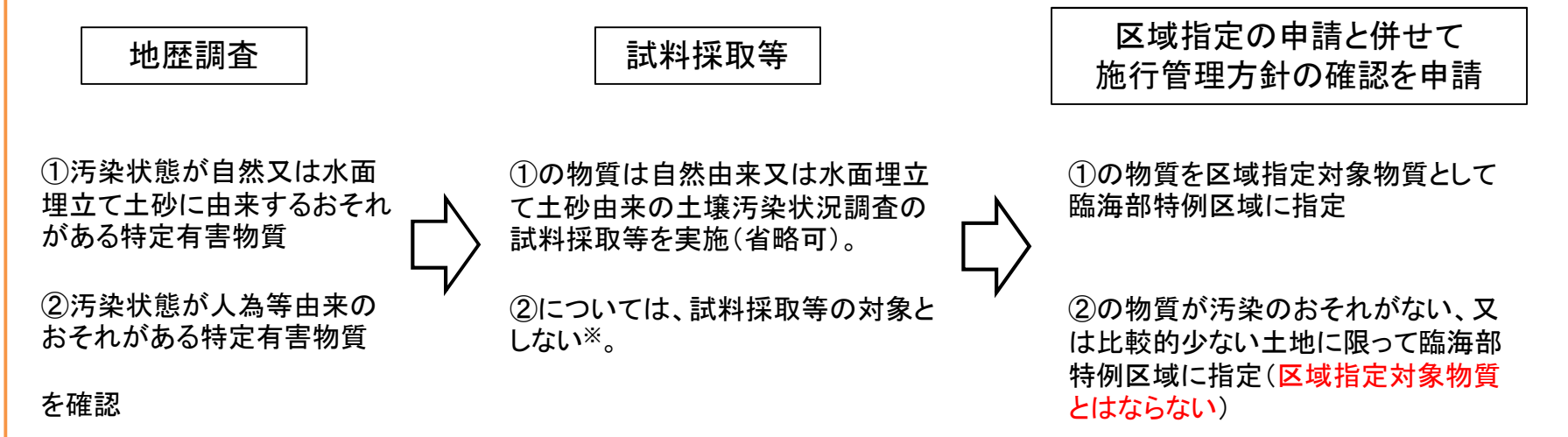
＜土地の形質の変更の管理に関する方針の基準＞

- 土地の形質の変更を行おうとする者は次の事項を記録し、土地の所有者等は当該記録を作成の日から5年間保存すること。
土地の形質の変更の種類、土地の形質の変更の場所、土地の形質の変更の施行方法、土地の形質の変更の着手日及び完了日(土地の形質の変更を施行中である場合にあっては完了予定日)、土地の形質の変更の範囲及び深さ、特定有害物質の飛散等や地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合に実施した措置、施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態

【解説】(続き)

- ✓ 施行管理方針の確認申請は、原則として、既に形質変更時要届出区域(自然由来特例区域又は埋立地特例区域)に指定されている土地について行うことを想定しているが、区域指定されていない土地においても、**法第14条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請のための手続を行うことができる。**

《法第14条申請とあわせて施行管理方針の確認の申請》



※法第14条申請における試料採取等対象物質については、施行通知において「試料採取等対象物質を任意に定めることについては認められない」としているが、早期に臨海部特例区域の適用を受けられるようにするために特例的に認めることとする。

＜規則第3条第2項＞

調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、調査対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壤その他の試料の採取及び測定(以下「試料採取等」という。)の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

一 (略)

二 (略)

三 申請に係る調査(法第14条第2項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。)を行う場合 同条第1項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類

臨海部特例区域の自然由来又は埋立土砂由来に係る要件(規則第49条の4関係)

改正内容

- **埋立地特例区域の指定の要件となる自然由来又は水面埋立て土砂由来に係る要件を規定(規則第49条の4)**
臨海部特例区域の新設に伴い、その要件となる**汚染状態が自然由来又は埋立土砂由来であること**の要件を規定した。

【解説】

- ✓ 自然由来又は水面埋立て土砂由来であること要件は以下のとおり。

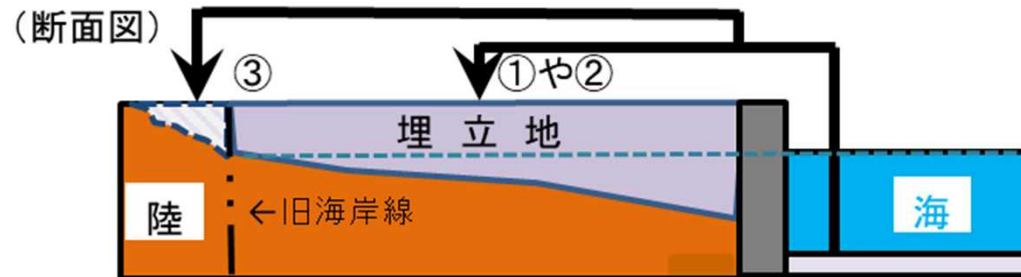
＜自然由来又は水面埋立て土砂由来であること要件＞

分類	届出事項等
自然由来の要件	<p>次の要件のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 形質変更時届出区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)であること ● 汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること ● 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること ● 土地の汚染状態が以下のいずれかの土地であること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水面埋立て土砂由来及び人為等由来の汚染のおそれがない土地であること ➢ 水面埋立て土砂由来の汚染のおそれのない土地であって、人為等由来の汚染のおそれがない又は比較的少ない土地に分類した土地であること ➢ 土壌汚染状況調査又はそれに準じた調査の結果、当該汚染状態が水面埋立て土砂由来及び人為等由来でないと認められる土地であること
水面埋立て土砂由来の要件 (次ページ参照)	<p>次の要件のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水面埋立て土砂が次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大正11年4月10日以降に公有水面埋立法による埋立等により造成が開始された土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く)であって、造成当時の埋立てに用いられた土砂であること ➢ 大正11年4月9日以前に埋立等による造成が開始された土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く)であって、造成当時の埋立てに用いられた土砂であること ➢ 上記の2つの土地と隣接する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く)であって、上記の事業と同一の事業により造成が開始された土地における同一の土砂であること。 ● 土地の汚染状態が以下のいずれかの土地であること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人為等由来の汚染のおそれがない土地であること ➢ 人為等由来の汚染のおそれがない又は比較的少ない土地に分類した土地であること ➢ 土壌汚染状況調査又はそれに準じた調査の結果、当該汚染状態が人為等由来でないと認められる土地であること

【解説】(続き)

水面埋立て土砂とは次を指す。

- ① 公有水面埋立法施行以降に、同法に基づき埋め立てられた土地の土砂
- ② 公有水面埋立法施行以前に埋め立てられた土地であつて、水面の埋立て又は干拓により造成された土地であることが明らかである土地の土砂
- ③ ①及び②の埋立事業により埋め立てられた土地と隣接し、同一の埋立事業又は計画に基づき、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂と同じ土砂を用いて造成した土地の土砂



■ : 水面埋立てに用いられた土砂(①、②)

▨ : ①及び②の埋立事業と隣接し、同一の埋立事業等に基づき、土地の造成に係る水面埋立てに用いられたものと同じ土砂により造成された土地の土砂(③)

臨海部特例区域の人の健康被害が生ずるおそれに係る要件(規則第49条の5関係)

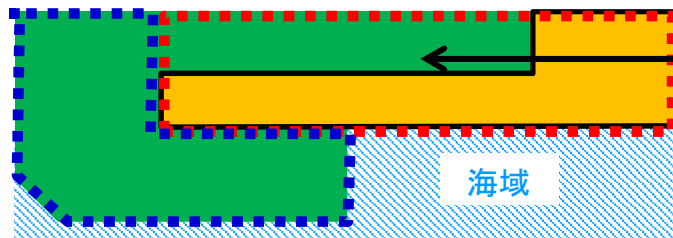
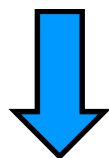
改正内容

- 臨海部特例区域の指定の要件となる人の健康被害のおそれがないことに係る要件を規定(規則第49条の5)
臨海部特例区域の新設に伴い、その要件となる人の健康被害のおそれがないことに係る要件を規定した。





【解説】

- 人の健康被害のおそれがない土地の要件は以下のとおり。
 - 工業専用地域(港湾法第39条の規定により指定された分区であって、同法第40条の規定により建築基準法別表第2(わ)に掲げる建築物(住宅、共同住宅、老人ホーム等)を建設できることが定められている区域を除く。)又は港湾法第39条第3項の工業港区(工業専用地域は除く。)であって、同法第40条の規定により建築基準法第48条第13項に定める同法別表第2(わ)に掲げる建築物(住宅、共同住宅、老人ホーム等)を建設してはならないことが定められている区域(以下「工業専用地域等」という。)であること
 - 施行管理方針の確認に係る土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと

地下水流向



地下水流向下流方向に工業専用地域等以外の用途地域が存在しているため、指定できない

-  : 工業専用地域等
-  : 工業専用地域等以外の用途地域
-  : 臨海部特例区域に指定可能な範囲
-  : 臨海部特例区域に指定できない範囲

臨海部特例区域における土地の形質の変更の届出等(規則第52条の2他関係)

改正内容

- 臨海部特例区域における土地の形質の変更の届出等を規定(規則第52条の2～第52条の5)
臨海部特例区域の創設に伴い、臨海部特例区域における**土地の形質の変更の届出記載事項等、人為等由来の汚染が確認された場合等の届出の記載事項等を規定**した。また、**届出は1年ごとに行う**こととした。

【解説】

- ✓ 臨海部特例区域における土地の形質の変更の届出の記載事項等は以下のとおり。

＜臨海部特例区域における土地の形質の変更の届出(事後届出の記載事項等)＞

分類	条文	記載事項等
土地の形質の変更の届出(事後届出)の記載事項等	法第12条第4項 規則第52条の4	<p>＜記載事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 土地の形質の変更を行った形質変更時要届出区域の所在地 土地の形質の変更の種類、場所、施行方法、着手日、完了日 土地の形質の変更の施行中に特定有害物質の飛散等、地下浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、当該事項を届け出た日及び当該飛散等、地下浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置 深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講ずる場合、当該範囲の汚染状態を明らかにした調査の試料採取地点及び日時、分析結果、分析機関 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
	規則第52条の2	<p>＜添付＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 期間の開始の日から終了の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講ずる場合、当該範囲の汚染状態を明らかにした図面 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合、以下の書類等 <ul style="list-style-type: none"> 搬出元の自然由来等形質変更時要届出区域の汚染状態が専ら自然由来又は専ら水面埋立て土砂由来であることを明らかにした書類 搬出元の自然由来等形質変更時要届出区域の汚染状態を明らかにした図面 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合、土地の所有者等の同意書 <p>このほか、土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場合にあっては、その旨及び当該土壌の量、当該土壌の移動又は土壌の搬入若しくは土壌の搬出を行った場所及び搬入土の調査の試料採取地点、日時、分析結果、分析機関を記載する、また当該区域の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。</p>

参照条文: 法第12条第4項、規則第52条の2、第52条の3、第52条の4、第52条の5

【解説】(続き)

- ✓ 土地の所有者等は、臨海部特例区域内の土壤の汚染状態が人為等由来であることが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合は、次に掲げる事項を記載した届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

＜人為等由来の汚染が確認された場合等の届出の記載事項＞

分類	条文	届出事項等
人為等由来の汚染が確認された場合等の届出の記載事項等	規則第52条の5	<p>次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行う</p> <p>＜記載事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 • 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地 • <u>人為等に由来することが確認された土地の場所</u>又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された土地の場所 • <u>人為等に由来することが確認された土地の土壤の特定有害物質の種類</u>又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された特定有害物質の種類 • <u>人為等に由来することが確認された年月日</u>又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された年月日 • 飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置 <p>＜添付＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土壤の汚染状態が人為等由来であることが確認された場所又は基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面

施行管理方針の変更、廃止、取り消し(規則第52条の6他関係)

改正内容

- **施行管理方針の変更、廃止、取り消しを規定(規則第52条の6、第52条の7、第52条の8)**
施行管理方針の変更、廃止を行う場合の届出及び施行管理方針が基準に適合しなくなった場合等の取り消しを規定した。

【解説】

- ✓ 施行管理方針の変更、廃止、取り消しの手続き等は以下のとおり。

<施行管理方針の変更、廃止、取り消しの手続き等>

分類	条文	手続き等
施行管理方針の変更	規則第52条の6	<p>土地の所有者等は、施行管理方針の以下の事項を変更しようとするときはあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 形質変更時要届出区域の所在地 ➤ 土地の区分及び当該土地の区分に応じた土地の形質の変更の施行方法 <p>また、土地の所有者等は施行管理方針の以下の事項を変更したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ➤ 土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法 ➤ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法 ➤ 土地の形質の変更の施行中に特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 ➤ 土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項

【解説】(続き)

＜施行管理方針の変更、廃止、取り消しの手続き等＞

分類	条文	届出事項等
施行管理方針の廃止	規則第52条の7	<p>土地の所有者等は施行管理方針を廃止しようとするときは以下の事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ➢ 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地 ➢ 施行管理方針を廃止する場所 ➢ 施行管理方針の確認を受けた年月日 ➢ 施行管理方針の廃止予定年月日 ➢ 施行管理方針を廃止する理由 ➢ 施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態 ➢ 施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来する汚染のおそれがある場合にあつては、当該特定有害物質の種類 <p>また、廃止の届出を行う場合は、1年ごとの事後報告の開始期間から廃止の日までの土地の形質の変更ごとの汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。都道府県知事は、廃止の届出を受けた場合は、当該土地の汚染状態について、土地の所有者等が土壌汚染状況調査に準じて行った調査結果その他の情報により把握する。</p>
施行管理方針の取り消し	規則第52条の8	<p>都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは施行管理方針を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施行管理方針の基準に該当しなくなったとき ➢ 土地が臨海部特例区域の土地に該当しなくなったとき ➢ 土地の形質の変更をした者が1年ごとの土地の形質の変更の届出を行わなかったとき <p>都道府県知事は、施行管理方針の確認を取り消した場合は、当該土地の汚染状態について、土地の所有者等が土壌汚染状況調査に準じて行った調査結果その他の情報により把握する。</p>

土地の形質の変更の届出事項(規則第48条、第49条関係)

改正内容

- 形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出の記載事項等の見直し(規則第48条、第49条)
形質変更時要届出区域において、土地の形質の変更を行う際の届出の記載事項等について、**試料採取等対象深さの限定等の規定に伴う見直し**を行った。

【解説】

- ✓ 土地の形質の変更の届出の記載事項は以下のとおり。

＜土地の形質の変更の届出の記載事項等＞

分類	条文	記載事項等
土地の形質の変更の届出の記載事項等	法第12条第1項 規則第48条 規則第49条	<p>＜記載事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更の種類、場所、施行方法、着手予定日 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 土地の形質の変更を行う形質変更時要届出区域の所在地 土地の形質の変更の完了予定日 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法 深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講ずる場合、当該範囲の汚染状態を明らかにした調査の試料採取地点及び日時、分析結果、分析機関 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地 <p>＜添付＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講ずる場合、当該範囲の汚染状態を明らかにした図面 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、汚染状態が自然由来又は埋立て土砂由来であることを明らかにした書類、汚染状態を明らかにした図面、自然由来等土壌を使用することについての土地の所有者等の同意書 <p>このほか、詳細調査を行っている場合は、詳細調査の試料採取地点及び日時、分析結果、分析機関を記載する、また汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。</p>

参照条文：法第12条第1項、規則第48条、第49条

土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為等(規則第50条関係)

改正内容

- 形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為等の見直し(規則第50条)

形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為等を、以下のとおり見直した。

- これまで届出が不要とされていた行為(10㎡未満、深さ50cm未満の形質の変更等)であっても、**他の自然由来等形質変更時要届出区域や一の土壤汚染状況調査によって指定された他の区域に土壤を搬出する際やそれらの区域から土壤を搬入する際は、土地の形質の変更の届出が必要**となることとした。
- 詳細調査や観測井の設置等を行うために実施する**ボーリング調査については、汚染の拡散を引き起こさない方法で行うことにより、届出を要さない**こととした。

また、都道府県知事の確認を受けることにより届出が不要となる施行方法は、要措置区域において措置を行う際の施行方法と同様の**地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら形質変更を行う**方法とした。

【解説】

- ✓ 改正により自然由来等形質変更時要届出区域間又は飛び地間の土壤の移動に係る特例を設けたところであるが、これらの移動に係る土地の形質の変更については、これまで届出を不要としていた行為であっても事前の届出が必要であることとした。
- ✓ 届出が不要となるボーリング調査の汚染の拡散を引き起こさない方法は、要措置区域における土地の形質の禁止の例外となる方法(規則第43条第2号)と同様である。

土地の形質の変更の施行方法の基準(規則第53条関係)

改正内容

- **形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の施行方法の基準の見直し(規則第53条)**
形質変更時要届出区域で土地の形質の変更を行う際の施行方法の基準を以下のように見直した。
 - **土壤溶出量基準不適合の土壤が帯水層に接する場合、告示で定める施行方法で土地の形質の変更を行うことにより、当該土壤の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること**(施行方法は要措置区域における施行方法と同じ。ただし、**自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の施行方法はこれまでと変更ない。**)
 - 特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること
 - 飛び地間移動(後述する)により、搬出された土壤を使用する場合は、当該土壤の使用により人の健康被害が生ずるおそれがないようにすること
 - 土地の形質の変更を行った後、汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康被害のおそれがないようにすること

【解説】

- ✓ 旧法では、形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の施行方法を基準不適合土壤(土壤溶出量に係るものに限る)が帯水層に接しないようにすることとしていたが、**帯水層に接する場合は、要措置区域において措置を行う際の施行方法と同様、地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら形質変更を行うことができる**こととした。
- ✓ 以下の施行方法は、全て同様の施行方法の基準となる。
 - 要措置区域で措置を行う際の施行方法
 - 要措置区域で土地の形質の変更の禁止の例外となる施行方法
 - 形質変更時要届出区域で都道府県知事の確認を受けることにより土地の形質の変更の届出が不要となる施行方法また、形質変更時要届出区域で届出を行い実施する施行方法についても、同様の基準を満たさない場合は都道府県知事は施行方法の計画の変更を命ずることができる。(自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域は除く)

5. 台帳

台帳に関する改正概要

【法改正事項】

○指定解除台帳の調製(法第15条関係)

【規則改正事項】

○台帳の記載事項、図面等(規則第58条関係)

○指定解除台帳の記載事項、図面等(規則第58条関係)

指定解除台帳の調製(法第15条関係)

改正内容

- **要措置区域等を解除された土地の台帳の調製を新設(法第15条第1項)**
都道府県知事は、要措置区域等を解除された土地について、**指定解除要措置区域の台帳**及び**指定解除形質変更時要届出区域の台帳**を調製することとした。(第一段階施行で施行済み)

【解説】

- ✓ 旧法では、要措置区域等を解除した場合は台帳から消除することとしていたが、改正法では要措置区域等を解除した場合は台帳を消除せず、要措置区域及び形質変更時要届出区域それぞれの解除台帳として調製することとした。
- ✓ 解除台帳についても、指定台帳と同様、閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

台帳の記載事項、図面等(規則第58条関係)

改正内容

- **台帳の記載事項、図面及び書類を追加(規則第58条第5項、第7項、第9項)**

土地の形質の変更を契機とする調査における試料採取等対象深さの限定や臨海部特例区域等を定めたことに伴い、**台帳の記載事項や図面、書類を追加**した。

また、規則に**自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域、臨海部特例区域を規定**し、台帳にこれらの区域を記載することとした。

埋立地特例区域については、昭和52年3月14日以前に埋立てられた土地についても、指定することができることとした。

【解説】

- ✓ **第二段階施行以降は、台帳には次の書類を添付しなければならないこととした。(解除台帳も同様)**
 - 要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析結果
 - 詳細調査の分析結果
 - 深度限定により試料採取等を行わなかった土壤について汚染の除去等の措置を講じた場合又は土地の形質の変更をした場合にあつては、土壤汚染状況調査に準じた方法により、汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析結果
 - 要措置区域等に土壤を搬入した場合は、搬入土の調査の分析結果及びその他の搬入された土壤の事項
 - 臨海部特例区域の施行管理方針

【解説】(続き)

✓ 指定台帳には少なくとも以下の事項を記載する。

<指定台帳の記載事項等>

※下線部:追加した事項

帳簿記載事項	図面及び書類
<ul style="list-style-type: none"> • 要措置区域等に指定された年月日 • 要措置区域等の所在地 • 要措置区域等の概況 • 法第14条の規定に基づき指定された場合はその旨 • <u>深さの限定により試料採取等を行わなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び汚染のおそれがある特定有害物質の種類</u> • 省略した場合はその旨及びその理由 • 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称 • 地下水汚染の有無(要措置区域のみ) • 要措置区域から形質変更時要届出区域となった区域はその旨及び講じた汚染の除去等の措置 • 自然由来特例区域はその旨 • 埋立地特例区域はその旨 • 埋立地管理区域はその旨 • <u>臨海部特例区域はその旨</u> • 土地の形質の変更の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> • 土壤汚染状況調査において試料採取等を行った地点及び汚染状態を明らかにした図面 • <u>深さの限定により、土壤の採取を行わなかった深さの位置を明らかにした図面</u> • <u>詳細調査で試料採取等を行った地点及び汚染状態を明らかにした図面</u> • 汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面 • <u>臨海部特例区域は以下の図面</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>区域の場所を明らかにした図面</u> ➢ <u>区域を汚染原因等(規則第49条の3第1項第2号の表の上欄及び中欄)により区分した図面</u> ➢ <u>人為等由来の汚染や地下水汚染の拡大等が確認された場所を明らかにした図面</u> ➢ <u>区域内土壤の移動又は区域外からの搬入若しくは区域外搬出を行った場合、汚染状態を明らかにした図面</u> • <u>土地の形質の変更を行った場合、実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</u> • <u>深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講ずる場合、当該範囲の汚染状態を明らかにした図面</u> • <u>認定調査を行った場合、掘削対象地の汚染状態を明らかにした図面</u> • 要措置区域等の周辺の地図 • 要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析結果 • <u>詳細調査の分析結果</u> • <u>深度限定により試料採取等を行わなかった土壤について汚染の除去等の措置を講じた場合又は土地の形質の変更をした場合にあつては、土壤汚染状況調査に準じた方法により、汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析結果</u> • 要措置区域等に土壤を搬入した場合は、搬入土の調査の分析結果及びその他の搬入された土壤の事項 • <u>臨海部特例区域の施行管理方針</u>

【解説】(続き)

- ✓ 旧法では、昭和52年3月14日以前に埋立てられた土地は埋立地特例区域に指定することはできなかった。改正法では埋立地特例区域の指定の要件を見直し、大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに埋立てられた土地についても、要件に適合すれば埋立地特例区域に指定することができることとした。埋立地特例区域の指定の要件は以下のとおり。

＜埋立地特例区域の指定の要件＞

要件の種類	要件の内容
汚染原因の要件	水面埋立て土砂由来であること
土地の要件(以下のいずれにも該当する土地)	以下のいずれかの土地で 第二溶出量基準に適合した土地であること ① 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立等が開始された土地 ② <u>大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立等が開始された土地で、当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合である土地</u> (いずれの土地も廃棄物が埋立てられている場所は除く)
	以下のいずれかの土地であること ① 汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること ② 汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、汚染のおそれがないと認められる土地 ③ 汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、 <u>試料採取等の結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でない</u> と認められる土地

指定解除台帳の記載事項、図面等（規則第58条関係）

改正内容

- 指定解除台帳の記載事項及び添付図面を規定（規則第58条第6項、第8項、第9項）
指定解除台帳の調整を定めたことに伴い、**台帳の記載事項や図面を規定**した。（第一段階施行で施行済み、第二段階施行で一部追加）

【解説】

- ✓ 指定解除台帳には**少なくとも以下の事項を記載**する。

※下線部：第二段階施行で追加

帳簿記載事項	図面及び書類
<ul style="list-style-type: none"> 指定台帳の記載事項 要措置区域等の指定が解除された年月日 要措置区域等の指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置 要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合又は形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあつては、その旨 	<ul style="list-style-type: none"> 指定解除要措置区域等に関する指定台帳の図面及び書類 指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面及び書類 <u>汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面</u> <u>要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析結果</u> <u>詳細調査の分析結果</u> <u>深度限定により試料採取等を行わなかった土壤について汚染の除去等の措置を講じた場合又は土地の形質の変更をした場合にあつては、土壤汚染状況調査に準じた方法により、汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析結果</u> <u>要措置区域等に土壤を搬入した場合は、搬入土の調査の分析結果及びその他の搬入された土壤の事項</u> <u>臨海部特例区域の施行管理方針</u>

6. 汚染土壌の搬出等

汚染土壌の搬出等に関する改正概要

【法改正事項】

- 汚染土壌の搬出届の記載事項等の追加(法第16条関係)
- 汚染土壌の処理の委託の例外の追加(法第18条関係)

【規則改正事項】

- 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件
(規則第65条の2、第65条の3関係)
- 自然由来等形質変更時要届出区域の要件(規則第65条の4関係)
- 認定調査の試料採取等対象物質の見直し
(規則第59条の2、第59条の3関係)
- 認定の申請の添付図面の追加(規則第60条関係)

汚染土壌の搬出届の記載事項等の追加(法第16条関係)

改正内容

- 汚染土壌の搬出届出の記載事項等の追加(法第16条第1項、規則第61条、第62条、第64条)**
 自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動及び飛び地間の土壌の移動(説明は後述する)を定めたこと等により、**汚染土壌の搬出届出の記載事項等を追加**した。また、非常災害の際の応急措置として搬出をした場合の届出の記載事項等も同様に見直している。

【解説】

＜汚染土壌の搬出届の記載事項等＞

※下線部:追加した事項

記載事項(法第16条第1項、規則第62条)	図面、書類(規則第61条)
<ul style="list-style-type: none"> 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 当該汚染土壌の体積 当該汚染土壌の運搬の方法 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 当該汚染土壌を処理する場合に有っては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地 当該汚染土壌を自然由来等形質変更時要届出区域間の移動に使用する場合には、形質の変更を行う形質変更時要届出区域の所在地 当該汚染土壌を飛び地間の移動に使用する場合には、形質の変更を行う要措置区域等の所在地 当該汚染土壌の搬出の着手予定日 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 汚染土壌を処理する場合は、要措置区域等の所在地、処理の完了予定日 自然由来等形質変更時要届出区域間で移動する場合は、自然由来等形質変更時要届出区域の所在地、形質変更の完了予定日 飛び地間で移動する場合は、要措置区域等の所在地、形質変更の完了日 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面 詳細調査により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合は、試料採取地点、試料採取日時、分析結果、分析機関、その他の調査の結果に関する事項 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類 運搬の過程で積替えのために一時保管を行う場合には、保管施設の構造を記した書類 汚染土壌を処理する場合にあっては、汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類、汚染土壌処理業者の許可証の写し 自然由来等形質変更時要届出区域間で移動する場合は、以下の書類及び図面 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地の形質の変更を使用する場所を明らかにした図面 ➢ 搬出先の汚染状態が同等であることを証する書類 ➢ 地質的に同質な状態で広がっていることや同一港湾であることを証する書類 ➢ 汚染が専ら自然由来又は専ら埋立土砂由来であることを証する書類 ➢ 土壌を他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類 飛び地間で移動する場合は、以下の書類及び図面 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 搬出先の要措置区域等で使用する場所を明らかにした図面 ➢ 搬出先が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

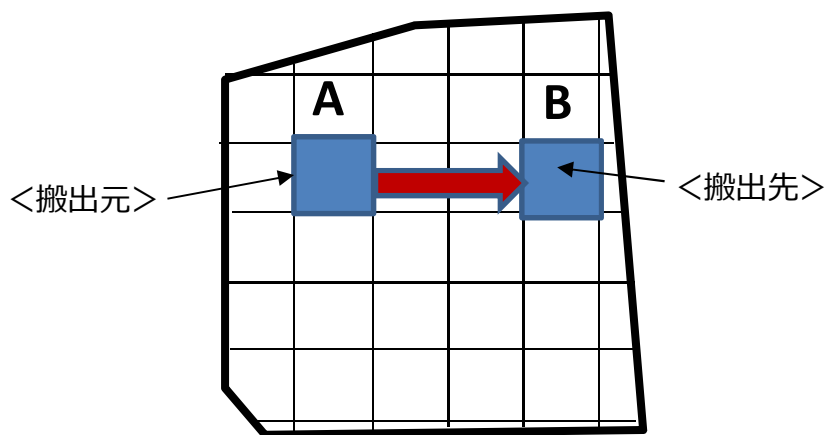
汚染土壌の処理の委託の例外の追加(法第18条関係)

改正内容

- **汚染土壌の処理の委託の例外となる搬出を追加(法第18条第1項)**
汚染土壌の処理の例外として汚染土壌処理施設以外に搬出することができる場合に、**自然由来等形質変更時要届出区域間の搬出及び一の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間(飛び地間)の搬出を追加した。**
- **自然由来等形質変更時要届出区域及び自然由来等土壌を規定(法第18条第2項)**
自然由来等形質変更時要届出区域は、土壌汚染状況調査の結果、**汚染が専ら自然由来又は専ら埋立土砂由来であると認められる要件に該当する形質変更時要届出区域**であり、自然由来等土壌は、**当該区域内の汚染土壌**である。

【解説】

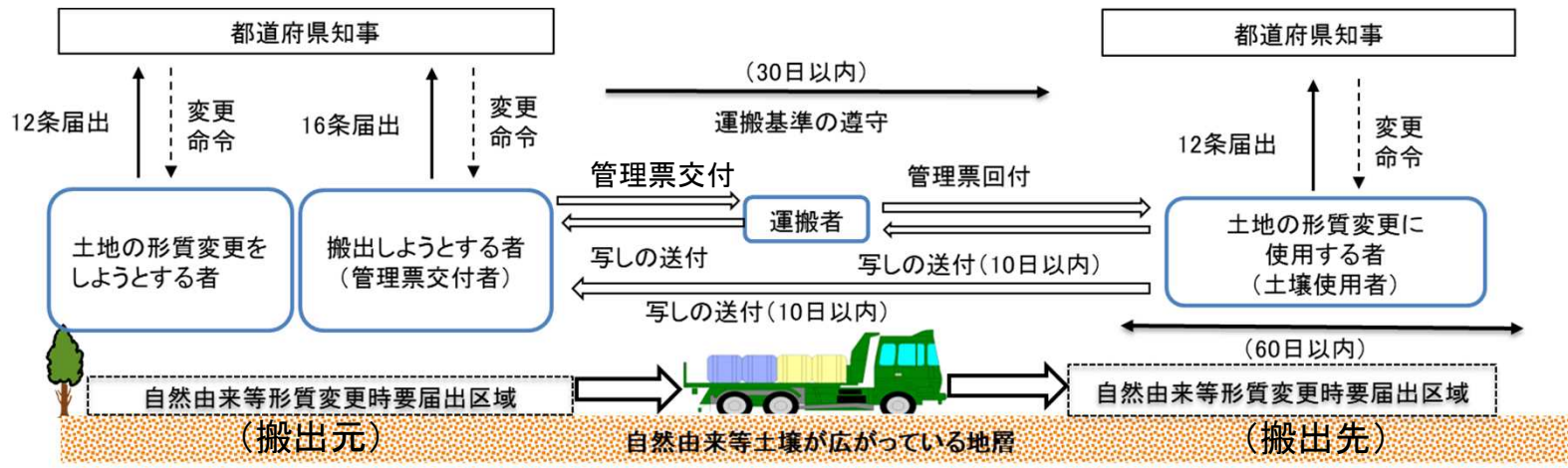
- ✓ 旧法では、汚染土壌を汚染土壌処理業者以外に搬出できる場合は、自ら処理する場合、非常災害の応急措置の場合、試験研究に用いる場合に限られていた。
- ✓ 改正法では、**自然由来等形質変更時要届出区域間で搬出する場合と、一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等の間(飛び地間)で搬出する場合**についても、汚染土壌処理業者への搬出の例外とした。



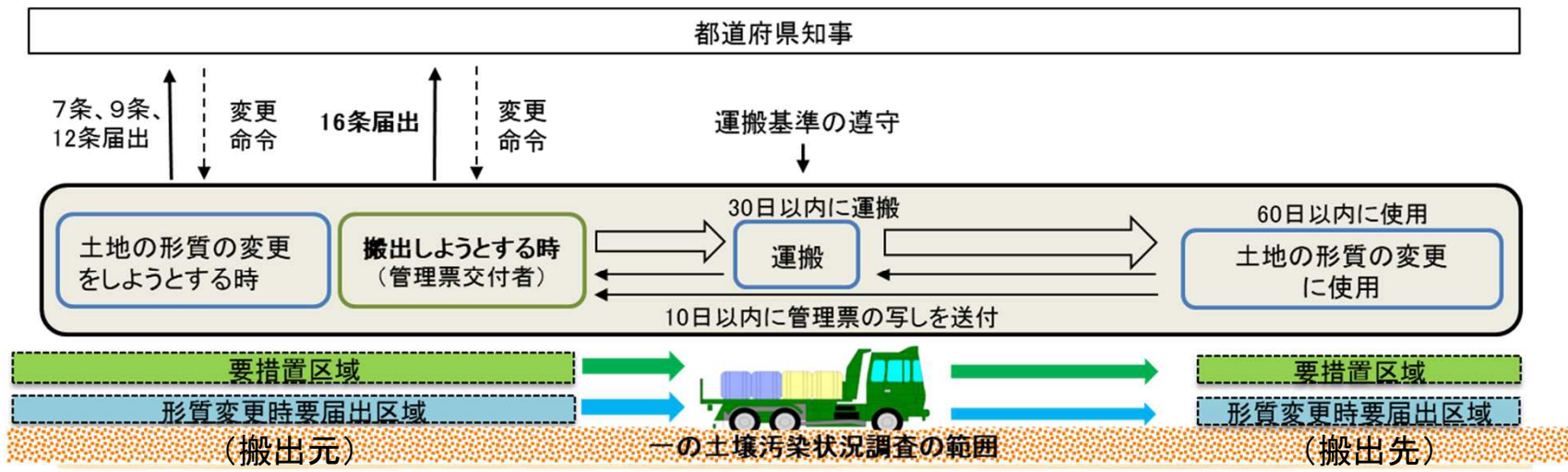
一の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された区域
<飛び地間の土壌の移動のイメージ図>

【解説】(続き)

- ✓ 自然由来等形質変更時要届出区域間や飛び地間で汚染土壌を移動する場合も、**法第12条に基づく形質変更の届出**や**法第16条に基づく搬出の届出**、**管理票の交付は必要**となる。また、**運搬基準も適用**される。



<自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動の概要>



<飛び地間の土壌の移動の概要>

自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件(第65条の2、第65条の3)

改正内容

- **自然由来等形質変更時要届出区域間の汚染土壌の移動ができる汚染状況、地質に係る基準を規定(第16条第1項、規則第65条の2、第65条の3)**

自然由来等形質変更時要届出区域からの汚染土壌の搬出において、汚染土壌処理業者への委託の例外となる場合の搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域を、**汚染の状況が同様であること、かつ、地質が同じであることとし、これらの基準を定めた。**

【解説】

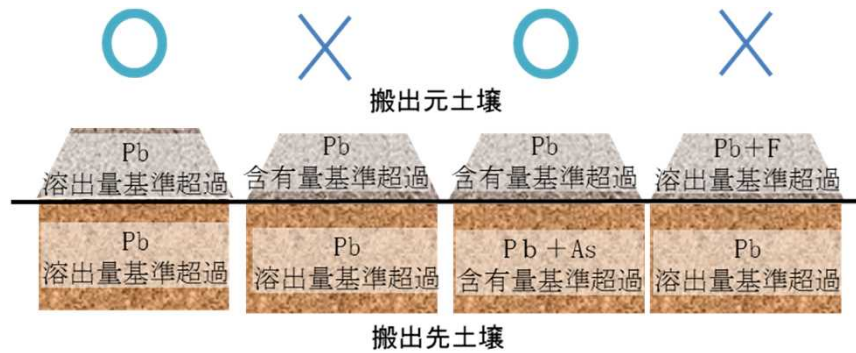
- ✓ 搬出先となる自然由来等形質変更時要届出区域に係る基準は以下のとおり。

＜搬出先となる自然由来等形質変更時要届出区域に係る基準＞

基準の種類	要件	
汚染の状況	特定有害物質ごとの 汚染状態が同様 であること(下表のとおり)	
	搬出元の汚染状態	搬出先の汚染状態
	土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準適合	<ul style="list-style-type: none"> • 土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準適合 • 土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合
	土壌溶出量基準適合、土壌含有量基準不適合	<ul style="list-style-type: none"> • 土壌溶出量基準適合、土壌含有量基準不適合 • 土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合
地質	搬出元の地質と同じであること	
	<ul style="list-style-type: none"> • 自然由来の場合、搬出元と搬出先の汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること • 埋立土砂由来の場合、搬出元と搬出先が同一の港湾であること 	

【解説】(続き)

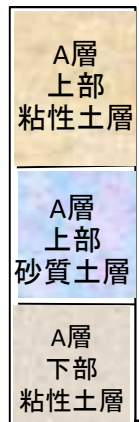
＜汚染の状況が同様である基準の考え方＞



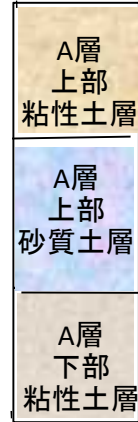
* 特定有害物質の種類については、土壌溶出量及び土壌含有量それぞれについて判断する。

＜土地の地質が同じである基準の考え方＞
(自然由来の場合)

搬出元の代表的な地質模式図



搬出先の代表的な地質模式図



搬出元と搬出先で地層構成が同じ。

(埋立土砂由来の場合)



同一港湾(東京港)

出典) PORT OF TOKYO 2018(東京都港湾局)

自然由来等形質変更時要届出区域の要件(第65条の4)

改正内容

- **自然由来等形質変更時要届出区域の要件を規定(第16条第2項、規則第65条の4)**
 自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動を可能とすることに伴い、**自然由来等形質変更時要届出区域の要件を規定**した。

【解説】

- ✓ 自然由来等形質変更時要届出区域の要件は以下のとおり。

＜自然由来等形質変更時要届出区域の要件＞

汚染原因	要件
汚染が専ら自然由来であると認められる要件	次のいずれにも該当すると認められること <ul style="list-style-type: none"> • 区域指定対象物質が第二種特定有害物質(シアン化合物を除く)であること • 汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること • 汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること • 以下のいずれかの土地であること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 汚染状態が埋立土砂由来若しくは人為等由来でない土地であること ➢ 汚染状態が埋立土砂由来若しくは人為等由来であって汚染のおそれがないと認められる土地であること ➢ 汚染状態が埋立土砂由来若しくは人為等由来であって土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、汚染状態が埋立土砂由来又は人為等由来でないとして認められる土地であること
汚染が専ら埋立土砂由来であると認められる要件 (埋立地特例区域の指定の要件と同じ)	次のいずれにも該当すると認められること <ul style="list-style-type: none"> • 以下のいずれかの土地であること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立等が開始された土地 ➢ 大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立等が開始された土地で、当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合、第二種特定有害物質(シアン化合物を除く)が第二溶出量基準適合である土地 ➢ (いずれの土地も廃棄物が埋立てられている場所は除く) • 以下のいずれかの土地であること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること ➢ 汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、汚染のおそれがないと認められる土地であること ➢ 汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、試料採取等の結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないとして認められる土地であること

認定調査の試料採取等対象物質の見直し(第59条の2、第59条の3関係)

改正内容

- 認定調査において試料採取等対象物質とする物質の見直し(法第16条第1項、規則第59条の2、第59条の3)
認定調査において試料採取等の対象とする物質は、**原則として区域指定対象物質**とした。また、**認定調査時地歴調査において、汚染のおそれがあると認められる特定有害物質が確認された場合は、当該特定有害物質も試料採取等対象物質とすることとした。**

【解説】

- 旧法では、認定調査の試料採取等対象物質は原則として全ての特定有害物質(第三種特定有害物質を除く)としていたが、**原則として区域指定対象物質とすることに見直した。**
- ただし、認定調査時地歴調査の結果、**汚染のおそれがあると認められた以下の特定有害物質については、試料採取等対象物質とすることとした。**
- 掘削前調査及び掘削後調査の方法は、変更なし。
- 認定調査の方法を引用していた汚染土壌処理施設の**浄化等確認調査の試料採取等対象物質はこれまでと変更なし。**(告示で確認方法を定めた。)

<認定調査の試料採取等対象物質とする特定有害物質(区域指定対象物質以外)>

汚染のおそれがあると認められる場合		試料採取等の対象とする特定有害物質
土壌汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質について、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合		当該特定有害物質
要措置区域等の指定後に新たに土壌の汚染のおそれが生じたと認められる場合(次号に掲げる場合を除く。)		新たに汚染のおそれが生じた特定有害物質
要措置区域等の指定後の土壌の搬入により汚染のおそれが生じたと認められる場合又は汚染のおそれがないとはいえない場合	区域指定から1年ごとに搬入土壌の調査結果や使用場所等(規則第59条の2第2項第3号イに掲げる事項)を都道府県知事に届け出た場合	搬入土壌の調査で基準不適合が確認された特定有害物質
	上記届出を行っていない場合	全ての特定有害物質(第三種特定有害物質は、現行通り認定調査時地歴調査結果により対象外とすることが可能)

認定の申請の添付図面の追加(第60条関係)

改正内容

- **認定の申請における添付図面の追加(第16条第1項、規則第60条第2項)**
認定調査を実施し、申請を受けようとする際の申請書には、**認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない**こととした。

【解説】

- ✓ 旧法では図面の添付は求めていなかったが、図面の添付を求めることとした。

7. 汚染土壌処理業

汚染土壌処理業に関する改正概要

【法改正事項】

- 汚染土壌処理業の許可における暴力団の排除(法第22条関係)
- 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受等(法第27条の2～27条の4関係)
- 国等が行う汚染土壌の処理の特例(法第27条の5関係)

【処理業省令改正事項】

- 自然由来等土壌利用施設の追加(処理業省令第1条関係)
- 自然由来等土壌利用施設の許可の申請(処理業省令第2条、第3条関係)
- 自然由来等土壌利用施設の許可及び処理の基準等
(処理業省令第4条、第5条関係)
- 汚染土壌処理施設に配置する者の資格要件
(処理業省令第4条第1項第2号関連)
- 自然由来等土壌利用施設の許可の取り消し等の場合の措置義務
(処理業省令第13条関係)

【e-文書規則改正事項】

- 管理票の電磁的記録による保存(e-文書規則別表第1関係)

汚染土壌処理業の許可における暴力団の排除(法第22条関係)

改正内容

- **汚染土壌処理業の許可における暴力団の排除を規定(法第22条第3項、令第6条)**
汚染土壌処理業の許可の基準における申請者の基準に、暴力団排除のため、以下の規定を追加した。(第一段階施行で施行済み)
 - ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと(以下「暴力団員等」という。)
 - ・未成年者の法定代理人が暴力団員等でないこと
 - ・法人の役員又は使用人(本店、支店等の代表者)のうちに暴力団員等がないこと
 - ・個人の使用人(本店、支店等の代表者)のうちに暴力団員等がないこと
 - ・暴力団員等がその活動を支配する者でないこと

汚染土壌処理業の譲渡及び譲受等（法第27条の2～第27条の4関係）

改正内容

- **汚染土壌処理業の譲渡及び譲受を規定（法第27条の2）**

汚染土壌処理業者が汚染土壌処理業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継することとした。なお、許可の基準はこの承認においても適用される。承認の申請は、処理業省令第14条に基づき行う。（第一段階施行で施行済み）

- **汚染土壌処理業の合併及び分割を規定（第27条の3）**

汚染土壌処理業者である法人が合併又は分割する場合で、都道府県知事の承認を受けたときは、合併後に存続若しくは新設する法人、又は分割により汚染土壌処理業者の全部を承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を承継することとした。なお、許可の基準はこの承認においても適用される。承認の申請は、処理業省令第15条に基づき行う。（第一段階施行で施行済み）

- **汚染土壌処理業の相続を規定（第27条の4）**

汚染土壌処理業者が死亡した場合、相続人が当該汚染土壌処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請し、都道府県知事の承認を受けた場合は、相続人は被相続人に係る汚染土壌処理業者の地位を承継することとした。

なお、申請から承認又は承認しない旨の通知を受けるまでの期間は、汚染土壌処理業の許可は相続人に対してされたものとみなすこととした。また、許可の基準はこの承認においても適用される。承認の申請は、処理業省令第16条に基づき行う。（第一段階施行で施行済み）

国等が行う汚染土壌の処理の特例（法第27条の5関係）

改正内容

- 国等が行う汚染土壌の処理の特例を規定（法第27条の5、令第7条、処理業省令第2条第4項他）**
 国又は地方公共団体（港務局を含む）が汚染土壌の処理の事業を行う場合の**汚染土壌処理業の許可の規定の適用については、国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、許可があったとみなす**こととする。

【解説】

＜国等が協議を行い汚染土壌処理業を行う際の手続き等＞

分類	条文	必要書類、図面等
汚染土壌処理業の協議	処理業省令第2条第4項、第5項	国等が都道府県知事と協議を行う際は、第2項第1号から第11号まで並びに第21号から第29号までに掲げる書類及び図面、第30号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類並びに第31号に掲げる書類を添付しなければならない。（更新をする際で、内容に変更がない時は30号・31号関係書類以外は省略可能。）
通知書記載事項	処理業省令第3条第2項	国等は、法第22条第2項第1号から第4号までに掲げる事項並びに前項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる事項を記載した協議書を提出しなければならない。
変更の協議	処理業省令第8条第3項、第4項	国等が協議の変更を行おうとする際は、第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び法第27条の5の協議が成立した年月日を記載した変更協議書を提出して行う。変更協議書には、第3条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更が第2条第2項各号に掲げる書類及び図面（同項第1号から第11号まで並びに第21号から第29号までに掲げる書類及び図面、第30号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類並びに第31号に掲げる書類に限る。）の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付する。
通知を要する変更	処理業省令第10条第2項、第11条第3項	通知を要する変更は、第3条第1項各号に規定する事項及び第2条第2項第5号及び第29号に掲げる書類に記載した事項並びに第30号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類に記載した事項を変更するときに該当する。 国等が軽微な変更等を行った際は、都道府県知事に第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び法第27条の5の協議が成立した年月日を記載した通知書を提出する。
汚染土壌処理業の休止等	処理業第12条第2項	国等が汚染土壌処理業の休止、廃止又は再開をしようとするときは、都道府県知事に前項第1号から第4号まで、第6号から第9号までに掲げる事項及び法第27条の5の協議が成立した年月日を記載した通知書を提出する。

参照条文：法第27条の5、令第7条、処理業省令第2条第4項、第3条第2項、第5項第8条第3項、第4項、第10条第2項、第11条第3項、第12条第2項

自然由来等土壤利用施設の追加(処理業省令第1条関係)

改正内容

- 汚染土壤処理施設に自然由来等土壤利用施設を追加(処理業省令第1条第5号)**
 汚染土壤処理施設に**自然由来等土壤利用施設を追加**した。自然由来等土壤利用施設は、**自然由来等土壤構造物利用施設**と**自然由来等土壤海面埋立施設**の2種類を規定した。

【解説】

- ✓ 自然由来等土壤利用施設の種類の種類は以下のとおり。

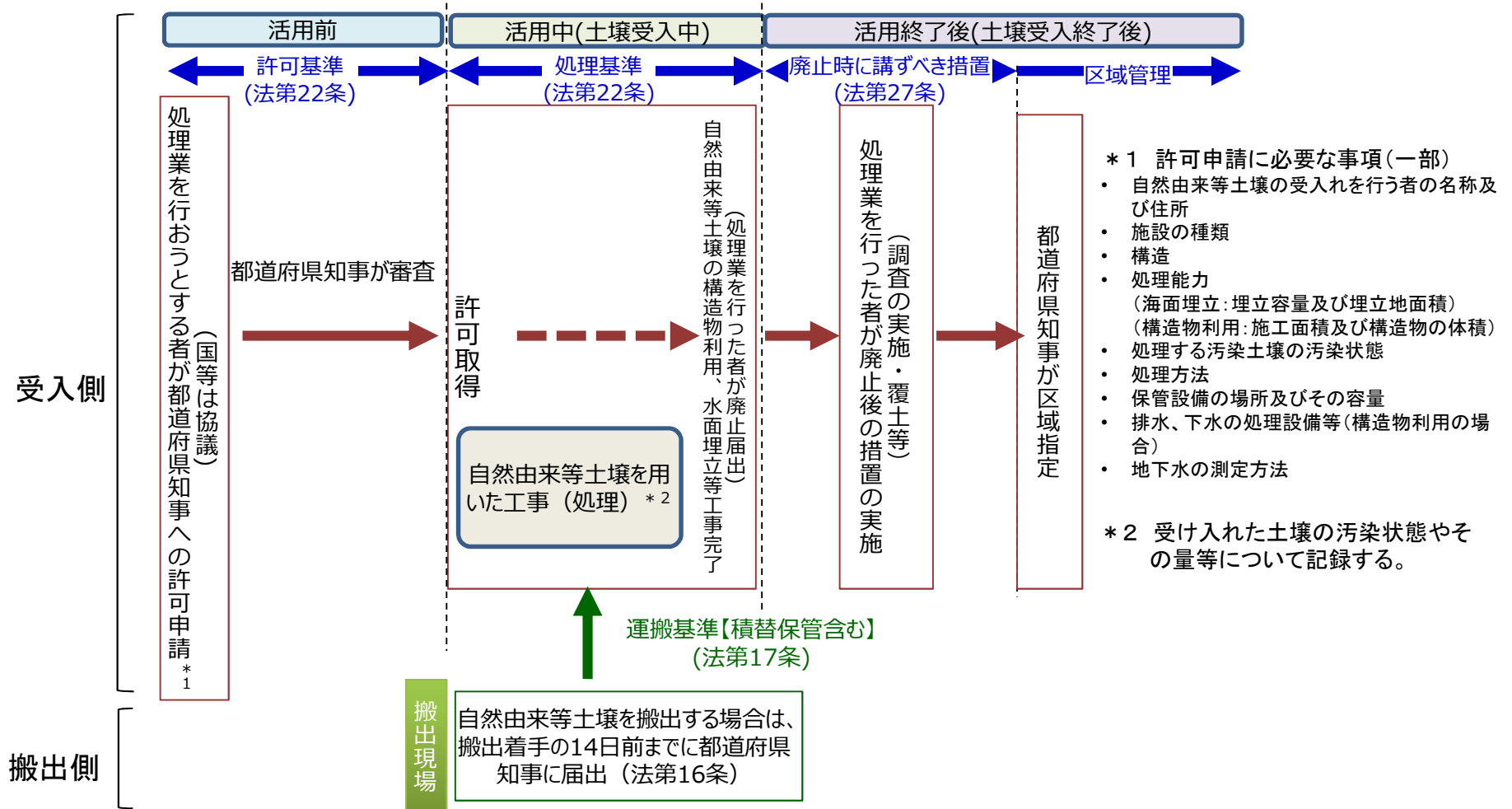
＜自然由来等土壤利用施設の種類の種類＞

施設の種類の種類	条文	施設
自然由来等土壤構造物利用施設	処理業省令第1条第5号イ	自然由来等土壤を土木構造物の盛土の材料その他の材料 (以下「盛土材等」という。)として 利用する施設 (当該自然由来等土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出及び地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置が講じられた施設であって、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限る。)として 都道府県知事が認めたもの (口に掲げるものを除く。)
自然由来等土壤海面埋立施設	処理業省令第1条第5号ロ	自然由来等土壤の 公有水面埋立法による公有水面の埋立て (海面の埋立てに限る。)を行うための 施設

- ✓ 土木構造物の盛土は、港湾の堤防や道路の盛土等が想定される。
- ✓ 「盛土の材料その他の材料」とは、盛土材のほか裏込材等が該当する。

【解説】(続き)

- ✓ 自然由来等土地利用施設の許可から廃止までの流れは以下のとおりである。廃止後は、都道府県知事により区域指定が行われる。



自然由来等土壤利用施設の許可の申請(処理業省令第2条、第3条関係)

改正内容

- **自然由来等土壤利用施設の許可の申請の記載事項等の追加(処理業省令第2条、第3条)**
自然由来等土壤利用施設の追加に伴い、**許可の申請の記載事項等**を追加した。

【解説】

- ✓ 自然由来等土壤利用施設の許可の申請の追加記載事項は以下のとおり。

＜自然由来等土壤利用施設の許可の申請の追加記載事項等＞

施設の種類	許可の申請の記載事項の追加事項	許可の申請に添付する書類及び図面の追加事項
自然由来等土壤構造物 利用施設	<ul style="list-style-type: none"> • 土木構造物の種類 	<ul style="list-style-type: none"> • 当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類 • 自然由来等土壤から異物除去、自然由来等土壤の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壤と当該自然由来等土壤以外の土壤(基準適合土壤又は自然由来等土壤に限る。)との混合(以下「土質改良」という。)を行う場合にあっては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壤の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類
自然由来等土壤海面 埋立施設	—	<ul style="list-style-type: none"> • 公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けたことを証する書類の写し • 土質改良を行う場合にあっては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壤の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類

自然由来等土壤利用施設の許可及び処理の基準(処理業省令第4条、第5条関係)

改正内容

- **自然由来等土壤利用施設の許可の基準及び処理の基準を規定(処理業省令第4条、第5条)**
自然由来等土壤利用施設の追加に伴い、当該**施設の許可基準及び処理基準を規定**した。

【解説】

- ✓ 自然由来等土壤利用施設の許可基準及び処理基準は以下のとおり。

<自然由来等土壤利用施設の許可基準及び処理基準>

事項	自然由来等土壤構造物利用施設	自然由来等土壤海面埋立施設
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> • 汚染土壤処理施設に係る事業場からの自然由来等土壤の特定有害物質を含む液体の地下への浸透により新たな地下水汚染を防止するための措置として環境大臣が定めるものが講じられていること(次ページ参照) • 排水水を公共用水域や下水道に排出する場合には、排水水基準や排除基準に適合させるために必要な設備及び測定するための設備が設けられていること • 周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること 	<ul style="list-style-type: none"> • 周縁の海域の汚染状態を測定するための設備が設けられていること • 土質改良を行う場合、その方法が土壌溶出量及び土壌含有量を上昇させない方法であること
	<ul style="list-style-type: none"> • 土質改良を行う場合、その方法が土壌溶出量及び土壌含有量を上昇させない方法であること • その他、飛散等の防止や生活環境の保全等は既存の施設と同様に適用 	
処理基準 (許可基準の要件も含め確認)	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずること • 新たな地下水汚染が生じた場合は、運転を停止し、必要な措置を講ずること • 自然由来等土壤(基準不適合物質が第二種特定有害物質(シアン化合物並びに水銀及びその化合物を除く)であり、第二溶出量基準適合)以外の汚染土壤(土質改良後の土壤を含む)以外の汚染土壤は受け入れてはならないこと • 排水水を公共用水域や下水道に排出する場合は、測定を行い基準適合を確認すること • 定期的に周縁の地下水の測定を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> • 海洋汚染防止法の水底土砂判定基準に適合しない土壤を受け入れてはならないこと。 • 定期的に周縁の海域の水質測定を行うこと
	<ul style="list-style-type: none"> • 自然由来等土壤を使用している旨を表示すること • その他、飛散等の防止や生活環境の保全等は既存の施設と同様に適用 	

【解説】(続き)

＜自然由来等土壤構造物利用施設の地下水汚染を防止するための措置＞

	利用する土壤の汚染由来等	地下水汚染を防止するための措置
1	下記以外の場合	以下のいずれにも該当すること <ul style="list-style-type: none"> • 自然由来等土壤構造物利用施設が帯水層に接しないようにすること • 施設に利用する自然由来等土壤に含まれる特定有害物質が水に溶出しないように土壤の性状を変更すること又は遮水工を設置すること
2	施設に利用する自然由来等土壤に含まれる特定有害物質による汚染が専ら自然に由来する場合	1の措置又は、 <ul style="list-style-type: none"> • 施設の底面から帯水層までの距離及び施設を設置する土地の土壤に係る分配係数その他の情報を勘案して、自然由来等土壤を利用した日から相当期間を経過した後に自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体が帯水層に到達しない距離を保つ位置に施設を設けること
3	施設に利用する自然由来等土壤に含まれる特定有害物質による汚染が専ら自然に由来する場合 (カドミウムの土壤溶出量が0.075mg/L未満であり、かつ施設を設置する土地の土壤に水を加えた検液のpHが5.0以上であるとき、又は鉛の土壤溶出量が0.3mg/L未満であるとき)	1の措置又は2の措置又は <ul style="list-style-type: none"> • 施設の底面から帯水層までの距離を50cm以上保つ位置に施設を設けること

汚染土壌処理施設に配置する者の資格要件(処理業省令第4条第1項第2号関連)

改正内容

- **汚染土壌処理施設に配置する者の資格要件(処理業省令第4条第1項第2号ロ(2)(i))**
技術士法施行規則の改正に伴い、汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として配置することとされてる者のうち、**大気の汚染に関して必要な知識を有する者の技術士に係る資格の部門を衛生工学部門(建築物衛生管理)に改正した。**(平成31年3月31日以前に合格した者にあつては、現行通り大気管理でよい。)

自然由来等土壤利用施設の許可の取り消し等の場合の措置義務(処理業省令第13条関係)

改正内容

- **自然由来等土壤利用施設の許可の取り消し等の場合の措置義務を規定(処理業省令第13条)**
自然由来等土壤利用施設の追加に伴い、当該**施設の許可の取り消し等の場合の措置義務を規定**した。

【解説】

- ✓ 自然由来等土壤利用施設は、自然由来等土壤の受入れを終了したときは、汚染土壤処理業の廃止に該当することになる。
- ✓ 汚染土壤処理施設の許可の取り消し時には土壤調査を行うこととしているが、自然由来等土壤利用施設に利用した自然由来等土壤の汚染状態は、搬出元の形質変更時要届出区域の汚染状態と同様とみなす。それ以外の部分は通常の調査を実施する。
- ✓ 自然由来等土壤を使用していることが明らかである部分については、自然由来等土壤構造物利用施設の場合にあっては形質変更時要届出区域のうち一般管理区域又は自然由来特例区域、自然由来等土壤海面埋立施設の場合にあっては埋立地特例区域に指定することとなる。
- ✓ その他の措置義務は以下のとおり。

＜自然由来等土壤利用施設の許可の取り消し等の場合の措置義務＞

自然由来等土壤構造物利用施設	自然由来等土壤海面埋立施設
<ul style="list-style-type: none"> • 自然由来等土壤の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壤を利用した場所の表面を<u>土砂で50cm以上覆うこと</u>又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うこと • 施設の内部に雨水その他の水が滞留するおそれがある場合は、当該場所の表面を<u>遮水シートで覆うこと</u>その他の措置により、施設の内部に雨水その他の水を滞留させないこと 	<ul style="list-style-type: none"> • 自然由来等土壤の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壤を利用した場所の表面を<u>土砂で50cm以上覆うこと</u>又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うこと

管理票の電磁的記録による保存(e-文書規則別表第1関係)

改正内容

- **管理票の電磁的記録による保存(法第20条第5項、第7項、第8項、e-文書規則別表第1)**
管理票交付者、運搬受託者、処理受託者による**管理票の写しの保存を電磁的記録の保存でも可能とした**。(第一段階施行で施行済み。)

【解説】

- ✓ 管理票交付者及び運搬受託者は管理票の写しの送付を受けた日、処理受託者は送付の日から5年間、管理票の写しを保存しなければならない。管理票の保存はこれまでは書面での保存としていたが、電磁的記録による保存もできることとした。

8. 指定調査機関

指定調査機関に関する改正概要

【法改正事項】

○指定調査機関の届出事項の変更の届出(法第35条関係)

【指定省令改正事項】

○業務規程の記載事項の追加(指定省令第19条関係)

【e-文書規則改正事項】

○台帳の電磁的記録による保存(e-文書規則別表第1関係)

指定調査機関の届出事項の変更の届出(法第35条関係)

改正内容

- **届出事項の変更届出の時期の見直し(法第35条)**

指定調査機関が事業所の名称又は所在地等の変更を行う際の変更届出は、変更しようとする日の14日前までとしていたが、**遅滞なく届け出ることに変更**した。(第一段階施行で施行済み。)

【解説】

✓ 変更届出が必要となる事項は以下の事項である。

- 土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号
- 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況
- 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの業務を行う都道府県の区域(環境大臣が指定した機関のみ)
- 役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名及び構成員の構成割合(法人のみ)

業務規程の記載事項の追加(指定省令第19条関係)

改正内容

- **業務規程の記載事項の追加(指定省令第19条)**
業務規程の記載事項に「**技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項**」を追加した。

【解説】

- ✓ 指定調査機関では、土壌汚染状況調査等ごとに技術管理者が当該調査に従事する他の者の監督を行う必要があるため、業務規程に監督に関する事項を記載することとした。
- ✓ 指定調査機関は、平成32年3月31日までに、追加事項を記載した業務規程を届け出る必要がある。

帳簿の電磁的記録による保存(e-文書規則別表第1関係)

改正内容

- **帳簿の電磁的記録による保存(法第38条、e-文書規則別表第1)**
指定調査機関による**帳簿の保存を電磁的記録の保存でも可能とした**。(第一段階施行で施行済み。)

【解説】

- ✓ 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、保存する必要がある。帳簿の保存はこれまでは書面での保存としていたが、電磁的記録による保存もできることとした。

9. 經過措置

経過措置（法附則第2条、第3条）

- ✓ 平成31年4月1日より前に法第7条第1項の指示措置を受けた場合に行う汚染の除去等の措置は、なお従前の例による。（法附則第2条第1項）
- ✓ 平成31年4月1日より前に法第7条第1項の指示措置を受けた場合の汚染の除去等の措置の費用の請求は、なお従前の例による。（法附則第2条第2項）
- ✓ 改正した法第16条第1項の汚染土壤の搬出届出の規定は、平成31年4月1日から起算して14日を経過する日（平成31年4月15日）以後に汚染土壤を要措置区域等外へ搬出しようとする者に適用する。（法附則第3条）

経過措置（規則附則第2項～第4項）

- ✓ 改正法の土壌汚染状況調査に係る規定は、**平成31年4月1日以後に以下の手続き等（以下、「有害物質使用特定施設の廃止等」という。）を行った場合に適用**される。（附則第2項）
 - 法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の廃止
 - 法第4条第2項に規定する届出（土地の形質の変更の届出とあわせて土壌汚染状況調査結果の届出）
 - 法第4条第3項に規定する命令（汚染のおそれがある土地で一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合の調査命令）
 - 法第5条第1項に規定する命令（人の健康被害のおそれがある土地に対する調査命令）
 - 法第14条第1項に規定する申請（指定の自主申請）

平成31年3月31日以前にこれらの手続き等を行った場合は、現行の方法で調査を行う。
- ✓ 有害物質使用特定施設が設置されている工場における土地の形質の変更の規模要件（900㎡）は、**平成31年4月1日から起算して30日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用**する。
- ✓ 法12条第1項に規定する届出事項や規則第50条に規定する適用除外行為、規則第53条に規定する施行方法の基準については、**平成31年4月1日から起算して14日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用**する。
- ✓ 法第4条第2項の届出及び法第14条第1項の申請に関する調査は、届出や申請の前に行うが、届出や申請日が平成31年4月1日以降であれば、新規則に基づいた調査が必要となることに注意が必要。

規定	基準日	適用	
土壌汚染状況調査に係る規定	有害物質使用特定施設の廃止等の日	基準日が平成31年 3月31日まで <div style="background-color: #a0c0ff; padding: 5px; text-align: center;">旧法適用</div>	基準日が平成31年 4月1日以降 <div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px; text-align: center;">改正法適用</div>
有害物質使用特定施設が設置されている工場における土地の形質の変更の規模要件（900㎡）	土地の形質の変更の着手日	<div style="background-color: #a0c0ff; padding: 5px; text-align: center;">旧法適用</div>	<div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px; text-align: center;">改正法適用</div>
		基準日が平成31年 4月30日まで	基準日が平成31年 5月1日以降

10. 特定有害物質の見直し (1,2ジクロロエチレン関係)

特定有害物質の見直し(1,2-ジクロロエチレン関係)

改正内容

- **特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレンに見直し**
 - 特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレン(シス体)にトランス-1,2-ジクロロエチレン(トランス体)をあわせ、**1,2-ジクロロエチレンに見直し**た。
 - 基準は「**0.04mg/L以下(シス体とトランス体の和)**」である。(参考:シス-1,2-ジクロロエチレンも「0.04mg/L以下」であった。)
 - 運用等は、クロロエチレンの追加時の考え方を基本に、1,2-ジクロロエチレンは異性体の追加である観点を考慮した。

【解説】

- ✓ 土壤汚染対策法の特定有害物質であるシス-1,2-ジクロロエチレンを異性体のトランス-1,2-ジクロロエチレンとあわせて1,2-ジクロロエチレンとした。1,2-ジクロロエチレンに係る基準等は以下のとおり。

基準等の種類		基準等
汚染状態に関する基準	土壤溶出量基準	0.04mg/L以下であること(シス体とトランス体の和として)
	土壤含有量基準	—
地下水基準		0.04mg/L以下であること(シス体とトランス体の和として)
第二溶出量基準		0.4mg/L以下であること(シス体とトランス体の和として)

【測定結果の数値の取扱い】

- シス体とトランス体が両方とも定量下限値以上の場合、シス体とトランス体の測定値の和を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示する。
- シス体、トランス体のいずれか一方が定量下限値未満で、いずれか一方が定量下限値以上の場合、定量下限値以上の方の測定値を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示する。
- シス体とトランス体が両方とも定量下限値未満の場合は、「定量下限値未満」と表示することとする。

【解説】(続き)

- ✓ 施行は平成31年4月1日。
- ✓ 経過措置は改正法と同様。有害物質使用特定施設の廃止等の日が平成31年4月1日以降であれば、1,2-ジクロロエチレンを対象として試料採取等を行う。
- ✓ 平成31年3月31日以前に、既に有害物質使用特定施設の廃止等を行っており、法に基づく調査等に着手している場合(既に区域指定されている土地については、措置、搬出、運搬、処理を実施している場合を含む。)は、トランス体を測定していないことのみを理由にやり直しを求めない。
- ✓ ただし、新たな調査契機が生じた場合は、その時点の特定有害物質を対象に調査を行うため、新たな調査契機において、過去の調査以降に1,2-ジクロロエチレンによる汚染のおそれが生じていれば、1,2-ジクロロエチレンを対象に試料採取等を行うこととなる。
- ✓ 法第4条第2項の届出及び法第14条第1項の申請に関する調査は届出や申請の前に行われるが、届出や申請を行う日が平成31年4月1日以降である場合、1,2-ジクロロエチレンを対象とした調査結果が必要となる。
- ✓ 平成31年3月31日以前に、シス体で区域指定されている土地は、引き続き「シス-1,2-ジクロロエチレン」を区域指定対象物質とし、当該区域の指定を解除するために必要な調査では、試料採取等対象物質にトランス体は含めない。
- ✓ シス体の許可を受けている汚染土壌処理業者については、1,2-ジクロロエチレンの許可を受けているとみなす。また、シス体の許可を取得した日を1,2-ジクロロエチレンの許可を受けた日とみなし、1,2-ジクロロエチレンに係る許可証の交付は、平成31年4月1日以降に行う。
- ✓ 平成31年3月31日以前にシス-1,2-ジクロロエチレン又はその親物質を対象に土壌汚染状況調査等を行い、それらの基準適合が確認された土地で、新たな調査契機が生じた場合、1,2-ジクロロエチレンによる汚染のおそれはないこととする。
- ✓ 平成31年3月31日以前にシス-1,2-ジクロロエチレンを対象に土壌汚染状況調査等を行い、基準不適合が確認されたため、汚染の除去等の措置を行った土地については、掘削除去を行った場合については、汚染のおそれはないと判断して差し支えない。また、原位置浄化を行った場合では、工事完了後の地下水のモニタリングでシス体が基準に適合することを確認していた場合については、汚染のおそれはないと判断して差し支えない。

基準日：有害物質使用特定施設の廃止等の日

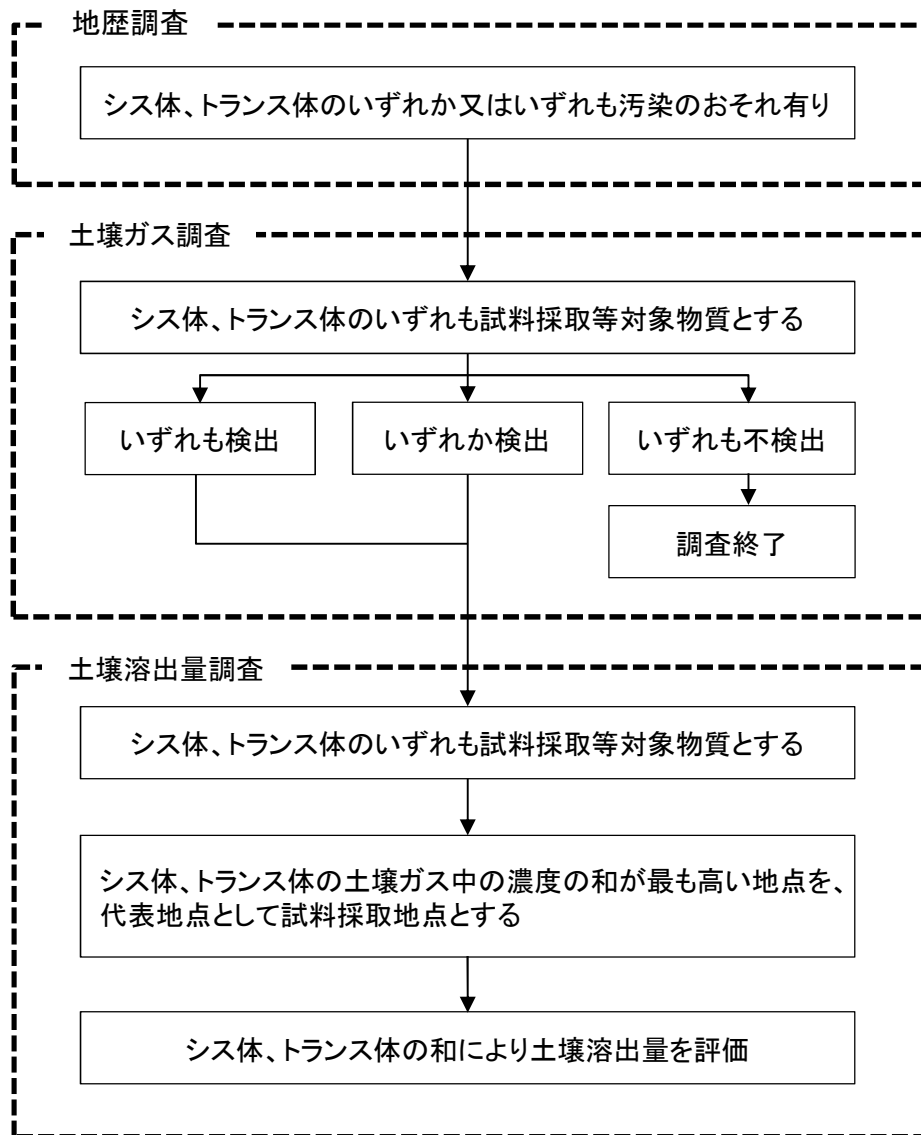
基準日が平成31年
3月31日まで

基準日が平成31年
4月1日以降

旧物質適用

新物質適用

【解説】(続き)
✓ 調査の流れ



土壌ガス調査のシス体とトランス体の
定量下限値はそれぞれ0.1volppm